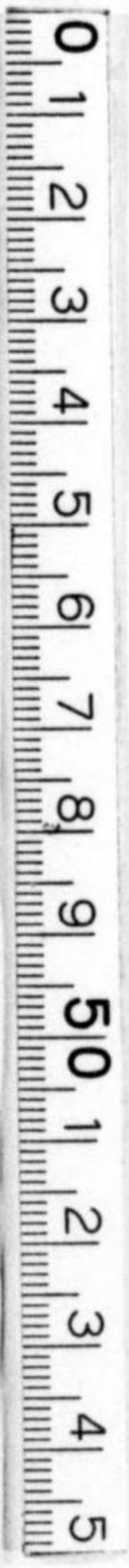


83-448

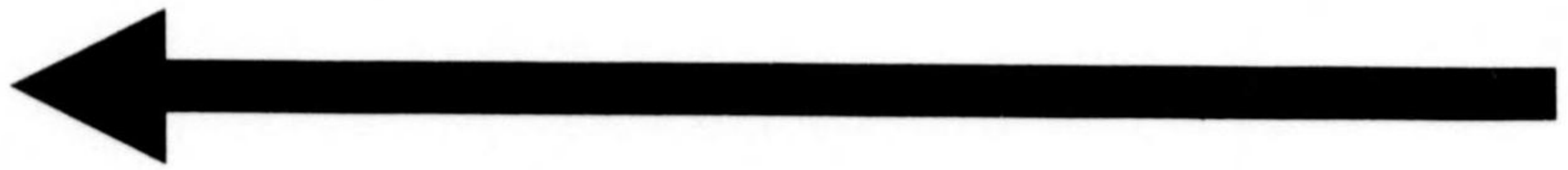


1200501327885

83  
48



始



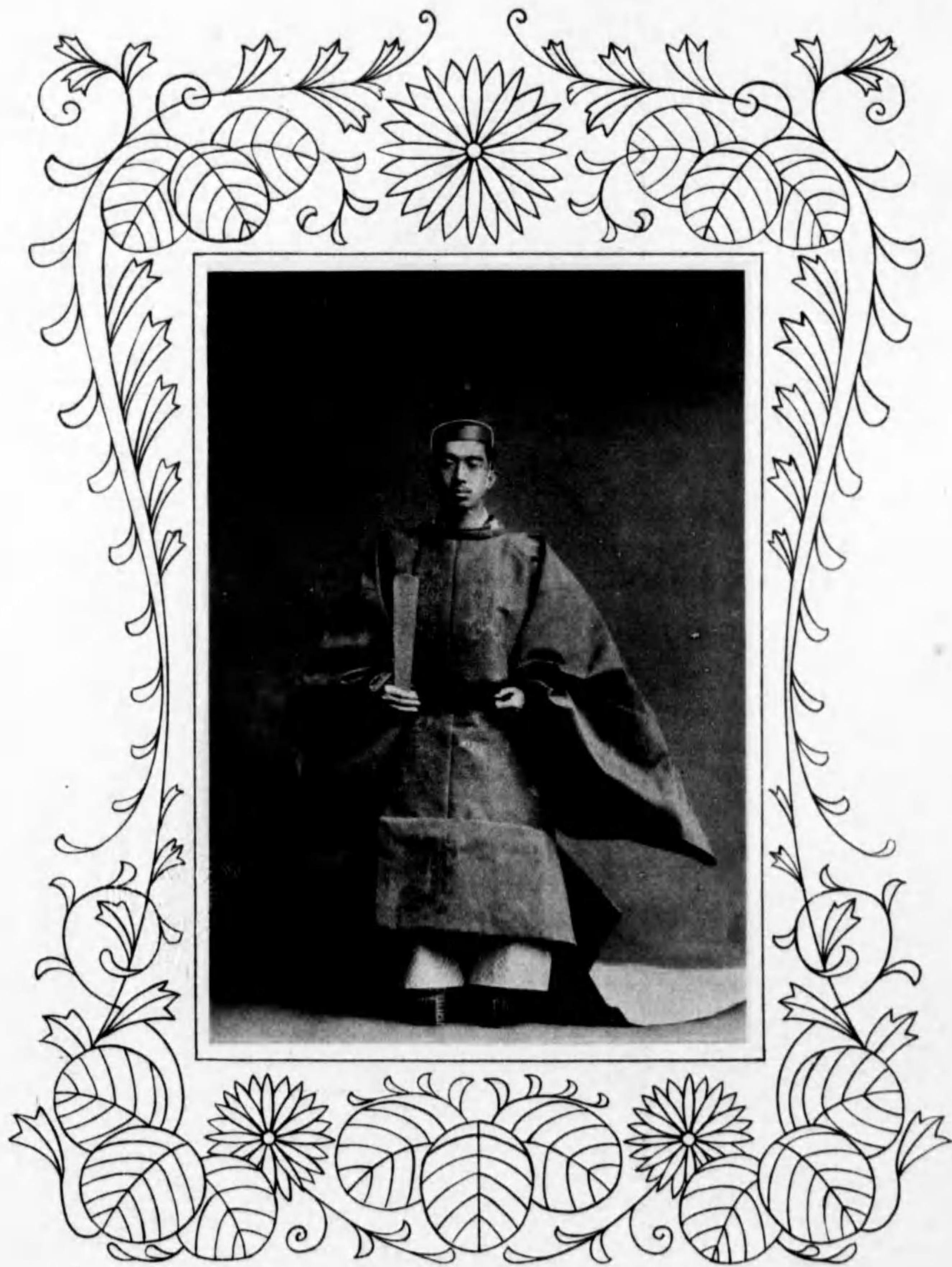
27A72



昭和  
大禮愛知縣  
記念錄

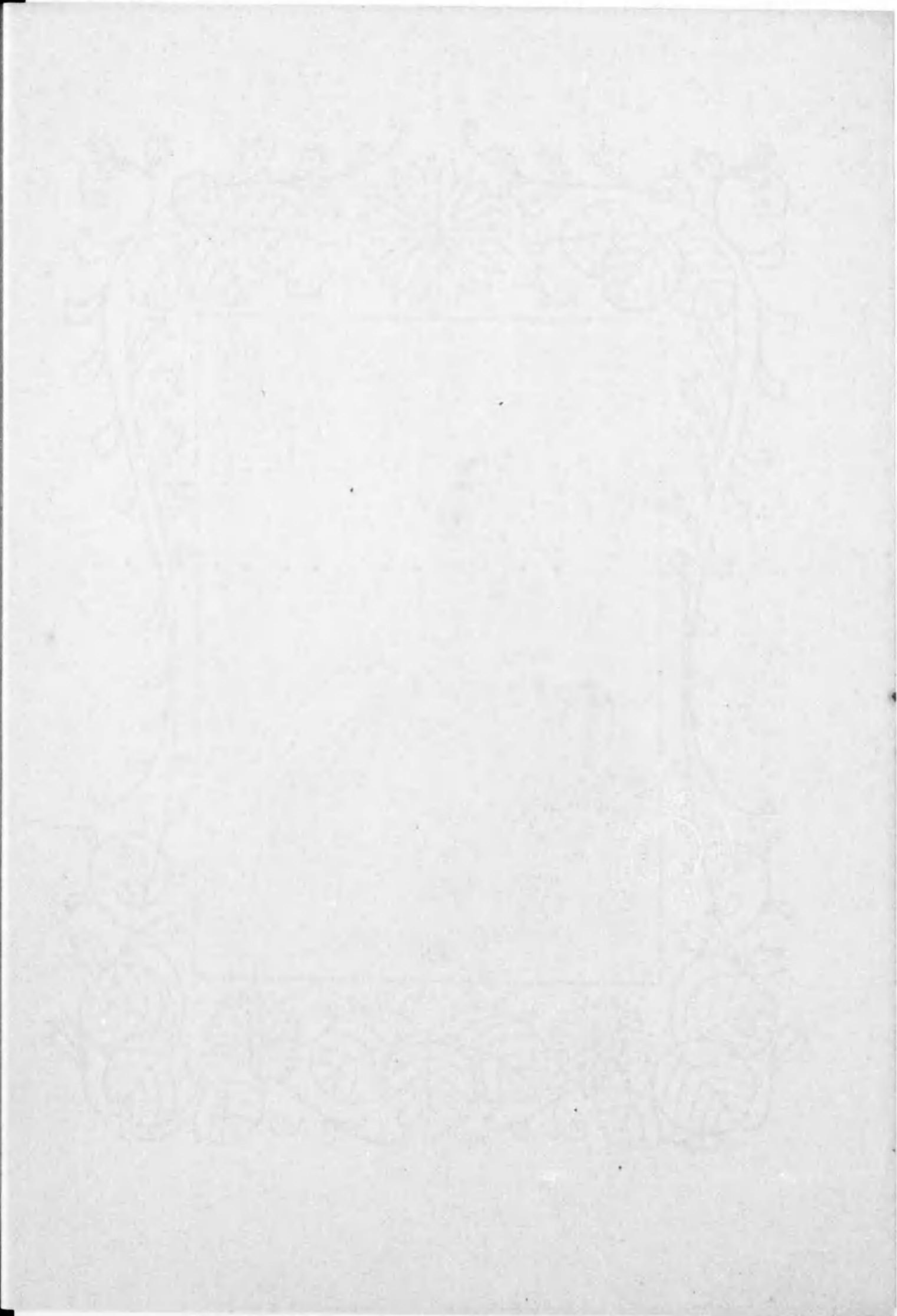


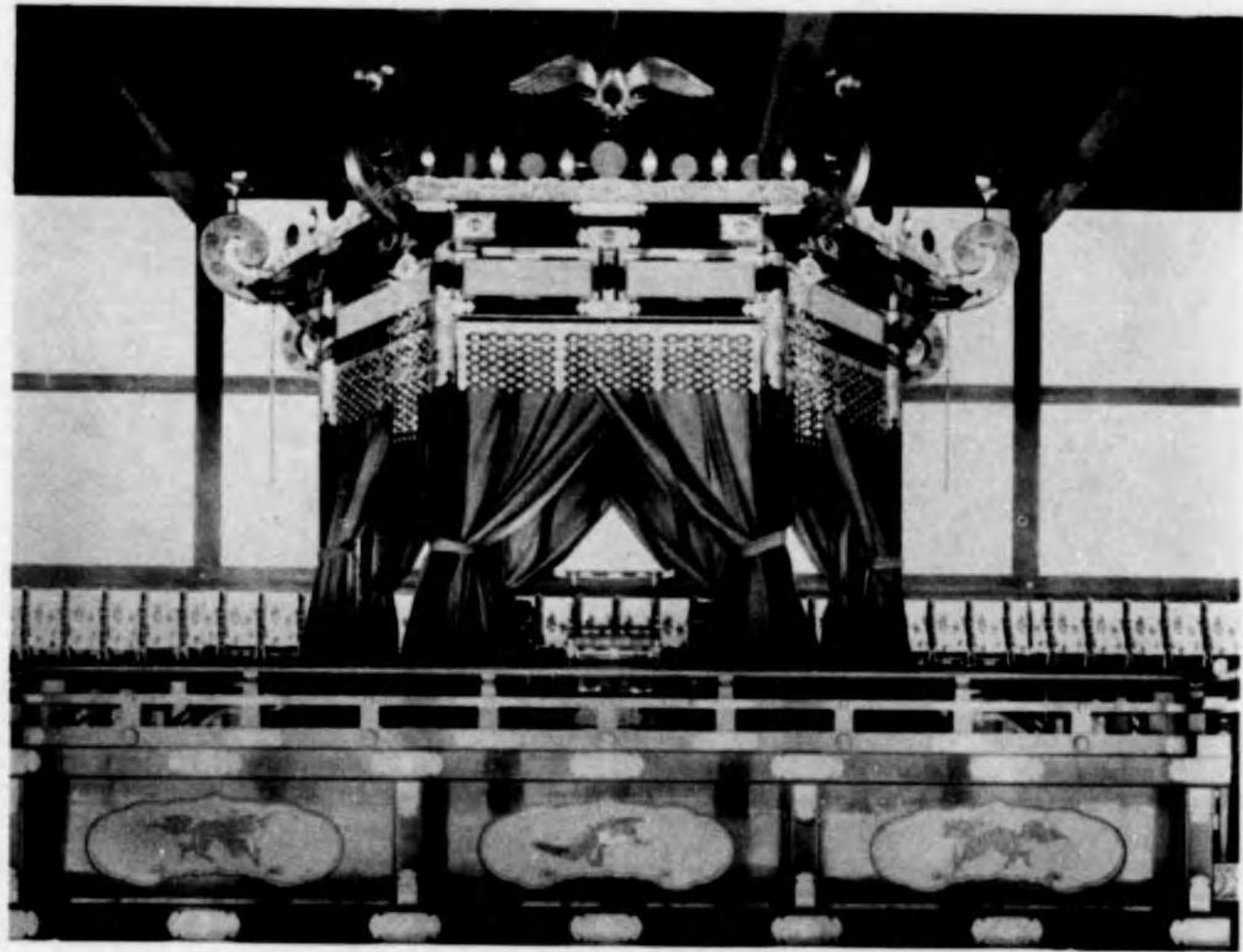




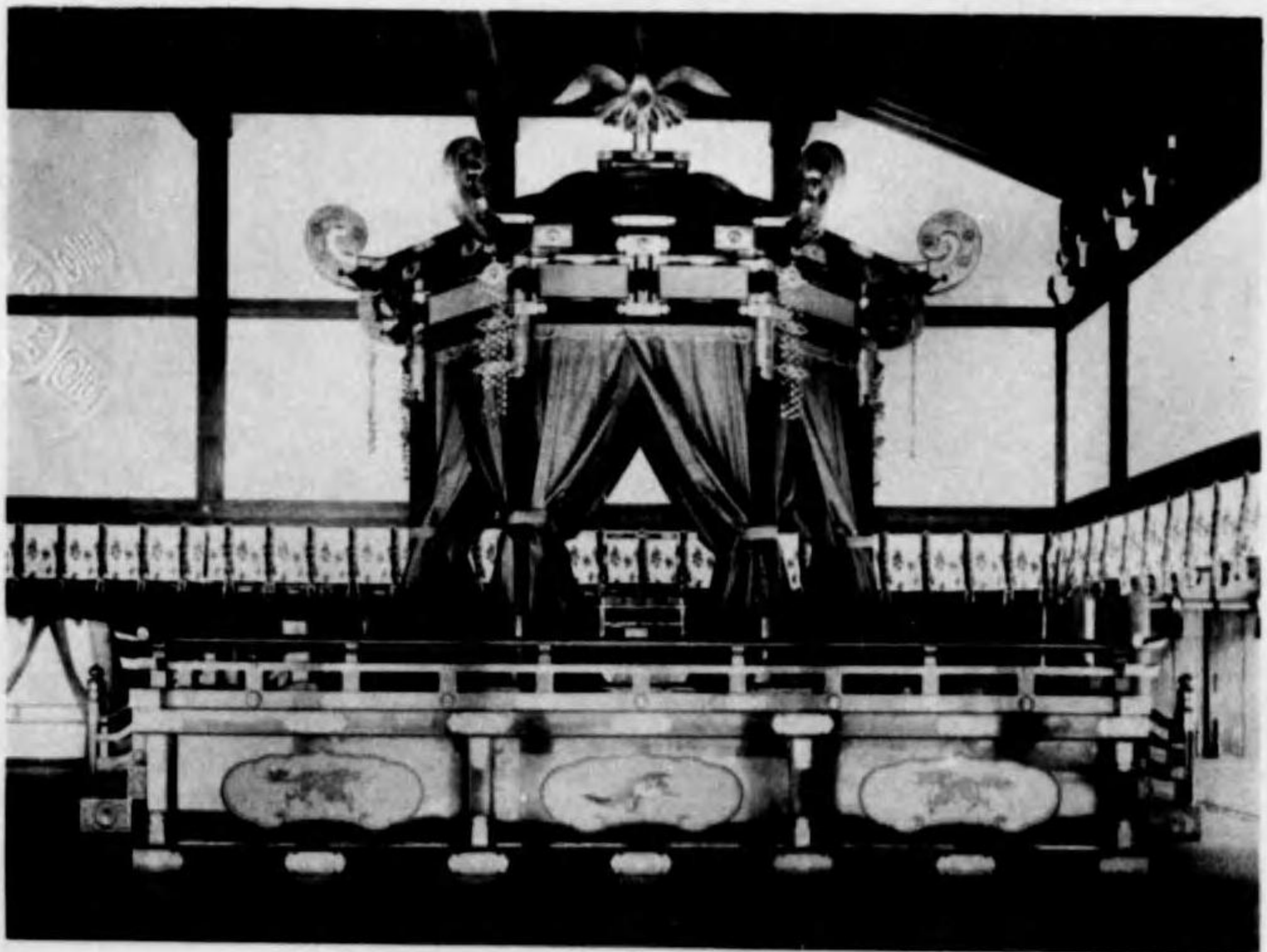


大 野 宮

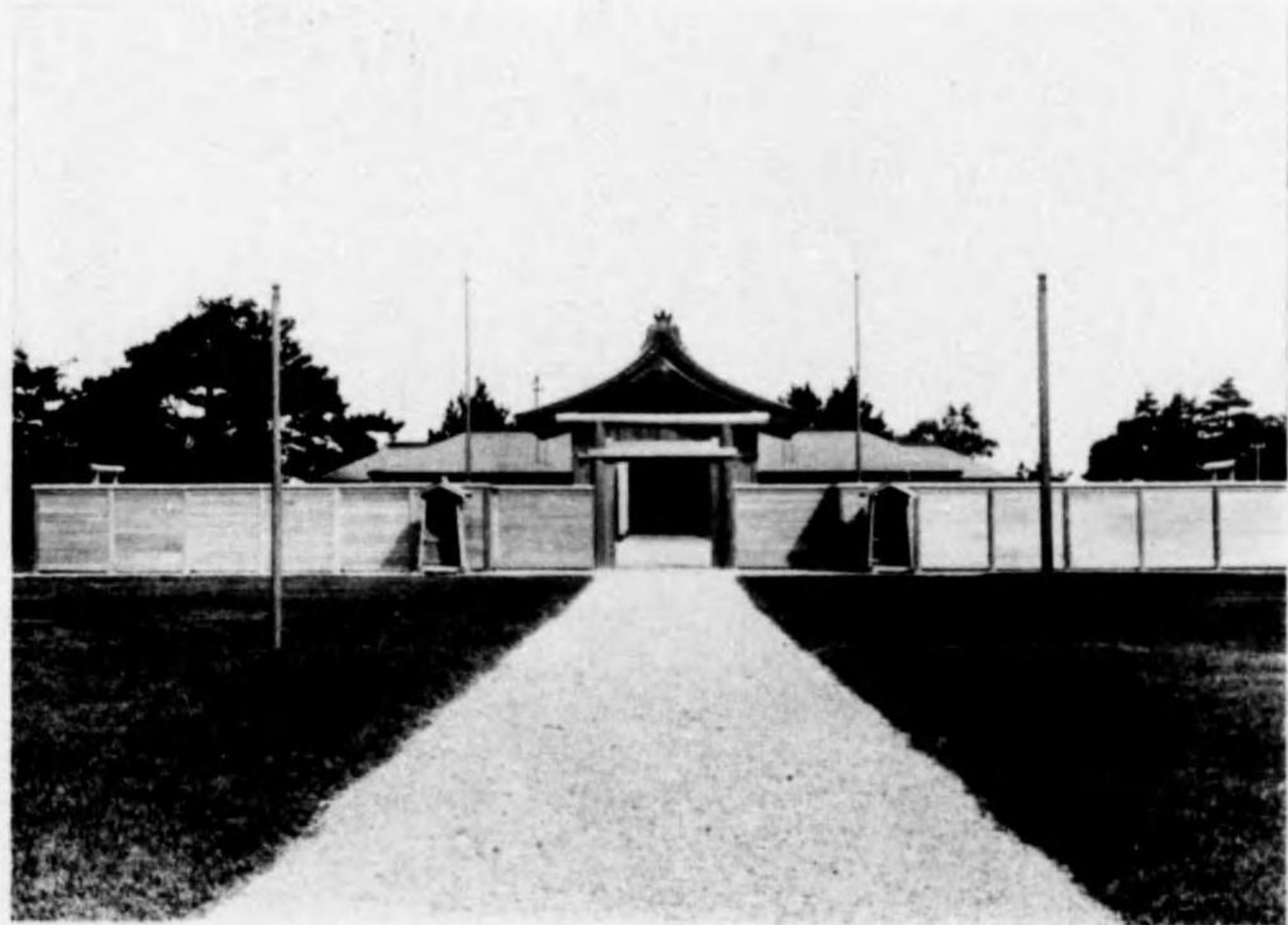




高 御 座



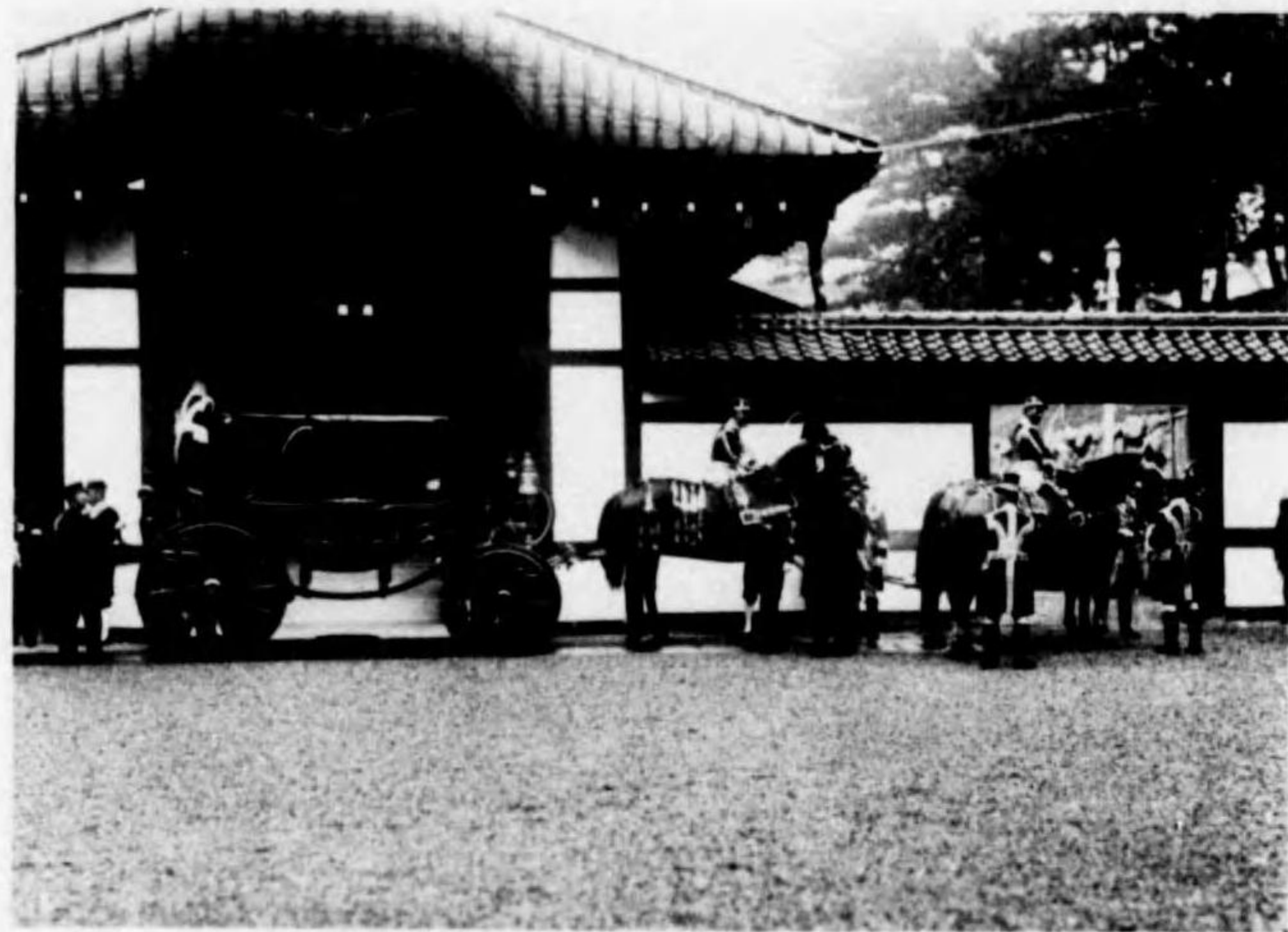
御 帳 臺



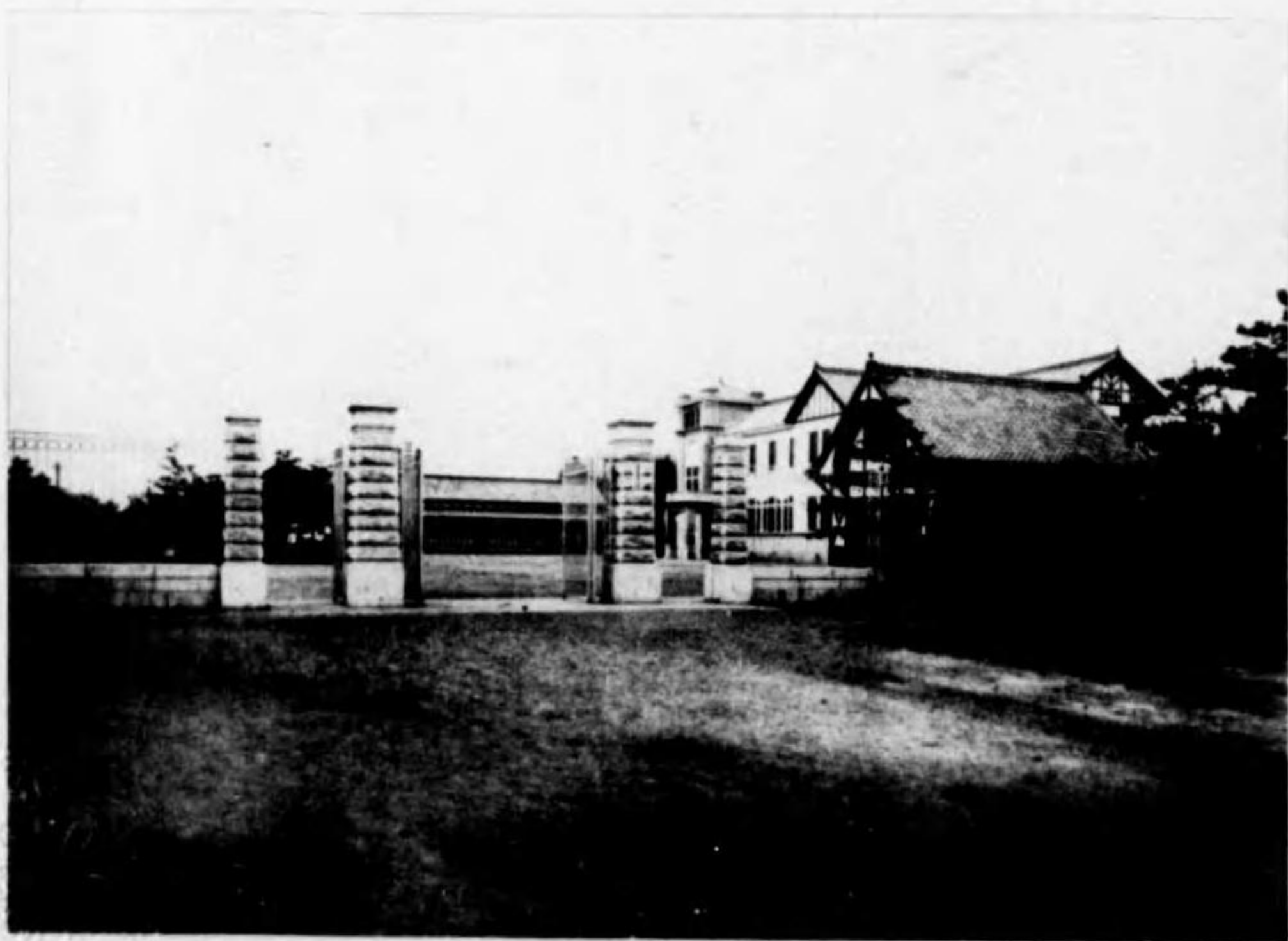
殿假所賢内宮離屋古名



宮離屋古名



(前發發御日七十二月一十) 寄車御宮離屋古名



社行借屋古名所退立御常非

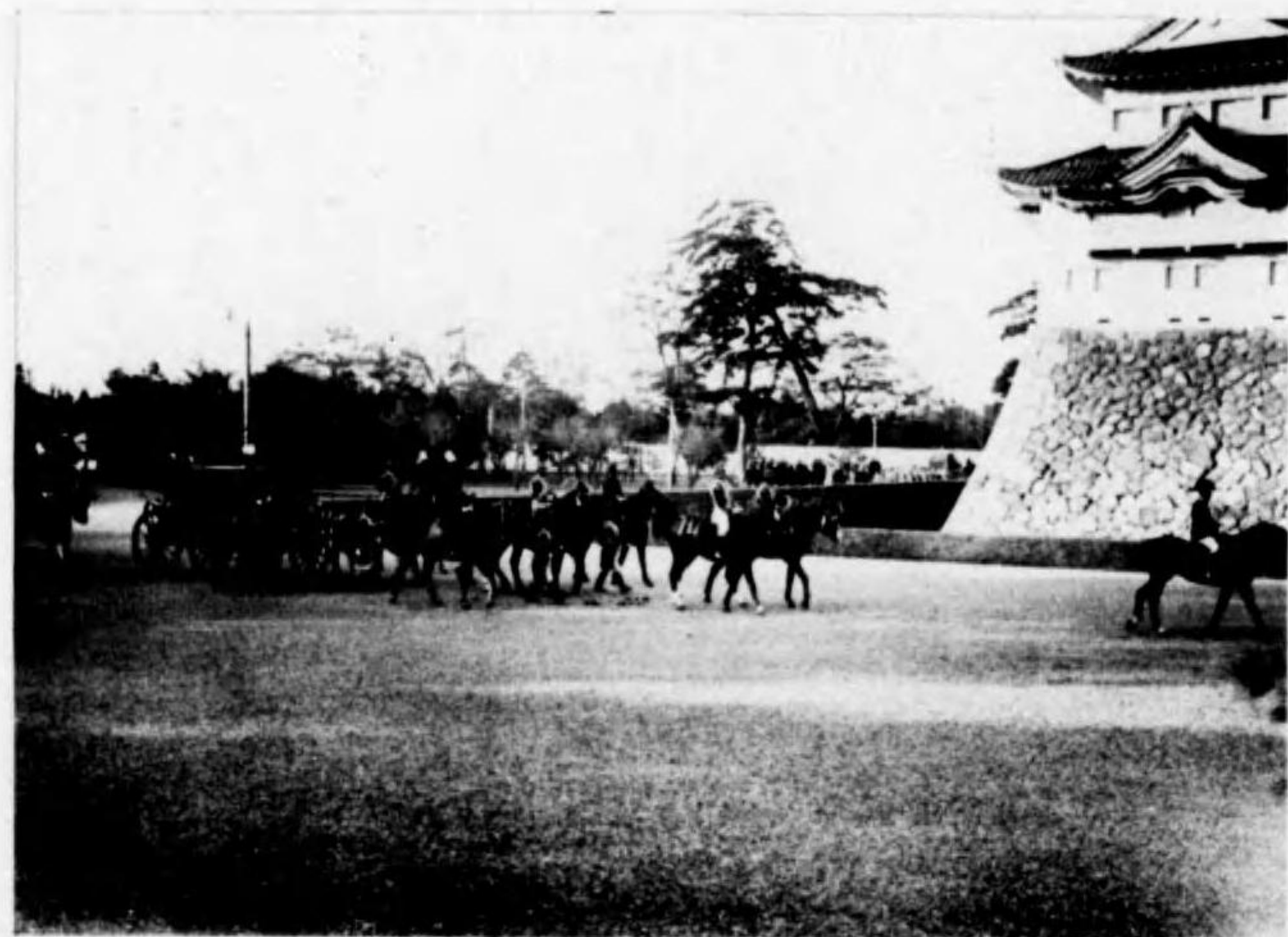




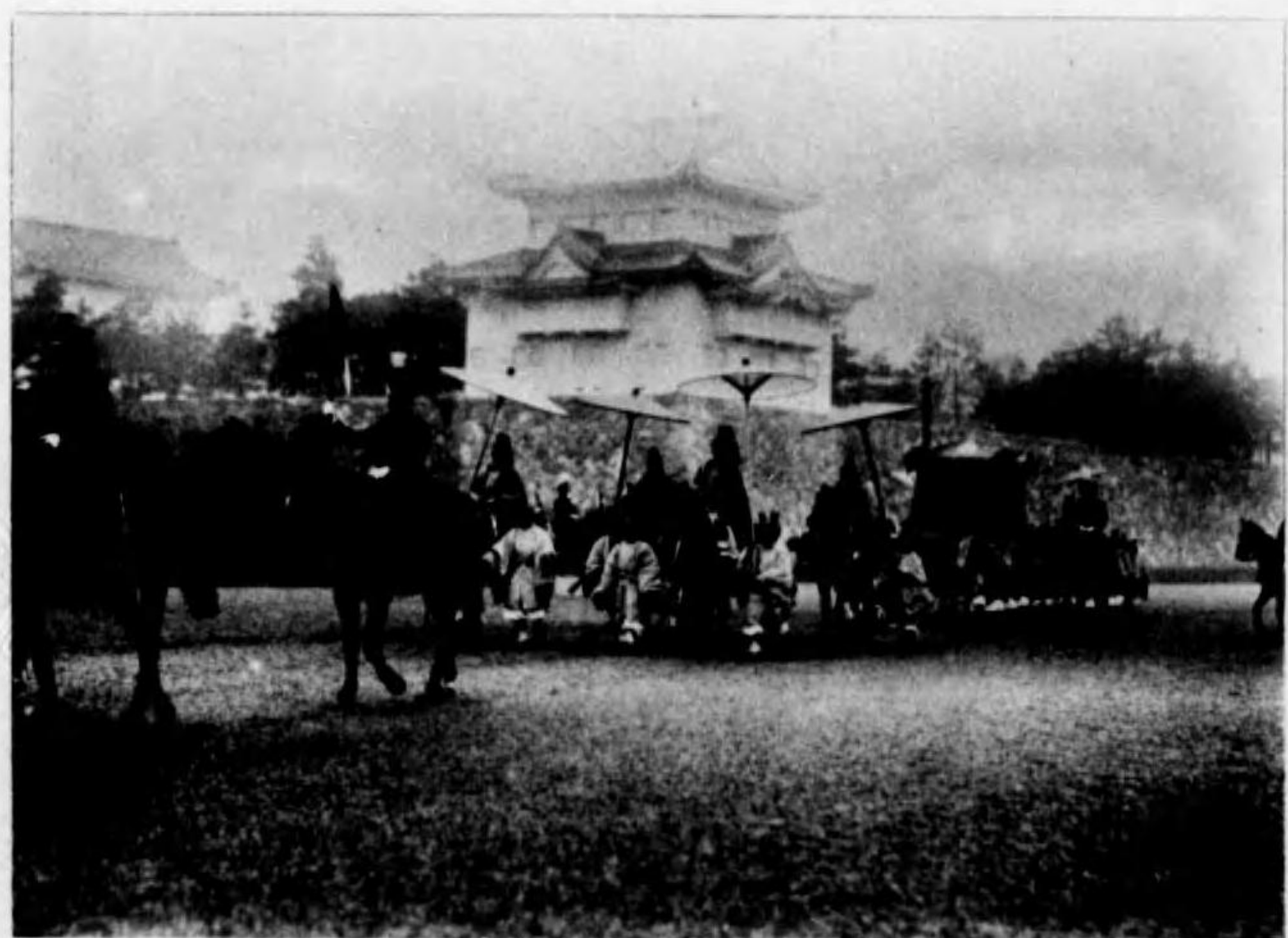
(日六月一十) 御進中市屋古名輦鳳



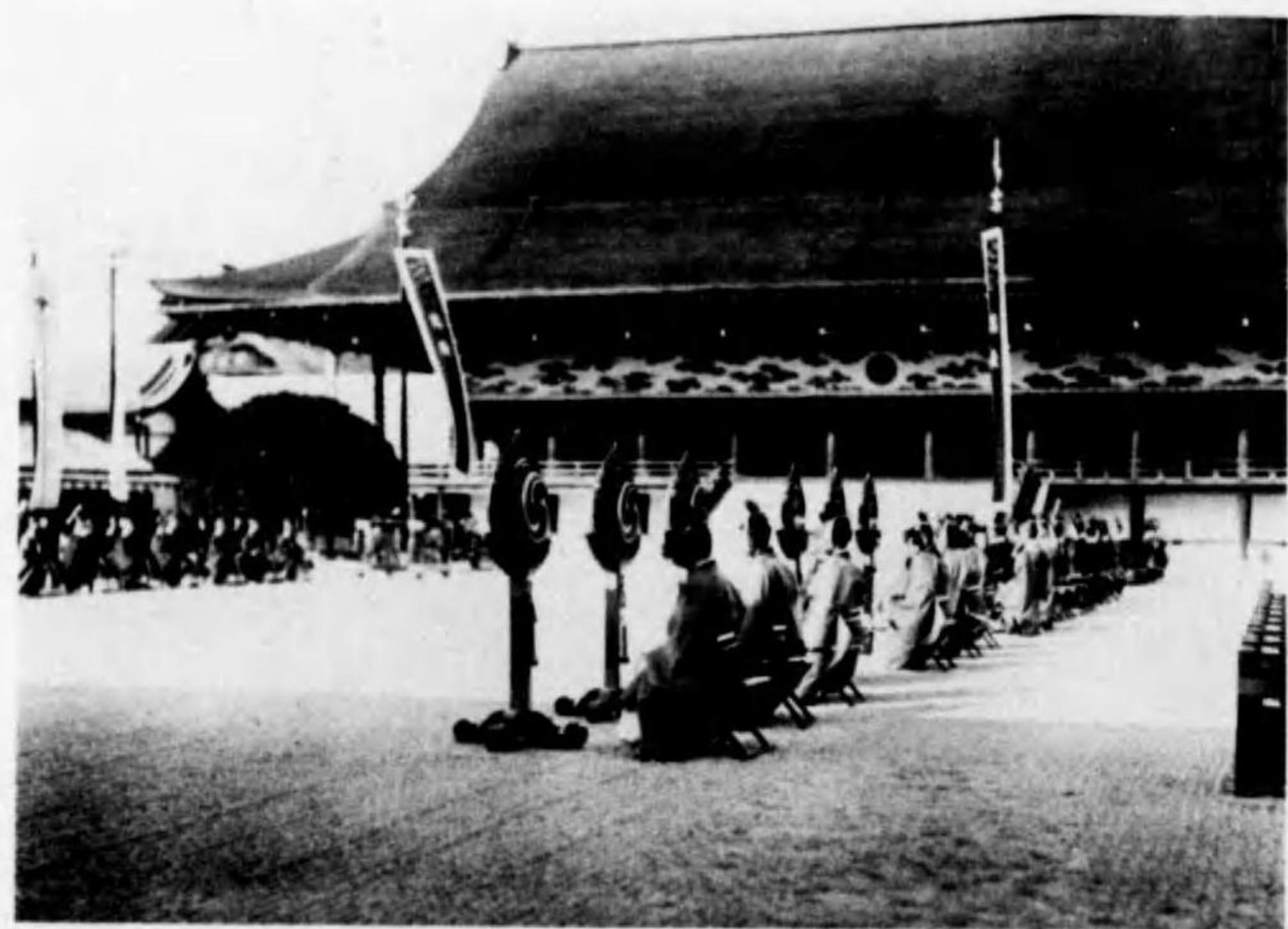
(日六月一十) 御進内宮離屋古名車羽御所賢



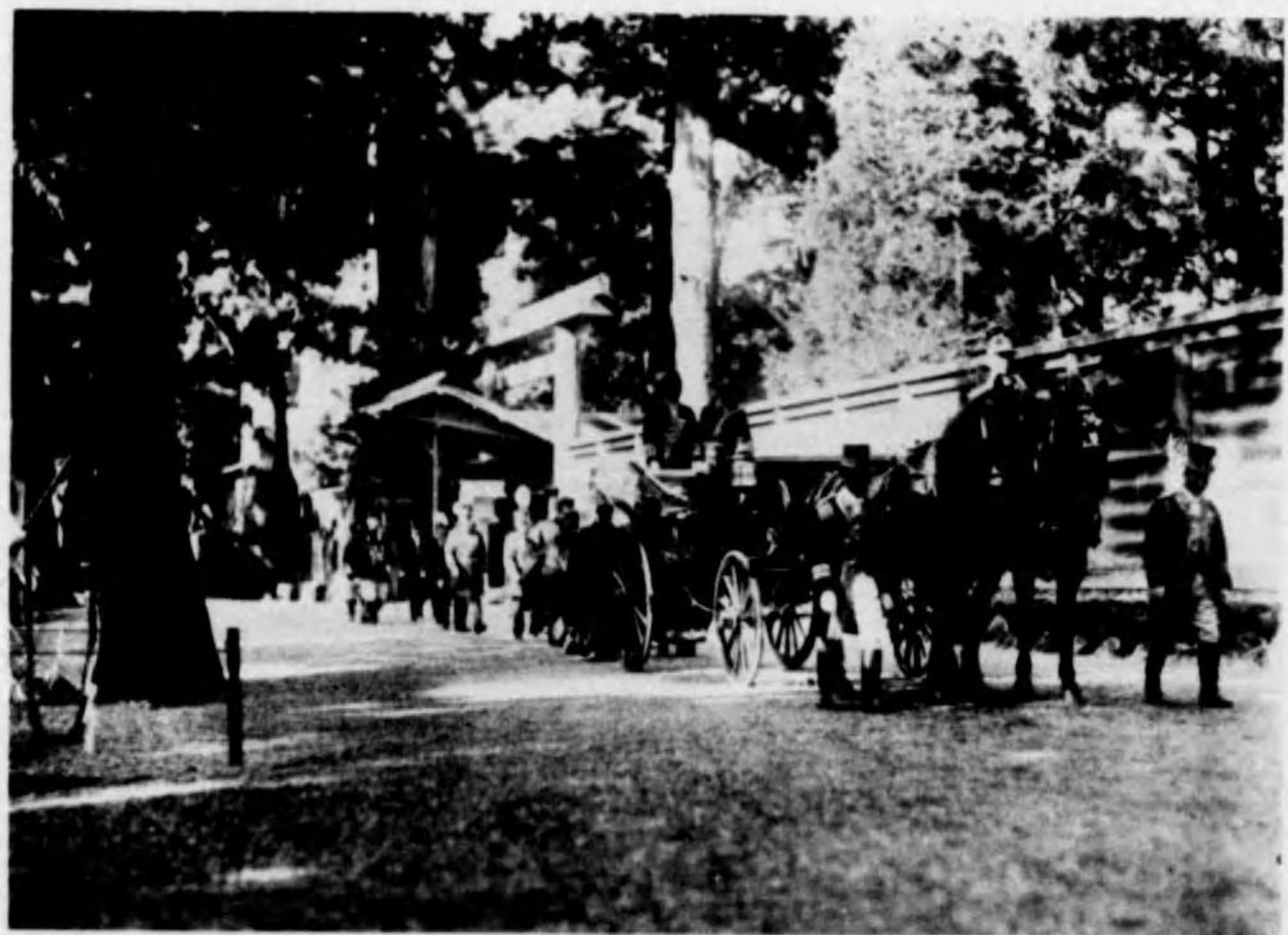
(日六月一十) 御進内宮離屋古名叢鳳



(日七月一十) 御進内宮離屋古名車羽御所賢



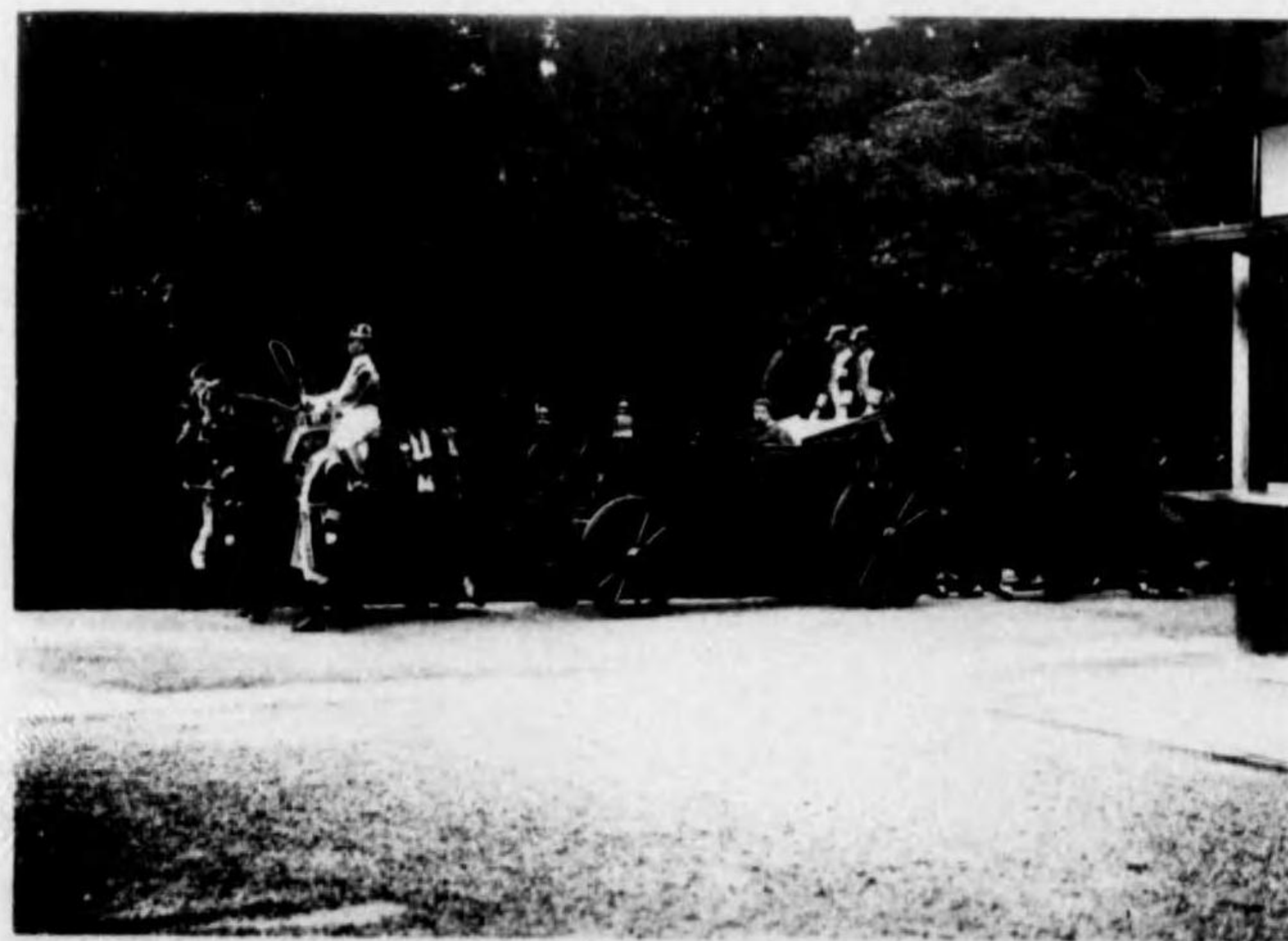
儀 御 之 殿 宸 紫



儀 御 之 謁 親 御 宮 外



(一の其) 儀御之謁親御宮内



(二の其) 儀御之謁親御宮内



愛知縣知事正四位三等  
小幡 豐治

愛知縣知事野田正八君の肖像  
 野田正八君は、愛知縣知事として、  
 愛知縣の行政を掌するに當り、  
 勤政愛民の精神を以て、  
 愛知縣の発展に努められたるが、  
 茲に、その功績を以て、  
 勳章を授けられたる。

愛知縣知事野田正八君の肖像  
 野田正八君は、愛知縣知事として、  
 愛知縣の行政を掌するに當り、  
 勤政愛民の精神を以て、  
 愛知縣の発展に努められたるが、  
 茲に、その功績を以て、  
 勳章を授けられたる。

表上の長議會縣田野事知幡小



昇正田野等六勳位八正長議會縣知愛  
級七功

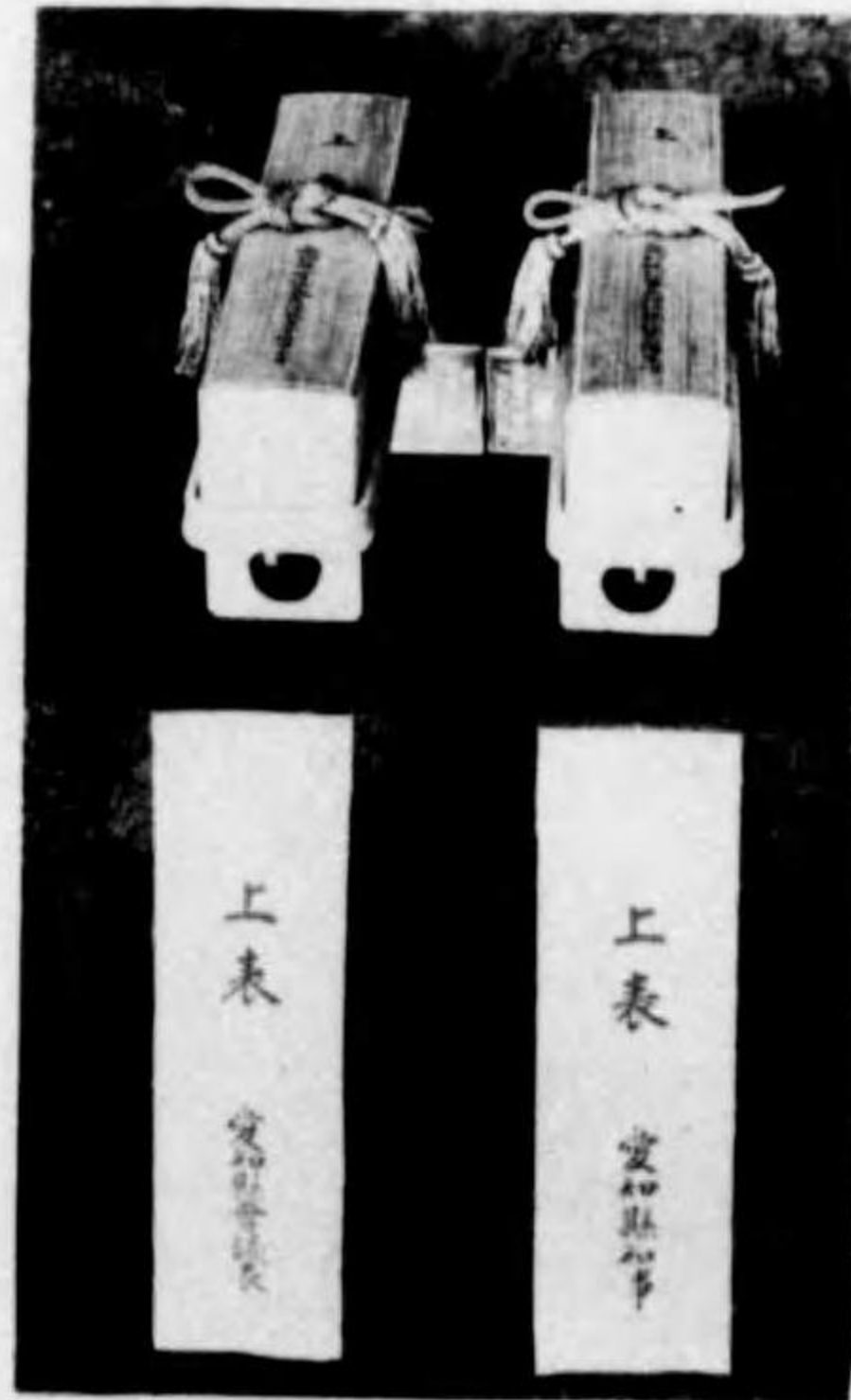


表 上



介義下木位五從官記書縣知愛  
(長部部務警務事禮大)



郎四慶合落等六勳位五從官記書縣知愛  
(長部部務總務事禮大)



次富江鐘位六正官記書縣知愛  
(長副部務總務事禮大)



廣野荻位六正師技方地  
(長副部務總務事禮大)





即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於テ賜リタル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ語ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ治ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニスレ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ暨スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

大禮奉祝唱歌

一 三種の神器うつさて  
天津日嗣の御位に  
我が大君の御たまふ  
かしこき今日の大御典

二 悠紀主基の田の新稲を  
神饌とささげて皇神に  
御代の朝の大御典

三 神の御代より傳れる  
古き御國の城しく  
日に遊みて榮えゆく  
我が君が代の大御典

昭和三年十一月 天皇陛下京都に於て即位の禮を行はせたまふ洵に是れ聖代の昭事にして四海億兆の景福を同じくする所たり、恭しく惟ふに熱田の神宮は寶劍の永へに鎮まりたまふ處、靈耀赫灼古今の史乘に輝き萬庶崇仰して深く報效の丹心を磨く斯の大儀に當りては本縣特に繪服供納の命を拜し更に又た西幸の 鳳駕辱く蹕を名古屋離宮に駐めさせたまふあり、重光累榮眞に感激に堪へざるなり、二州の蒼生乃ち滿腔の至情を披きて奉祝の衷悃を表し、官民協同して警衛の事に従ひ、幸に遺漏なきを得たるは全く 陛下の御稜威に據り亦た縣民の赤誠を加護したまふ神明の祥祐に依る。茲に謹みて大典に際し本縣の施設したる事項を輯録し、是の光榮を不朽に傳へて、千古の盛儀を記念するの一端とし、相俱に夙夜淬勵して、益奉公の節を致さんことを期す。記録成るに及ひ以て卷首に辯す。

昭和四年四月

愛知縣知事

小 幡 豊 治

本記念録は第一編より第三編に互り 今上天皇陛下即位の大禮を挙げさせ給ふに方  
り我愛知縣に於て施設經營せる事業を、第四編に於て大禮に關する縣下各方面の事項  
を第五編に於て汎く大禮に關する一般の記事を記述したるものなり。

一、第一編より第三編に至る及第四編の一部の記事は、特に廳内各係より關係資料の提出  
を求め之を輯録せるものなり。從て努めて其の記述の精粗を劃一し、記事の配列を整へ  
たり。

一、本記念録の文體用字假名遣法等は編纂者の深く意を用ゐたる所なりと雖、尙多少統一  
を缺ける嫌なきにあらず。是れ一は各種多様の記事を包含せるにより、一は材料の綜合  
上自ら已を得ざるものあればなり。

一、記念録編纂に當り資料を寄與せられたる諸氏に對し、茲に深く感謝の意を表す。

### 凡 例

- 一、本記念録は第一編より第三編に互り 今上天皇陛下即位の大禮を挙げさせ給ふに方  
り我愛知縣に於て施設經營せる事業を、第四編に於て大禮に關する縣下各方面の事項  
を第五編に於て汎く大禮に關する一般の記事を記述したるものなり。
- 一、第一編より第三編に至る及第四編の一部の記事は、特に廳内各係より關係資料の提出  
を求め之を輯録せるものなり。從て努めて其の記述の精粗を劃一し、記事の配列を整へ  
たり。
- 一、本記念録の文體用字假名遣法等は編纂者の深く意を用ゐたる所なりと雖、尙多少統一  
を缺ける嫌なきにあらず。是れ一は各種多様の記事を包含せるにより、一は材料の綜合  
上自ら已を得ざるものあればなり。
- 一、記念録編纂に當り資料を寄與せられたる諸氏に對し、茲に深く感謝の意を表す。



# 昭和愛知縣記念録目次

## 卷 頭

即位禮當日紫宸殿に於て賜はりたる勅語  
大禮奉祝歌

### 第一編 總 說

緒 言……………一

第一章 事務概要……………三

第二章 大禮事務諸規程並に委員……………四

### 第二編 總 務 部

第一章 宮 廷 係……………三

第一節 上 表……………三

第二節 大嘗祭庭積机代物……………三

目 次

四九	三	四	八〇	眞言・行遷行啓
四八	三	三	八〇	舍マス
四七	二	二	八〇	完壁
四六	三	三	八〇	遺失物
四五	三	三	八〇	稻浦
四四	三	三	八〇	湯
四三	三	三	八〇	浴場
四二	三	三	八〇	一・四
四一	三	三	八〇	拜納指令
四〇	三	三	八〇	五年
三九	三	三	八〇	安城町
三八	三	三	八〇	書
三七	三	三	八〇	表忠園
三六	三	三	八〇	表忠園
三五	三	三	八〇	表忠園
三四	三	三	八〇	表忠園
三三	三	三	八〇	表忠園
三二	三	三	八〇	表忠園
三一	三	三	八〇	表忠園
三〇	三	三	八〇	表忠園
二九	三	三	八〇	表忠園
二八	三	三	八〇	表忠園
二七	三	三	八〇	表忠園
二六	三	三	八〇	表忠園
二五	三	三	八〇	表忠園
二四	三	三	八〇	表忠園
二三	三	三	八〇	表忠園
二二	三	三	八〇	表忠園
二一	三	三	八〇	表忠園
二〇	三	三	八〇	表忠園
一九	三	三	八〇	表忠園
一八	三	三	八〇	表忠園
一七	三	三	八〇	表忠園
一六	三	三	八〇	表忠園
一五	三	三	八〇	表忠園
一四	三	三	八〇	表忠園
一三	三	三	八〇	表忠園
一二	三	三	八〇	表忠園
一一	三	三	八〇	表忠園
一〇	三	三	八〇	表忠園
九	三	三	八〇	表忠園
八	三	三	八〇	表忠園
七	三	三	八〇	表忠園
六	三	三	八〇	表忠園
五	三	三	八〇	表忠園
四	三	三	八〇	表忠園
三	三	三	八〇	表忠園
二	三	三	八〇	表忠園
一	三	三	八〇	表忠園

目次

第一款 献 穀……………二六三

第二款 御買上庭積机代物……………二六五

第三款 繒 服……………二六八

第一款 繒服上納の歴史的考察……………二六八

第二款 繒服調進の拜命……………二七一

第三款 御料蠶の飼育……………二七二

第四款 繒服の調製……………二七三

第五款 繒服の供納……………二七六

第六款 三龍社の光榮……………二七九

第四節 行在所及非常御立退所……………二八〇

第五節 天機奉伺並御機嫌奉伺……………二八二

第六節 德音 優典……………二八三

第一款 徳行者及功勞者……………二八四

第二款 養 老……………二八七

第三款 賑 恤……………二九一

第七節 御 門 鑑……………二九六

第八節 賜 饌……………二九九

第二章 庶 務 係

第一章 庶 務 係……………二三五

第一節 事務分擔……………二三五

第二節 臨時縣會……………二三六

第三節 大禮記念録上梓……………二三五

第一款 編纂準備……………二三六

第二款	御寫真御貸下並寫真撮影	三三八
第三款	編	三三〇
第四節	天氣豫報	三三一
第一款	愛知縣測候所の活動	三三一
第二款	大禮期間の氣象概況	三三二
第五節	文書收受發送整理	三三七
第六節	徽章調製	三四八
第一款	委員徽章	三四八
第二款	腕章、胸章、標識旗	三四九
第七節	縣會議員接待	三五〇
第三章 奉迎送係		
第一節	事務分擔	三五四
第二節	奉迎送心得並位置	三五七
第一款	特定場所に於ける奉迎送者	三六二
第二款	指定場所に於ける奉迎送者	三六九
第三款	特定及指定場所奉迎送者一覽表	三七四

第四章 接待係

第一節	事務分掌	四〇一
第二節	皇族接待	四〇三
第一款	準備事項	四〇三
第二款	御宿舍の模様	四〇五
第三款	御宿泊所心得制定	四〇八
第四款	御宿舍日誌	四一一
第三節	供奉員及貴賓接待	四一五
第一款	離宮内宿泊供奉員	四一五
第二款	接待事項	四一七
第三款	貴賓來往宿泊日誌	四一八



第四節 新聞團謹寫團……………四三

第一款 宿舍の特約……………四三

第二款 記者團奉拜……………四七

第三款 驛前案内所……………四九

第四款 假設寫真暗室……………四九

第五節 大禮宿舍表……………四〇

第六節 儀禮艦乗組員接待……………四四

第五章 工 營 係……………四四

第一節 事務分掌……………四四

第二節 豫算關係……………四六

第三節 諸 工 營……………四六

第一款 賜 饌 場……………四八

第二款 賜饌場綠門……………四〇

第三款 賜饌場自動車及人力車置場……………四一

第四款 御門鑑受渡所……………四一

第五款 判任官及小學兒童奉拜場……………四二

第四節 御 道 筋……………四二

第一款 名古屋市行幸道路……………四二

第二款 第三師團廓内の行幸道路……………四二

第三款 鐵道沿線……………四五

第五節 名古屋港……………四五

第六章 經 理 係……………四五

第一節 事務分擔……………四五

第二節 庭種机代物(御買上分)……………四五

第三節 神 饌……………四五

第四節 御 料 品……………四六

第五節 調度品其他調達……………四六

第一款 新聞紙納入……………四七

第二款 諸調度品搬入……………四七

第三款 馬 糧……………四七

第四款 大禮使職員辨當……………四七

第五款 荷物自動車……………四六

第六節	臨時傭人及其配給	四七九
第七節	一般會計	四八四
第一款	國費	四八五
第二款	縣費	四九〇
第三編 警務部		
第一章 警衛警務係		
第一節	概說	四九四
第二節	內務省關係	四九六
第一款	警備要員調査	四九六
第二款	應援警察官調査	四九六
第三款	行幸啓及鹵簿	五〇三
第四款	鹵簿演習(於東京)	五〇八
第五款	警察官慰勞手當	五二〇
第六款	大禮參列外賓警備	五二三
第七款	警備計畫並顛末報告	五二三
第八款	雜件	五二三

第三節	宮內省關係	五二六
第四節	軍部關係	五二七
第五節	鐵道局遞信局關係	五三三
第六節	名古屋市役所關係	五三六
第七節	動員下令(濟南事變)	五三六
第八節	警察官充員計畫	五三三
第九節	監督講習	五三四
第十節	乘馬練習	五三八
第十一節	各種通達	五四三
第十二節	大禮警衛警察官吏服務心得	五四五
第十三節	警察官宿舍	五五九
第一款	準備行動	五五九
第二款	實行情期	五五九
第三款	餘記	五七〇
第十四節	警衛補助員心得	五七三
第十五節	一般奉拜者心得	五七六
第十六節	大禮に關する各種印刷物	五七八

第一章 諸會議

第一節 京都府に於ける警察部長會議……………五九三

第二節 警察部長會議……………五九三

第三節 大禮使長官官房警備係第五回會議……………五九五

第四節 全國保安課長會議……………五九五

第五節 全國警務課長會議……………五九六

第六節 全國特高課長會議……………五九八

第七節 縣下警察署長會議……………六〇〇

第八節 御大禮警察署長會議……………六〇五

第九節 名古屋鐵道局主催中部六縣大禮警備會議……………六一二

第十節 警衛部隊長會議……………六一五

第三章 警衛計畫

第一節 規程、組織、計畫概要……………六三三

第二節 縣下警察官特別技能者調……………六三三

第三節 市内御道筋拜觀人收容能力調査……………六三四

第四節 御道筋高層建築物取調及取締……………六三五

第五節 拜觀團體調査……………六三七

第六節 行還幸市内御道筋に關し宮内省へ照會……………六三九

第七節 御警衛配置計畫概要……………六四〇

第八節 市内御道筋鐵道沿線實地踏査……………六五七

第九節 御召列車試運轉……………六五七

第十節 大禮警衛豫行演習……………六六〇

第十一節 行還幸御發着制……………六六五

第十二節 警衛補助員配置……………六六五

第十三節 電話施設……………六六六

第一款 警察電話施設……………六六六

第二款 廳府縣連絡警察電話施設……………六六九

第三款 御大禮當時に於ける電話架設工事……………六七〇

第四款 電話技術員配置……………六七三

第十四節 特別奉拜場所……………六七四

第四章 警衛實施……………六七五

第一節 熱田神宮參拜…………… 六七五

第二節 警衛警備警察官全員召集…………… 六七六

第三節 警衛本部開設…………… 六七七

第四節 御警衛其他配置概要…………… 六七八

第一款 御警衛總要員表…………… 六七八

第二款 警務部各係現員配當表…………… 六七九

第三款 十一月六日、廿七日直接警衛間接警衛配置要員…………… 六八〇

第四款 十一月七日、廿六日直接警衛間接警衛配置要員…………… 六八〇

第五款 鐵道沿線配置要員…………… 六九一

第六款 市内御道筋配置要員…………… 六九三

第七款 離宮外廓配置要員…………… 六九四

第八款 離宮内配置要員…………… 六九四

第九款 御荷物通路警備配置要員…………… 六九五

第十款 前驅後衛配置…………… 六九五

第十一款 皇族大臣及貴顯警衛警備係要員…………… 六九六

第十二款 高等警察係(視察警戒)要員…………… 六九六

第十三款 車輛係要員…………… 六九六

第十四款 精神病者視察係要員…………… 六九九

第十五款 通信係(寫真班)要員…………… 七〇一

第十六款 オートバイ(傳令)配置…………… 七〇一

第十七款 衛生係要員…………… 七〇一

第十八款 刑事係要員…………… 七〇一

第十九款 警察署殘留人員…………… 七〇五

第二十款 警衛本部配置要員…………… 七〇六

第五節 直接警衛配置要領…………… 七〇九

第一款 警衛配置…………… 七〇九

第二款 鐵道沿線配置要領…………… 七〇九

第三款 市内御道筋配置要領…………… 七一一

第四款 離宮内配置要領…………… 七一一

第五款 離宮外廓配置要領…………… 七一一

第六款 御荷物通路配置要領…………… 七三三

第七款 鹵簿内汽車内警衛配置要領…………… 七三三

第八款 皇族顯官警衛警備…………… 七三六

第六節 警衛部隊の編成…………… 七三八

第一款	部隊編成	七六
第二款	警衛任務轉換	七六
第三款	警衛員宿泊統計	七六
第七節	大禮御警衛事故及狀況報告書	七六
第一款	制止及注意事項	七六
第二款	拜觀者人員數	七六
第三款	御警衛從事人員	七六
第八節	他府縣御警衛應援	七六
第一款	京都府	七六
第二款	三重縣	七六
第九節	係員	七六
第十節	感謝狀	七六
第一款	內務大臣	七六
第二款	長官感謝狀	七六
第三款	警察部長感謝狀	七六
第五章	高等警察係	七六

第一節	事務分掌	七九
第二節	施設事項概説	七九
第三節	準備調査	七九
第四節	特別警戒	七九
第五節	警戒の結果	七九
第六章	保安係	七九

第一節	事務分掌	七九
第二節	交通取締	七九
第一款	取締準備事項	七九
第二款	交通整理實施事項	七九
第三款	車輛配給	七九
第四款	交通遮斷	七九
第五款	航空取締	七九
第三節	消防	七九
第一款	準備事項	七九
第二款	名古屋市火災警備	七九

第三款	消防手の警察官援助	八〇四
第四款	消防組員の光榮	八〇五
第五款	消防記念事業	八〇三
第六款	大禮奉仕記念章	八〇六
第四節	精神病者視察取締	八〇六
第一款	取締の一般計畫	八〇六
第二款	係員編成配置	八〇八
第三款	取締の實施事項	八〇二
第五節	電氣瓦斯事業並銃砲火藥類危險物品取締	八〇六
第一款	電氣事業取締	八〇六
第二款	瓦斯事業取締	八〇九
第三款	銃砲火藥類取締	八〇〇
第四款	危險物品取締	八〇四
第五款	其他	八〇四
第六節	御肖像並菊御紋章類似品其他取締	八〇九
第七節	諸營業の取締	八〇〇
第八節	乞食浮浪者の取締	八〇四

第九節	廣告物取締	八〇五
第十節	奉祝催物取締	八〇七
第一款	一般催物取締	八〇八
第二款	名古屋博覽會の取締	八〇五
第十一節	自治警察	八〇六

第七章 通 信 係 ..... 八七〇

第一節	事務分掌	八七〇
第二節	大禮新聞團及謹寫團	八七〇
第三節	加盟外新聞通信社取扱	八七五
第四節	各種準備事項	八七五
第一款	大禮使側との接衝	八七七
第二款	本縣記者團打合せ	八七七
第三款	新聞記者取締及待遇指示事項	八七九
第五節	寫眞撮影並奉拜	八九〇

第八章 刑 事 係 ..... 八九一

第一節 事務分掌……………八九三

第二節 服務と其成績……………八九三

第三節 犯罪捜査及視察取締……………九〇二

第四節 犯罪の豫防……………九〇三

第九章 衛生係……………九〇五

第一節 事務分掌……………九〇五

第二節 御料品検査……………九〇七

第一款 御膳水検査……………九〇七

第二款 御料水……………九一〇

第三款 御料牛乳……………九一一

第四款 御料クリーム……………九一二

第五款 御料肉……………九一二

第三款 御料品献上品天覽品郵便物新聞等の消毒……………九一三

第四款 貴賓及供奉員旅館衛生……………九一四

第五款 健康診断……………九一七

第六款 水質検査……………九一九

第七節 傳染病豫防撲滅……………九二六

第一款 衛生思想普及……………九二六

第二款 検病的戸口調査……………九二八

第三款 清潔及消毒方法……………九四三

第八節 救護所並假設便所……………九四四

第九節 一般衛生……………九四九

第一款 飲料水……………九五九

第二款 飲食物取締……………九六〇

第三款 旅館料理店飲食店貸座敷……………九六六

第四款 其他衛生上取締を要する各種營業……………九六九

第五款 花柳病豫防……………九七一

第六款 癩 豫 防……………九七三

第七款 精神病者……………九七三

第八款 狂犬病豫防……………九七五

第九款 海港防疫施設……………九七七

第四編 餘 録……………九八五

第一章 御眞影奉戴…………… 九五

第二章 御羽車搬入…………… 九五

第三章 大正天皇聖蹟誌編纂…………… 九六

第四章 献上品…………… 九七

  第一節 繭並に生絲玉絲の奉献…………… 九七

  第二節 雛 鶴 献上…………… 九九〇

  第三節 悠紀齋田用扱摺白献納…………… 九九二

第五章 神社關係事項…………… 九九三

  第一節 大嘗祭奉幣…………… 九九三

  第二節 神社由緒記建設…………… 一〇〇三

  第三節 熱田神宮大鳥居建設…………… 一〇〇六

第六章 儀禮艦入港…………… 一〇〇六

第七章 記念博覽會其他…………… 一〇一〇

第一節 御大典奉祝名古屋博覽會…………… 一〇一一

第二節 御大典記念愛知縣蠶絲業共進會…………… 一〇一一

第三節 犬山古美術展覽會…………… 一〇一六

第四節 御大典奉祝男女青年製作品展覽會…………… 一〇一八

第五節 大禮記念愛知縣小學校成績品展覽會…………… 一〇一八

第六節 御大典奉祝全國書道展覽會…………… 一〇一九

第七節 御大典奉祝菊花競技會…………… 一〇二〇

第八節 御大典奉祝豊橋菊花大會…………… 一〇二〇

第八章 雜 俎…………… 一〇二一

  第一節 大禮式場跡學生拜觀…………… 一〇二一

  第二節 史蹟名勝天然記念物標識建設…………… 一〇二四

  第三節 愛國貯金の奨勵…………… 一〇二四

  第四節 御盛儀と放送局…………… 一〇二六

  第五節 愛知縣神職會の活動…………… 一〇二七

  第六節 農務課關係諸施設…………… 一〇二九

  第一款 愛知縣養鶏組合聯合會鶏肉加工場の建設…………… 一〇二七



第二章 愛知縣穀物改良協會の設立……………1049

第三款 愛知縣肥料協會設立……………1051

第四款 産業組合大會……………1054

第七節 小國民青年團員感想……………1050

第八節 美事善行……………1054

第九章 地方奉祝狀況……………1060

第一節 緒言……………1060

第二節 市部……………1060

第三節 尾張部……………1064

第四節 三河部……………1064

第十章 記念事業……………1065

第一節 市の記念事業……………1065

第二節 町村の記念事業……………1066

第三節 公私團體の記念事業……………1069

第五編 大禮記……………1131

第一章 大禮通記……………1133

第一節 今上天皇御踐祚……………1133

第二節 皇室典範並登極令抄錄……………1135

第三節 大禮使設置……………1137

第四節 大禮諸準備……………1133

第二章 大禮前記……………1137

第一節 賢所皇靈殿神殿に期日奉告の御儀……………1138

第二節 神宮神武陵前帝四代山陵へ勅使發遣の御儀……………1138

第三節 神宮神武天皇山陵並前帝四代の山陵に奉幣の御儀……………1139

第一款 外宮奉幣の御儀……………1139

第二款 内宮奉幣の御儀……………1140

第三款 神武天皇山陵奉幣の御儀……………1140

第四款 仁孝天皇山陵奉幣の御儀……………1141

第五款 孝明天皇山陵奉幣の御儀……………1141

第六款 明治天皇山陵奉幣の御儀……………1141

第七款 大正天皇山陵奉幣の御儀……………一三三

第四節 齋田點定の御儀……………一三三

第五節 名古屋離宮内賢所仮殿地鎮祭の御儀……………一三四

第六節 大嘗宮地鎮祭の御儀……………一三五

第七節 齋田齋場地鎮祭の御儀……………一三五

第一款 悠紀地方の御儀……………一三五

第二款 主基地方の御儀……………一三五

第八節 悠紀齋田拔穂前一日大祓の御儀……………一三六

第九節 悠紀齋田拔穂の御儀……………一三六

第十節 主基齋田拔穂前一日大祓の御儀……………一三七

第十一節 主基齋田拔穂の御儀……………一三六

第十二節 悠紀地方新穀供納式……………一三六

第十三節 主基地方新穀供納式……………一三六

第三章 大禮本記……………一四〇

第一節 京都市行幸の御儀……………一四〇

第一款 賢所渡御の御儀……………一四〇

第二款 宮城御發輦……………一四一

第三款 名古屋離宮御駐輦……………一四七

第四款 愛知縣物産品の天覽……………一五一

第五款 名古屋離宮御發輦……………一五三

第六款 京都皇宮御着輦……………一五三

第二節 賢所春興殿に渡御の御儀……………一五四

第一款 春興殿の御構造……………一五五

第二款 賢所春興殿渡御の御儀……………一五五

第三節 即位禮當日皇靈殿神殿に奉告の御儀……………一五七

第四節 即位禮當日賢所大前の御儀……………一五七

第一款 賢所春興殿の御鋪設……………一五七

第二款 賢所大前の御儀……………一五八

第五節 即位禮當日紫宸殿の御儀……………一六一

第一款 紫宸殿の御鋪設……………一六一

第二款 紫宸殿の御儀……………一六二

第六節 即位禮後一日賢所御神樂の御儀……………一六九

第一款 賢所御神樂の御儀……………一六九

第二款 夜の御神樂……………二七二

第七節 神宮皇靈殿神殿並官國幣社に勅使發遣の御儀……………二七二

第八節 大嘗祭前二日御禊及大祓の御儀……………二七四

第一款 前二日御禊の御儀……………二七四

第二款 前二日大祓の御儀……………二七五

第九節 大嘗祭前一日鎮祭の御儀……………二七六

第十節 大嘗祭前一日鎮魂の御儀……………二七七

第十一節 大嘗祭當日神宮に奉幣の御儀……………二七六

第十二節 大嘗祭當日皇靈殿神殿に奉幣の御儀……………二七九

第十三節 大嘗祭當日賢所大御饌供進の御儀……………二七九

第十四節 大嘗祭の御儀……………二八〇

第一款 大嘗宮の御構造……………二八〇

第二款 大嘗宮の御鋪設……………二八一

第三款 大嘗祭の御儀……………二八二

第四款 悠紀殿供饌の御儀……………二八五

第五款 主基殿供饌の御儀 附 全國官國幣社奉幣の儀 並 本縣官國幣社奉幣の儀……………二八六

第十五節 大嘗祭後一日鎮祭の御儀……………二九〇

第十六節 大饗第一日の御儀……………二九一

第一款 大饗宴場の御構造……………二九一

第二款 大饗第一日の御儀(久米舞、風俗舞、五節舞)……………二九二

第十七節 大饗第二日の御儀……………二九六

第十八節 夜宴の御儀(万歳樂、太平樂)……………二九八

第十九節 神宮に親謁の御儀……………二九九

第一款 神 都 行 幸……………二九九

第二款 外宮に親謁の御儀……………三〇〇

第三款 内宮に親謁の御儀……………三〇一

第廿節 神武天皇山陵親謁の御儀……………三〇四

第廿一節 仁孝天皇山陵親謁の御儀……………三〇五

第廿二節 孝明天皇山陵親謁の御儀……………三〇六

第廿三節 明治天皇山陵親謁の御儀……………三〇九

第廿四節 東京に還幸の御儀……………三〇九

第一款 京都皇宮御發遣……………三〇九

第二款 名古屋離宮御駐蹕……………三一一

第三款 愛知縣物産品天覽……………三一一

第四款 名古屋離宮御發聲……………三三三

第五款 東京宮城御着聲……………三三四

第三十五節 賢所温明殿還御の御儀……………三三六

第三十六節 東京遷幸後賢所御神樂の御儀……………三三六

第三十七節 大正天皇山陵親謁の御儀……………三三七

第三十八節 皇靈殿神殿に親謁の御儀……………三三九

第三十九節 大嘗祭後大嘗宮地鎮祭の御儀……………三三〇

第四章 大禮後記……………三三〇

第一節 大禮觀兵式……………三三〇

第二節 大禮特別觀艦式……………三三四

第三節 宮中御饗宴……………三三七

第一款 宮中御饗宴第一日……………三三七

第二款 宮中御饗宴第二日……………三三七

第三款 宮中御饗宴第三日……………三三八

第四款 宮中御饗宴第四日……………三三八

第四節 御大禮東京市奉祝會……………三三九

第五節 學生在郷軍人等御親閲……………三三〇

目次(終)

挿入寫眞目錄

卷頭

- 天皇陛下御眞影
- 皇后陛下御眞影
- 一、大嘗宮
- 二、高御座 御帳臺
- 三、名古屋離宮内賢所仮殿 名古屋離宮
- 四、名古屋離宮御車寄 非常御立退所名古屋偕行社
- 五、鳳輦名古屋市中進御 賢所御羽車名古屋離宮内進御
- 六、鳳輦名古屋離宮内進御 賢所御羽車雨中名古屋離宮内進御
- 七、紫宸殿御儀 外宮御親謁之儀
- 八、内宮御親謁之儀二葉
- 九、愛知縣知事小幡豊治
- 一〇、知事並議長上表(全文) 上表(外装) 愛知縣會議長 野田正昇
- 一一、愛知縣書記官落合慶四郎 同木下義介 同鐘江富次 地方技師荻野廣
- 一二、愛知縣會議員一同
- 宮廷係……………三
- 一三、獻穀者渡邊七郎と獻穀田御田植式 獻穀者小笠原徳太郎と粟摘踊
- 一四、西春日井郡栗原栽培地 庭積机代物供納式光景(參葉)
- 一五、緞服織殿 緞服御料桑園 小幡知事御料蠶飼育狀況 視察
- 一六、御料糸整經作業 緞服機織 案上の緞服と供納用唐櫃
- 一七、護王神社前安置の緞服 建禮門前の緞服 三龍社長へ御下賜の洋服地と知事贈呈の花瓶
- 一八、功勞者(堀尾茂助、田口百三、渡邊義郎、大島宇吉、市郎芳樹、山本源吉、大隈榮一、岡本松造、松村八次郎、大倉和親、芳賀保治)
- 一九、社會事業功勞者(原宜賢、大野隆阿彌、青山衝天、小關正道) 德行者(柴田フヂ、川崎一、赤尾よし、加藤すゝ、服部清五郎)
- 二〇、教育及社會教育功勞者
- 二一、養老盃並酒肴料 養老盃奉授式 高齢者歯簿奉拜
- 二二、賜饌場に於て拜戴の辭を述ぶる落合内務部長 開宴

正門前の綠門

- 二三、知事市長献上品 献上品及傳獻品(三葉)
- 二四、二五、名古屋離宮内天覽品(四葉)
- 奉迎送係……………三六
- 二六、小學生奉迎 傷痍軍人奉迎 女學生奉迎
- 接待係……………四〇
- 二七、皇族御宿泊所四葉(徳川邸、富田邸、渡邊邸、瀧邸) 皇族殿下へ知事献上品
- 警衛警務係……………四九
- 二八、警衛豫行演習三葉(離宮正門前、新柳町、名驛前廣場)
- 二九、廣小路本町角交通遮斷線 廣小路御警衛 警衛第一大隊
- 三〇、進行中の御召列車と沿線の御警衛 御幸本町通御警衛 驛前奉祝門と道路清掃
- 保安係……………七四
- 三一、明治橋下車輜整理 大禮謹寫團(活動) 消防署分遣所
- 衛生係……………九五
- 三二、御料乳牛 御料水 消毒所
- 餘錄……………九八
- 三三、大嘗祭熱田神宮奉幣 儀禮艦五十鈴 海軍儀仗隊
- 三四、愛知縣蠶絲業展覽會陳列品 愛知縣小學校成績品展覽會 悠紀齋田獻納祝詞祝式 大日本蠶絲會愛知縣支部奉獻生糸 献上丹頂雛鶴
- 三五、大禮奉祝博覽會本館入口 全上大禮館 全上朝鮮館
- 三六、産業組合大會二葉(御大典記念産業組合大會々場 御大典記念産業組合表彰式光景)
- 三七、名古屋市御大禮奉祝會社奉納刀劍 名古屋奉祝會名簿敬記所 市立第一高等女學校校庭奉祝會式場
- 三八、名古屋市奉祝門二葉(師團入口、驛前夜景) 奉祝花電車
- 三九、奉祝催物の一部四葉(士族會武者行列、大府町奉祝作物、新城町有志變裝、牛久保町雜沓)
- 四〇、地方奉祝「アーチ」の一部三葉(大濱町、海老町半田町)
- 四一、大禮記念事業の一部四葉(足助町忠魂碑 福江町忠魂碑 蠶糸會蠶臺塔 田口町忠魂碑)

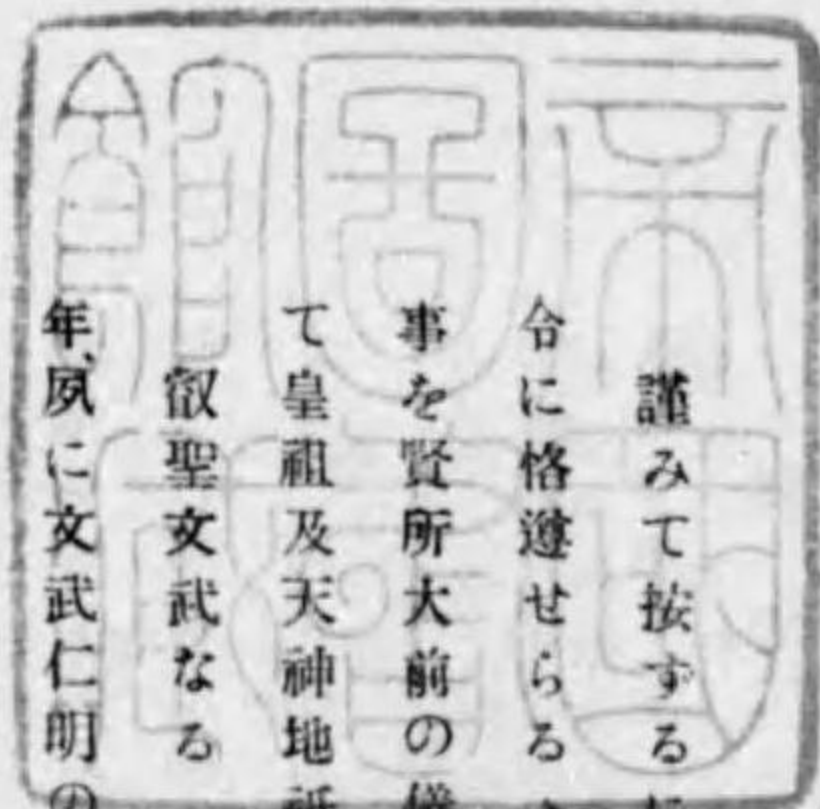
挿入圖表目錄

一、禮服御料書室平面圖	七頁次	二〇、御荷物通路御警衛配置圖	同上次
二、織殿平面圖	同上次	二一、十一月六日名古屋停車場御南簿要圖	五頁次
三、十一月六日天覽品配置圖	二頁次	二二、十一月七日名古屋停車場御南簿要圖	同上次
四、十一月二十六日天覽品配置圖	三四頁次	二三、復哨配置要圖	七〇頁次
五、氣 温 圖	三四頁次	二四、臨時便所配置圖	六九頁次
六、奉迎送者徽章圖	五六頁次	二五、春興殿、紫宸殿、饗宴場平面圖	二頁次
七、奉迎送資格者參入証之圖	元〇頁次	二六、大嘗宮平面圖	一八〇頁次
八、奉迎送者位置略圖	同上次		
九、賜饌場平面圖	四六頁次		
一〇、全上アーチの圖	同上次		
一一、自動車置場圖	同上次		
一二、乘馬練習用仮設「アーチ」之圖	五三頁次		
一三、名古屋驛儀仗兵及警察官配置圖	七三頁次		
一四、南簿通御の際に於ける道路幅員關係之圖	同上次		
一五、市内第一第二大隊配置要領圖	七四頁次		
一六、市内第三大隊配置要領圖	同上次		
一七、交通遮斷並軍隊其他諸團隊塔列奉拜圖	五三頁次		
一八、離宮内警衛員配置圖	同上次		
一九、離宮外御警衛配置圖	同上次		

昭和 大禮 愛知縣 記念 録

第一編 總 說

緒 言



謹みて按ずるに即位の禮及大嘗祭は曩に明治大帝の天地と共に變るまじき大法と掟てたまへる登極令に格違せらるゝ大儀にして、天皇踐祚の後期日を定め儀禮を備へて萬世一系の皇位を繼承し給ひし事を賢所大前の儀に於て皇祖の神靈に報告し給ひ紫宸殿の儀に於て中外に宣誥し給ひ齋田の新穀を以て皇祖及天神地祇を悠紀主基の二殿に請饗し自ら之を聞食すの御儀なりとす。

御聖文武なる 天皇陛下大正五年十一月三日の佳辰を以て皇太子に立たせ給ひ東宮に在すこと十二年、夙に文武仁明の徳高く萬海君臨の天資を備へ給ふ曩には有史以來未だ無き御外遊に於て乾徳を中外に宣へ給ひ偶々先帝の御勲あらせ給ふや大正十年十一月二十五日攝政の重任に就かせ給ひ萬機を總覽あり内にありては傾學鴻儒に交々帝王の學を進講せしめ進んで博物の學を究め給ひ國民讃仰の中心となり給へるも畏き極みなり、大正十五年十二月二十五日先帝陛下御登遐あらせられしかば直ちに踐祚あらせられ諒闇の期盡くるや大禮使官制公布あり、次で定められたる御儀滞りなく終らせ給ひし事詳細別項大禮記に謹述し奉る所の如し。

我愛知縣に於ては御大禮の期確定せらるゝや敬虔慎重日夜拮据踴勉して諸般の準備をなし、毫頭遺漏

錯誤なからん事に鋭意せり。顧みるに過ぐる昭和二年十一月尾三の山野に武を練り給ふの日聖駕を迎へ奉りしに、幾もなく大禮に際して京都市の御途次賢所を奉じ、舞を再び名古屋離宮に駐めさせ給ふ。是れ洵に本縣絶大の光榮なりとす。宜なる哉。本縣下瑞祥嘉兆屢顯はれ、就中新聞紙の報ずる處丹羽郡池野村尾張富士の麓入鹿池畔に双鶴舞ひ下る。本縣民此盛儀を拜し生れて此の聖代に遭ふ者孰か懽欣せざらんや。十一月七日朝、薄名古屋離宮を御發輦あらせらる。や、瑞雨降頼る中を奉拜者一同御道筋に端座靜肅に奉拜せるを憫はせ給ひ、民草の上を御軫念あらせ給ふ。難有き御言葉侍臣に給はりしと漏れ承る。眞に感激の至りに堪えざるものあり。加之大嘗祭の節、悠紀殿、主基殿の神座に安かる可き縮服調製を本縣に命ぜられ、岡崎市株式会社三龍社は收購練糸、製織す可きの光榮を擔へり。之れ亦本縣に取り重疊の光榮なりとす。三河が往古より優良なる繭糸を生産し、大嘗祭に和妙を供進せしことは古典に徴して明かなりといへども、中世以來兵亂相踵き政權武門に歸して皇室式微し絶えて其の御事なかりしが、明治天皇回天復古の鴻業を遂げ古禮を復興し給ひしかば、曩に大正天皇御大禮の節も縮服供進の寵命を忝くし、今回再び此恩命を拜す蓋し延喜以來の古式を重んじ給ふものにして大御心の程仰き奉るも畏き極なりとす。

本縣に於てはこの無限の榮譽と共に責任の重大なるを思ひ、官民一致慎重事に當り此の無涯の榮譽に辜負する勿らん事をこれ勉め、且つ深く思を建國の昔に潜め、皇位の神聖なるを仰き國体の尊嚴なるを念ひ、忠愛の至情を捧げ奉公の至誠を致し、皇謨の無窮を祈り奉れり。然して幸に總ての奉仕無事終了したるを以て御大禮に奉仕せる施設事業其他に就き章を追ひ節を分ちて詳述し、本縣の蒙れる光榮を不朽にせんとす。記述の概要体裁に至りては大正四年先帝御大禮の際、愛知縣御大禮奉祝會に於て上梓せる大禮愛知縣記念録に倣ふと雖も、既に拾餘年を隔したる今日直に製踏し難き点なきに非ず、且つ御大禮に關する

印刷物にして廣く地方に流布するもの甚だ多きを以て之を蒐羅すること固より容易ならず、いへども、苟も事の本縣に關するものは努めて之を採集し遺漏なからんことを期したり。草莽の微臣よく九重の奥の典儀を辨へ知り難く、本記録又拙らず誤謬の存するあらんことを恐れて惶愧交々切なり。

伏して惟ふに御大禮の盛儀は神武天皇橿原奠都に起り、爾來連綿たる寶祚は天壤と共に窮無く、聖々神器を相受け給ひて萬民を愛撫し給ひ、萬民我君を奉養して忠を盡し國に報ゆ、之れ誠に神州の氣象にして萬邦の瞻仰して止まざる所なり。今や昭和の聖代は明治大正の泰運を紹きて國威八紘にあまねく、友邦との關係愈密を加へ、産業教育並び興り文化燦然として輝き、四海萬民鼓舞擊壤せり。是の秋に際し十一月の佳辰を以て大禮を挙げさせ給ひ、功を賞し老を賑はし給ふのみならず、聖恩の枯骨に及ぶもの少からず、茲に謹んで御大禮と本縣との關係記録を編纂配布して以て記念の微意を表す。

## 第一章 事務概要

御大禮の行はせらるゝに際し内務警察兩部の事務に互り極めて重大なるもの多く、殊に警察部にありては警衛警備並防疫の事務につき其施設計畫に周匝綿密を圖るの要あり、本縣は之れに備ふる爲め昭和三年六月大禮事務分掌規程、大禮事務文書取扱規程を公布し、大禮事務委員を命じ、着々準備する處ありたり。然るに之れより曩き五月十日濟南事變の爲め第三師團に動員下令あり、警衛警備の計畫一時齟齬を來したるが直ちに充員を爲したり、次て六月二十八日堀田内務部長滋賀縣知事に轉任、七月三日落合警察部長其跡を襲ひて内務部長となり、木下警察部長熊本縣より轉任職に就けり。事務概要につき述ぶ可き各種

の施設本省及關係官省官吏の來往其他につきは、一々茲に列記するの繁を避け左に昭和三年中のものを年表式に列記せり、昭和四年一月以後に至りては記述する事極めて少きを以て之れを省略せり、望月内務大臣は大禮に際し内務省所管事務に付打合視察の爲め西下し、十月一日午前九時本縣正廳に於て廳員一同に對し、陛下の御聖德を稱へ御警衛其他につき左の如き一場の訓示を與へられたり。

私が前回参りました時皆さんに御目に掛り参考になれば参考にして下さいと云ふ意味で顔つなぎに一場の御話を致しましたが只今知事より承れば諸君にはそれを参考として御探り下さつてゐるさうで甚だ満足に存じます。今回は申上ぐるまでもなく來る可き御大禮に際し打合せの爲京都府三當地へ参りました京都にては兵庫・大阪・奈良・滋賀・三重の知事及警察部長に御集りを願ひ打合せを爲し昨日當地へ参りました。

御大典が曠古の御盛儀にて我國の古典に據つて行はせらるゝ儀式に云ふ事は申迄もなき事で其の國の古典を尊ばず習慣になづまざるの國民は必ず滅ぶと云ふ事は歴史が證明して居ります。此時に當り當縣は陛下が第一に風聲を進め駐めさせらるゝ榮譽を擔はれる土地にて此陛下の御聖德を皆様に具體的に御紹介申上ぐる事は時間が無き故省きます。

吾々が戴いてゐる大君は我國建國以來今日まで曾て見た事のない不世出の偉大なる君子であると云ふことは私共昨年來閣臣の一人として陛下に咫尺し奉るの機會を數次得て居るのであります。其度毎陛下の偉大なる方であるに云ふ事が頭に刻まれるのであります。吾々が此の名君を戴いてゐると云ふ事は、やがて此の君の下に一致協力して國富の充實を期し國民生活の安定を圖れと云ふ吾々に對して一大使命を下されておるもの、襟に感ぜらるゝのであります。中略此の不世出の名君を戴い

て居る吾々は曾ては忠孝の聖旨を奉戴し我國をして世界第一位にまで進められたのであります。此の若き名君を戴きます我國民は戮力國運の進展を計り、國民生活の充實を計らなければならぬと存じます。萬の神々亦此聖天子を加護あらせらるゝことと信ずる次第であります。此時第一に風聲を進めらるゝは當地であります。私潛かに思ひますに近時人心稍もすれば緊張を欠き又奢侈に流れて居る様にも思はれます。故に此の御大典を期として國民精神緊張の之れが出發点と致したいと存じます。そして七千萬國民は此の芽出度き御大典を歡呼萬歳の中に舉行せらるゝ、襟裳ふ所で御座います。然し吾々同胞の内に狂人なしと保證する事は出来ませぬ。外來浮薄なる思想に犯されて居ないと云ふ事を斷言する事は出来ませぬ。然し此の悪思想を正して改善せしめ又悪風を驅逐して其の跡を絶つ時は遠からず來るものと信じて居ります。國家は組織化せる政体に非ざれば其の發展を期し政策を完全に實行することは出来ないと云ふ事は歐米各國皆之を認めて居る所であります。斯くの如き時に於て萬一の時に手落ありとすれば悔を千載に残すも之れ及ばない。故に私は直接警衛警護の衝に當つて居る方々の心勞は如何ばかりであるか云ふことは木下警察部長の如きは少しの憂が見ゆる様で其心勞の程が伺はれる様に思はれます。

絶大の光榮を擔つて居られる一面に於ては責任の重大なるを感ぜらるゝのであります。故に今回内務省に於て最も其の衝に當つて心配して居られる横山警保局長と同道をして大演習地なる岩手・宮城兩縣を視察し引續き京都府方面へ行き今回當地へ参つて直接に警護の衝に當られて居る、方に會ひ朝野心を一にして御警護の任に當り手落の無い様に御願ひするものであります。

私は佛の教を守り信ずるものであります。佛の仰せには嘘が無い善い事をするものをば神佛は必



す御護り下さると信じてゐます。乃木將軍の死は一人の死に變りはないが、明治天皇に殉じ追腹せられた乃木夫婦の此の至誠此の眞實は殉死が野蠻の遺風であると思ひ嘲つて居た各國の人々も之に驚いた次第でありました。彼等は日本の皇室と國民との間に於ける關係國民が天子に對する崇敬の念に於いては到底研究し得ない様子であります。此の忠誠の心に對しては二師團三師團の兵や數萬噸の軍艦を増したよりも乃木將軍の殉死は偉大なる力を持つて居ると思ひます。乃木將軍の死は何か云へば其の至誠が其れ丈の響を持つて居た云ふより外は有りません。

願はくば今回の御盛儀につき聊かでも手落があつてはならないと存じます。前申しました誠の心凝つて百鍊の鐵となるのであります。此の誠の心を以て官民一致風華を迎へらるゝ様自分の所信を披瀝して御願ひ致します。是等の點は私が申上げずとも皆さんに於かれては充分心得て居らるゝと存じますが、私の頭は大演習に續いての御大典に對して殆ど總てが之れに支配せられて居りますので私の衷心を申上げなければ氣が濟まぬ様な心持がしますから、皆さんに御目に掛る機會に吳々も御願ひするのでありますから此の意味を諒せられて今秋の御大典を芽出度國民歡呼萬歳の裡に擧げさせらるゝ様國民の至誠に俟ち皆さんの御盡力を乞ふ次第であります。

十月二十六日一木宮内大臣より本縣知事宛十一月六日東京發御行幸啓御發着割並に御道筋及宮廷列車の編成並乗組割等通知ありたるを以て、本縣に於ても一層緊張せり。斯くて十一月月上旬御大禮に對する諸般の準備滞りなく完了し、今はたゞ風華を迎ふるばかりとなるや、十一月五日午前十時小幡知事は縣會議事堂に大禮事務委員一同を集め左の如き訓示を與へられたり。

曠古の御盛儀たる御大禮を行はせらるゝに當り、陛下には長くも賢所を奉じて明日午後三時には

我愛知縣に行幸になるのであります。願ひまするに今日迄此の風華を迎へ奉る爲め諸君が非常の努力を拂はれ先般來着々準備を進められ既に萬般の施設滞りなく完成致しました事につきましては深く感謝する次第で御座います。然して今日迄は計畫準備の事に屬しましたが之からは實施完成の域に入る。この謂はば實際に實を結ぶの時であります。然るに世間往々思はざるの破綻を生じ計畫の齟齬を來す事其の例絶無とは申されぬのであります。諸君に於かれても細心の注意と沈着の態度を以て萬全を期する様覺悟されん事を望みます。殊に當地に御駐蹕遊ばさるる事が既に今回の御盛儀の第一歩でありまして苟も此の重大の時期に於て萬一遺憾の事が有りましたならば上皇室に對し奉り恐懼の次第であり下七千萬同胞に對し申譯なき事存じます。又今日までの苦心も水泡に期して終ひます。申すまでもない事でありますが此上共誠心誠意事に當られ完璧を期せられ此の芽出度御盛典を滞りなく完了せられん事を衷心より祈念する次第で御座います。終りに臨み繰返へし各員協力一致細心の注意と沈着なる態度とを以て事に臨まれん事を御願ひ致します。

京都に於ける御大禮の諸儀は大禮記に於て記述する如く滞りなく終はらせ給ひ、二十七日御還幸あらせ給ひ、本縣諸施設並に御警衛の事も又大過なく其任務を果せり。茲に於て小幡知事は十一月二十七日午後三時半縣民を代表して一木宮相宛御大禮の諸儀滞りなく御終了目出度御還幸遊され誠に慶賀措く能はず茲に縣民を代表して天機を伺ひ奉る右御執奏を乞ふて打電せり。

聖上陛下には十二月一日田中首相を召され、御大禮につき國民舉つて至誠奉賀せるを御満足に思召さるゝの優渥なる御詞を賜りしを以て、直ちに別項の如く官報號外を以て國民に聖旨を傳へ、又望月内務大臣よりも本縣知事宛右一般に悉知方訓令ありたるを以て、本縣に於ては夫々左の通り各市區町村長宛

昭和大禮愛知縣記念誌  
通牒したり。

禮總第三四九號

昭和三年十二月十八日

各市區町村長殿

依 命 通 牒

今回ノ御大禮ニ關シ左記ノ通内務大臣ヨリ訓令相成候ニ付テハ貴管内一般ニ洩レナク周知セシメ之  
カ徹底方御取計相成度依命此段及通牒候

記

内務省訓第一五一二號

廳 府 縣 長 官

今回御大禮御終了ニ際シ 今上陛下ニハ國民舉ツテ至誠ヲ單メ祝賀ノ意ヲ表ハシタルヲ深ク御満足ニ思召サレ本日  
親シク内閣總理大臣ヲ御前ニ召サセテ此ノ旨ヲ傳ヘヨトノ有難キ御訓ヲ賜ハラセラレ内閣總理大臣ハ直ニ此ノ  
次第ヲ官報號外ヲ以テ發表セラレタリ  
右ニ付各位能ク大御心ノ存スル所ヲ體シ管下一般ニ對シ周知徹底ノ方法ヲ竭クサレムコトヲ望ム  
聖德ノ安遠聖慮ノ優渥ナル拜察シ奉ルダニ寔ニ感激恐懼ノ至リニ勝ヘス幸ニ此ノ昭和ニ遺達シテ涯リナキ光榮ニ浴  
スル我國民ハ一意唯至誠ヲ竭クシテ奉公ニ勵ミ長クモ御即位禮ノ當日下シ賜ハレル勅語ノ御趣旨ヲ奉體シテ益々君  
民一體ノ信念ヲ鞏クシ相率テ昭和ノ新政ヲ扶翼シ國運ノ發展ニ努力セムコトヲ庶幾ス

昭和三年十二月一日  
十二月一日官報號外

内務大臣 望 月 圭 介

内 務 部 長

田中内閣總理大臣ハ本日左ノ聲明ヲ爲セリ

聲 明

今上陛下御即位ノ諸儀式ハ總テ御治定通り滞リナク執リ行ハセラレタリ  
長クモ 天皇陛下ニハ本日本官ヲ御前ニ召サセラレ  
今回ノ大禮ニ付キ國民舉ツテ至誠ヲ單メ祝賀ノ意ヲ表シタコトハ深ク満足ニ思フ此旨宜シク傳ヘヨ  
トノ御訓ヲ賜リタリ本官ハ恐懼措ク所ヲ知ラス感泣シテ御前ヲ退下セリ惟フニ今回ノ御盛儀ガ日出度終了シタルハ  
一ニ陛下御稜威ノ然ラシムルトコロナリ然ルニ今ヤ優渥ナル御訓ヲ賜ハル聖德宏大寔ニ感泣ニ勝ヘズ我々臣民ハ  
益々奮勵努力奉公ノ誠ヲ致シ以テ國体ノ精華ヲ發揚シ以テ皇運ノ隆昌ヲ圖リ聖恩ニ應ヘ奉ラントテ期セザルベカ  
ラズ

昭和三年十二月一日

内閣總理大臣男爵 田 中 義 一

御大禮日記(本縣關係事項) 自昭和三年一月  
至昭和三年十二月

- 三月 一日 松井農林省農林局長より大警察儀用庭積機代物注文あり
- 三月 十九日 大禮使調度部長より贈服自生絹四匹大警察儀用品として調度方依頼あり
- 四月 九日 午前九時縣廳正廳にて贈服調度命令示達式岡崎市長及三龍社長出頭外數名參列す
- 四月 十六日 本日より拾月末日まで第三師團輜重兵隊營庭に於て乘馬警察官の乘馬練習開始す
- 四月 二十八日 獻穀田播種式(寶飯郡國府町)
- 五月 一日 午前十時贈服調製始業式を舉行三龍社に於て知事代理堀田内務部長岡崎市長其他列席
- 五月 十日 動員令下る本縣警察官にして應召する者多數あり

第一篇 總說 第一章 事務概要

昭和六年度愛知縣記念録

- 五月十六日 献穀品播種式(寶飯郡豊川町)
- 六月七日 献穀田御田植式
- 六月十二日 贈服御料收購報告を當局へなす
- 六月十三日 同乾燥を開始す
- 六月二十七日 訓令第三七五號を以て大禮事務分掌規定公布
- 六月二十八日 畑田内務部長滋賀縣知事に轉任
- 七月三日 落合内務部長本縣警察部長より轉任木下警察部長熊本縣警察部長より轉任
- 七月十七日 警保局保安課長大禮事務打合せの爲め來名
- 七月二十三日 本日より一週間臨時縣會(大禮費預算提案)
- 八月十五日 本日及十六日縣下警察署長會議開催せり
- 八月十六日 一木宮相午前九時より帝室林野局支局視察學務部長の案内にて熱田神宮參拜、白鳥貯木場視察午後一時徳川邸秩父宮御宿泊所視察午後三時五十二分岐阜に向ふ
- 八月十八日 午前九時より參事會室にて大禮記録記者第一回打合せ
- 八月二十二日 本日より九月二十二日迄警察官練習所に於て警察官監督講習を行ふ
- 大禮使事務第一回打合せを行ふ午前十時於名古屋離宮(宮内省本多事務官相川事務官縣側社會課長特高課長警務課長其の他會合協議事項は警衛接待事務なり)
- 献穀品摘穗式
- 八月二十五日 宮内省伊東事務官來廳し車輛關係につき本縣當局と打合なせり
- 八月三十日 午前十時三龍社贈服織敷式落合内務部長岡崎市長其他多數參列
- 九月三日

- 九月十一日 訓令第四五號御大禮奉祝献上品取扱心得制定
- 告示第五六七號御大禮奉祝献上品願出心得制定
- 九月十三日 内務省警保局警務課長齋藤書記官來廳し保安事務に就き狀況視察せり
- 九月十五日 大禮奉祝名古屋博覽會開會式舉行さる
- 九月十八日 訓令第五六五號本縣大禮警衛警察官吏服務心得制定
- 九月二十一日 午前木下宮内書記官加賀谷皇宮警察部長齋藤内務書記一行來名行幸道路名古屋離宮名古屋驛檢分午後三時來廳正廳にて大禮事務打合をなし京都に向はる
- 九月二十二日 杉大禮使調度部長中田宮内省御用掛外一名知事と共に三龍社に至り贈服調製狀況視察す
- 九月二十五日 午前三矢大禮使參典官渡部伊東兩事務官其他を具し來廳赤十字社支部樓上にて警察部長始係員列席して記者團待遇方法謹寫團筆影の件に付打合を行ふ午後は行幸道路離宮等を檢分
- 献穀田拔穗式
- 九月三十日 本日及十月一日大禮に關する縣下警察署長會議開催せられたり
- 京都市廳授特高係警察官本日京都に向ふ
- 十月一日 午前十時望月内務大臣來廳廳員一同に對し一場の訓示あり
- 十月五日 午前九時土岐大禮使事務官外數名來廳駕輿丁宿食乗用自動車貨物自動車借入の件其他經理事務に付經理係と打合の上離宮行幸道路其他を視察の上京都に向ふ
- 十月六日 訓令第六一六號を以て大禮事務分掌規程追加制定
- 十月八日 渡部宮内事務官は大禮新聞團員東京時事新報記者初め數名同伴來名御道筋を視察の上午後一時山田に出發

昭和十一年愛知縣記念録

- 十月十日 警察部長は兩藩奉拜の心得に就て三顧し名古屋放送局より放送せり
- 十月十五日 禮警發第一〇九號本縣警察官吏宿舍心得制定
- 十月十六日 本縣警衛部隊長會議を警察部練習所に於て開催せられたり(市内部隊)
- 十月十七日 本縣警衛部隊長會議を警察部練習所に於て開催せられたり(鐵道沿線部隊)
- 十月十八日 宮内次官より養老盃及酒肴料の送付を受く
- 十月十九日 獻殿上納式(米及粟)
- 十月二十一日 田中大禮使書記小川宮内技手來名寫眞撮影場所見分
- 十月二十二日 繪服織上式舉行知事代理泰鳳絲織課長岡崎市長初多數參 列鐵道沿線御警衛隊行演習
- 十月二十三日 鐵道沿線御警衛隊行演習
- 十月二十四日 午後二時より縣廳正廳にて大禮新聞團全諸寫團に加盟せざる地方新聞記者打合會を開會通信係長名古屋新愛知其他各新聞記者出席す
- 十月二十五日 京都市大宮御所にて大禮使調度部長に繪服供納をなす知事鳳絲課長岡崎市長田口社長等參列
- 十月二十六日 木下宮内書記官鐵道省黑河内保線課長一行名古屋驛檢分の爲午後二時八分山田より來名鐵道省當局と打合の上北條式部官河野典儀技師と共に來廳高等官食堂に知事部長以下係員を集め事務打合午後九時五十分歸京
- 十月三十日 庭積機代物第一回供納式縣廳に於て(内務部長以下參列)
- 十月三十一日 庭積機代物を丸島經理係長係員二名を從へ京都市大宮御所内大宮宮室庫に納入

- 十一月一日 御大禮記念愛知縣蠶業共進會開會式を豊橋市第一會場に舉ぐ
- 十一月四日 大禮儀裝用馬車其他の馬車計十七輛名古屋驛着
- 十一月五日 蠶業共進會褒賞授與式を舉行
- 十一月六日 御警衛本格的隊行演習
- 十一月七日 聖上皇后兩陛下名古屋離宮御駐泊京都市幸啓御途次知事警察部長濱松驛迄御出迎ひす
- 十一月十日 本縣廳初め各市町村役場學校其他に於て拜賀式を舉行午後三時を期し萬歳を三唱す
- 十一月十四日 各市區町村役場に於て天盃奉授式舉行
- 十一月十五日 大警察につき熱田神宮以下縣下國幣社には勅使御差遣奉幣各神社夫々幣帛供進す
- 十一月十六日 儀禮總五十鈴以下名古屋港抜錨横須賀へ向け臨港三重縣への應援警察官本日出發(本月二十二日迄滞在)本日及十六十九の三日間大谷官房主事贈位の恩命に浴した人々を三顧し名古屋放送局より放送
- 十一月十六日 第一中學校庭に於て地方賜饌あり

- 十一月十九日 午後一時儀禮艦那珂名古屋港入港
- 大禮奉祝名古屋博覽會褒賞授與式舉行せらる
- 十一月二十二日 三重縣への應援警官本日歸郷
- 十一月二十四日 午前十時儀禮艦神通名古屋港入港
- 警察部長目出度御還幸を迎ふるに際してと題して名古屋放送局より放送せり
- 十一月二十六日 聖上皇后兩陛下名古屋離宮御駐泊(東京還幸啓御途次)知事警察部長米原迄御出迎ひす
- 十一月二十七日 聖上皇后兩陛下御登壇知事警察部長濱松迄御送りす
- 午前十時より縣會議事堂議員控室にて第二回大禮記録記述者打合せ
- 午後二時儀禮艦那珂神通横須賀へ歸港
- 警察官宿舍を貸與せられたる向きに對し知事より感謝狀及金一封を贈る
- 十一月三十日 大禮奉祝名古屋博覽會閉會式舉行せらる
- 十二月二十六日 教育功勞者社會事業社會教育功勞者表彰狀傳達式(午前十時縣廳正廳に於て)

## 第二章 大禮事務諸規程並に委員

### 大禮事務分掌規程

(昭和三年六月廿七日) (訓第三七七五號) (昭和三年十月六日) (訓第六一六號改正)

第一條 大禮ニ關スル事務ヲ處理スル爲委員ヲ設ケ左ノ二部ニ分チ各部ニ部長總務部ニ副部長ヲ置ク

- 一 總務部
- 二 警務部

第二條 各部ヲ係ニ分チ各係ニ係長ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌セシム但シ必要ニ應ジ副係長ヲ置クコトヲ得

### 總務部

#### 第一 官廷係

- 一 一行在所及非常御立退所ニ關スル事項
- 二 拜謁及天機奉伺ニ關スル事項
- 三 贈位ニ關スル事項
- 四 德行功勞者及高齡者ニ關スル事項
- 五 御門鑑ニ關スル事項
- 六 賜饌ニ關スル事項
- 七 獻上品及傳獻品ニ關スル事項
- 八 天覽品及御買上品ニ關スル事項
- 九 有資格者ノ奉迎送ニ關スル事項
- 九ノ二 縮服ニ關スル事項
- 一〇 以上ノ外官廷ニ關スル事項

#### 第二 庶務係

- 一 文書ノ收發及整理ニ關スル事項
- 二 豫算ノ編成並執行監督ニ關スル事項
- 三 記録編纂ニ關スル事項

第一節 總説 第二章 大禮事務諸規程並に委員

四、天氣豫報ニ關スル事項

五、以上ノ外他部及他係ノ主管ニ屬セザル事項

第三 奉迎送係

一、一般ノ奉迎送ニ關スル事項

二、學生生徒兒童及諸團休員ノ奉迎送ニ關スル事項

三、奉祝ニ關スル事項

四、以上ノ外奉迎送ニ關スル事項

第四 接待係

一、供奉員及貴顯ノ接待並旅館ニ關スル事項

二、新聞通信記者ニ關スル事項

三、以上ノ外接待ニ關スル事項

第五 工營係

一、賜儀場其ノ他ノ設備ニ關スル事項

二、以上ノ外土木工營ニ關スル事項

第六 經理係

一、御料品ノ調達ニ關スル事項

二、備人ニ關スル事項

三、調度品ノ供給ニ關スル事項

四、各係所要物品ノ配給ニ關スル事項

五、以上ノ外經理ニ關スル事項

警務部

第一 警衛係

一、函簿行在所非常御立退所其ノ他御警衛ニ關スル事項

二、皇族ノ御警衛並其ノ他貴顯ノ警備ニ關スル事項

第二 警務係

一、警衛部隊ノ編成ニ關スル事項

二、拜觀人取締ニ關スル事項

三、警察官宿舍ニ關スル事項

四、通信機關ニ關スル事項

五、警務部ニ屬スル文書ノ收發及整理ニ關スル事項

六、警務部ニ屬スル金錢物品ノ出納ニ關スル事項

七、警務部ニ屬スル物資備人ノ配給ニ關スル事項

八、警務部ニ屬スル統計記録ニ關スル事項

九、其ノ他警務部他係ノ所管ニ屬セザル事項

第三 高等警察係

一、高等警察ニ屬スル視察取締ニ關スル事項

二、外事警察ニ關スル事項

三新聞紙及出版物ノ檢閲ニ關スル事項

四削除

五其ノ他高等警察ニ關スル事項

第四 保安係

一車輛ノ配給整理ニ關スル事項

二消防ニ關スル事項

三精神病者ノ視察取締ニ關スル事項

四削除

五電氣瓦斯銃砲火藥類取締ニ關スル事項

六交通整理ニ關スル事項

七奉祝催物取締ニ關スル事項

八其ノ他一般保安ニ關スル事項

第四ノ二 通信係

一新聞記者ニ關スル事項

二寫眞撮影取締ニ關スル事項

三其ノ他通信ニ關スル事項

第四ノ三 刑事係

一犯罪ノ捜査ニ關スル事項

二犯罪ノ豫防ニ關スル事項

三刑事要視察人取締ニ關スル事項

第五 衛生係

一御料品ノ檢査ニ關スル事項

二行在所非常御立退所御道筋附近衛生ニ關スル事項

三皇族御旅館ノ衛生ニ關スル事項

四救護ニ關スル事項

五健康診斷ニ關スル事項

六傳染病ニ關スル事項

七清潔及消毒方法ニ關スル事項

八其他一般衛生ニ關スル事項

第三條 部長以下委員ハ知事之ヲ命免ス委員ノ事務分担ハ部長之ヲ定ム

第四條 知事差支アルトキハ主務部長其ノ事務ヲ代決ス

知事主務部長共ニ差支アルトキハ副部長總務部又ハ主務係長其ノ事務ヲ代決ス主務係長差支アルトキハ副係長之ヲ代決ス

第五條 代決シタル事務ニシテ重要ナル事項ニ付テハ後關ヲ經ヘシ

第六條 他係ニ關聯スル事項ニ付テハ各關係係ニ合議スヘシ

第七條 知事ニ於テ必要アリト認メタルトキハ別ニ委員ヲ囑託スルコトアルヘシ





同 (同) 千田 保季  
 同 (同) 權田 理憲  
 統計主事補 (同) 松本政太郎  
 同 (同) 大島 海一  
 同 (同) 後藤 晋松  
 地方事務官 (地方課) 服部時之助  
 屬 (同) 岩田 覺一  
 同 (同) 小岩 正一  
 同 (同) 羽澄 政男  
 同 (同) 堀島 健市  
 地方事務官 (農務課) 辻山 治平  
 地方農林技師 (同) 岡本 堯夫  
 屬 (同) 織戸 政雄  
 同 (同) 橋本 政吉  
 同 (同) 櫻井 源次  
 同 (同) 小林 愛雄  
 同 (同) 村松 長治  
 同 (同) 木下 千巖

同 (同) 加藤 六郎  
 農林主事補 (同) 村山 茂樹  
 農林技師 (同) 小倉 退藏  
 地方事務官 (商工課) 椎名悦三郎  
 地方商工技師 (同) 稻澤作之助  
 屬 (同) 平尾 正藏  
 同 (同) 木村理三郎  
 同 (同) 近藤 半吾  
 同 (同) 山田 賢三  
 同 (同) 中村 金次  
 商工技師 (同) 生田 磯治  
 地方商工技師 (同) 内川 了  
 地方農林技師 (林務課) 桑川 保治  
 屬 (同) 塚田 信一  
 同 (同) 竹田 善兵衛  
 農林主事補 (同) 塚本 嘉吉  
 技 手 (同) 鶴賀 泰吉  
 農林技師 (同) 兒玉 芳美

接(兼)本  
待務  
係務

同 (同) 村上 勝重  
 地方農林技師 (水産課) 幸田伴治郎  
 地方技師 (蠶糸課) 秦 一二郎  
 地方農林技師 (同) 石野 章三  
 地方技師 (整地課) 横田利喜一  
 嘱 託 (社會課) 東海林 茂  
 商工技師 (商列所) 馬淵 利貞  
 地方事務官 (工務課) 上原 参良  
 屬 (同) 水野勝太郎  
 同 (同) 岡田 照吉  
 同 (同) 名川 春隆  
 技 手 (同) 齋藤 龍雄  
 同 (同) 西川 佐佑  
 同 (同) 半田 辰猪  
 同 (同) 浅野 高一  
 地方農林技師 (水産課) 和氣友之助  
 同 (蠶糸課) 芝 荒雄  
 屬 (同) 田中 一巳

農林主事補 (同) 小野 茂夫  
 係 長 地方事務官 (庶務課長兼  
 係 員 庶務課長) 森 部 隆  
 地方事務官 (地方課) 小濱 元夫  
 屬 (庶務課) 野田茂四郎  
 同 (同) 小川 淺治郎  
 同 (同) 松波 盛治  
 同 (同) 新美 太六  
 同 (同) 安井量太郎  
 同 (同) 長田 藤一  
 同 (同) 後藤 庄七  
 同 (同) 龜谷 鏡治  
 同 (同) 田澤 要雄  
 同 (同) 深尾 重省  
 同 (同) 小出 昇彦  
 地方統計主事 (統計係) 佐藤 新  
 屬 (同) 加藤岩三郎

(兼)全 統計主事補 (同) 松本政太郎  
(兼)全 同 (同) 大島海一

技手 (秘書係) 那須長次郎

書記 (庶務課) 日江井八十八

嘱託 (同) 中井憲三

測候技師 (測候所) 吉田余三男

測候技手 (同) 吉川秀吉

奉迎送係

係長 愛知縣書記官 (學務部長) 鐘江富次

係員 地方事務官 (教育課) 木原元次

同 (地方課) 鷲野重光

地方技師 (建築課) 中澤誠一郎

地方技師 (林務課) 高瀬五助

地方視學官 (教育課) 織田圓城

學校衛生技師 (同) 中島銳雄

同 (同) 加藤英吉

視學 (同) 久野新松

同 (同) 角田猪太郎

同 (同) 井村鎧一

同 (同) 渡邊愛吉

同 (同) 古田諦

同 (同) 花井金藏

同 (同) 鈴木梅三郎

同 (同) 伊藤伊藏

同 (同) 村瀬清三郎

同 (同) 寺部興市

同 (同) 山口嘉吉

同 (同) 矢野秀雄

同 (同) 林稔

同 (同) 佐藤米一

同 (同) 倉内彌會松

同 (同) 井上信二

同 (同) 白田光一

同 (同) 石黒嘉四郎

同 (同) 鈴木義一

屬 (同) 岡田鉦太郎

同 (同) 築瀬錠一

同 (同) 紀平束

同 (同) 吉川靜

同 (同) 羽田幾次郎

同 (同) 安藤志貴

同 (同) 古橋乙三郎

同 (同) 葛谷義治

同 (同) 新美鑑一

同 (同) 白井長兵衛

同 (同) 杉山信次

同 (同) 杉山信次

接待係

係長 地方事務官 (社會課長兼社會教育課長) 高田昌福

係員 地方事務官 (調停課) 大河原昌勝

社會教育主事 (社會課) 大石三良

同 (同) 鶴田皎

同 (同) 佐藤舍

屬 (同) 圓通稔

同 (同) 原廣

同 (同) 眞野嘉市

同 (同) 豊島貞樹

同 (同) 伊藤文一

同 (同) 寺脇壽市

同 (同) 伊藤伊行

同 (同) 坂田秀雄

同 (同) 後藤吉三郎

同 (同) 藤田勇

同 (同) 東海林茂

同 (同) 東海林茂

同 (同) 相京伴信

同 (同) 三輪小太郎

同 (同) 岡田六四郎

同 (同) 庄田順一

同 (同) 曾我梶松

同 (同) 大槻平正

同 (同) 永野芳辰

工 營 係

同	(同)	白井義松	道路技手	(同)	長谷川清
同	(同)	村手登	同	(同)	大澤健次郎
係	長	地方技師	地方技師	(河津課)	小山清孝
員	(土木部長)	荻野廣	土木技師	(同)	長尾金次
屬	(土木經理課)	飯本暢次郎	同	(同)	水谷 鏞
道路書記	(同)	山田敏雄	建築技師	(營繕課)	酒井 勝
同	(同)	後藤敬次	同	(同)	足立武郎
土木書記	(同)	服部千年	同	(同)	根津忠太郎
同	(同)	近藤友作	同	(同)	森 宗治
道路書記	(同)	八木瀧三郎	建築技手	(同)	上田兼次郎
土木技師	(道路課)	青木美一郎	同	(同)	岩田鏗太郎
道路主事	(同)	星野安次郎	同	(同)	大脇 勳
道路技師	(同)	館 喜八郎	同	(同)	井口津久壽
同	(同)	若林弘美	同	(同)	松岡 鶴松
同	(同)	奥谷 研	書 記	(同)	藤井新吾
同	(同)	林 重治	同	(營繕課)	加藤勝六
道路書記	(同)	永田英臣	經理	(兼會計課)	

係 長 地方事務官 (會計課長) 丸島利三郎

員 屬 (會計課) 鈴木新之助  
 (會計課) 加藤勝六  
 (會計課) 長島重義  
 (同) 鈴木兵助  
 (同) 小柳津善作  
 (同) 山田清一郎  
 (同) 服部 成正  
 (同) 高間國太郎  
 (同) 石田吉之助  
 (同) 林 榮一郎  
 (同) 鈴木新一  
 (同) 石川千嘉逸  
 (同) 小笠原 清  
 (同) 服部 清助  
 (同) 足立 止  
 (同) 佐藤 鐵造

警 務 部

農林技手 (水産課) 小林市治  
 農林主事補 (農務課) 虫鹿俊一  
 同 (同) 村山茂樹  
 農林技手 (同) 小倉退藏  
 屬 (會計課) 松田忠太  
 地方農林技師 (種畜場) 桑島源一郎  
 農林主事補 (同) 田中之男

警 衛 係

部 長 愛知縣書記官 (警察部長) 木下義介  
 係 長 愛知縣書記官 (同) 木下義介  
 員 警 部 (警務課) 中村治永  
 警 部 (同) 伊藤五一  
 警 部 補 (同) 木部松次  
 (高等課) 川合正實  
 (同) 稻葉源藏  
 (刑事課) 間瀬鋼平

警部補 (建築課) 豊田正太郎  
 警部 (警察練習所) 末廣 榮  
 同 (同) 林 喜右工門  
 警部補 (同) 北村京一  
 同 (同) 太田森治郎  
 同 (同) 武藤 鹿男  
 地方警視 (新築署) 羽田野金作  
 同 (江川署) 佐多 貞熊  
 同 (笹島署) 佐藤 徳衛  
 同 (門前署) 松井 隆  
 同 (熱田署) 野村 豊助  
 同 (岡崎署) 橋本健之助  
 警部 (名古屋水上) 三浦 又一  
 同 (錦屋署) 藤田 太郎  
 同 (勝川署) 野々村 義一  
 同 (瀬戸署) 成瀬 傳  
 同 (西枇杷島署) 山本 繁臣  
 同 (布袋署) 加藤 俊

同 (豊橋署) 柴田 萬吉  
 同 (犬山署) 堀田坂十郎  
 同 (栗栗署) 白木 丈市  
 同 (一宮署) 宮地 達次  
 同 (稻澤署) 吉口 正雄  
 同 (津島署) 岩上 段助  
 同 (彌富署) 片桐 正重  
 同 (半田署) 松岡三右衛門  
 同 (横須賀署) 稻上 哥藏  
 同 (安城署) 大鹿 豊隆  
 同 (大濱署) 原田品次郎  
 同 (西尾署) 伊藤友三郎  
 同 (舉母署) 中村 壽一  
 同 (足助署) 山口正九郎  
 同 (田口署) 中村城之助  
 同 (新城署) 藤浪 宗一  
 同 (御油署) 鈴木高之助  
 同 (田原署) 梶田 芳衛

警務係

警部 (富岡署) 西野 六太郎  
 同 (新築署) 武田 石松  
 同 (鍋屋署) 坂井爲次郎  
 同 (江川署) 土井 宏  
 同 (笹島署) 野村又三郎  
 同 (門前署) 北村 重一  
 同 (熱田署) 船橋清治郎  
 同 (岡崎署) 久保 清  
 同 (豊橋署) 山下 雄藏  
 消防士兼警部 (中消防署) 久野 敬禮  
 同 (同) 倉地 章

警務係  
 係長 警部 (警務課長) 上田 乙磨  
 係員 警部 (警務課) 伊藤 五一  
 警衛本係同 (同) 中村 治永  
 警衛本係同 (同) 加藤成次郎  
 警部補 (同) 平野 伊作

高等警察係

警衛本係同 (同) 木部 松次  
 書記 (同) 神田濱次郎

高等警察係  
 係長 地方警視 (特別高等課長) 吉垣壽一郎  
 係員 警部 (特別高等課) 小森 金重  
 同 (同) 渡邊 重郎  
 警部補 (同) 寺本小左衛門  
 同 (同) 小川 一郎  
 同 (同) 中村 源松  
 同 (同) 深津 周作  
 同 (同) 小酒井 博  
 同 (同) 武内 直治  
 同 (同) 川合 正實  
 警部補 (刑事課) 樋口 定一  
 警部 (門前署) 竹之内金次郎  
 同 (熱田署) 酒井式三郎  
 警部補 (笹島署) 佐藤 太十郎

保安係

同	(熱田署) 久野 茂正	同	(同)	德間 靜真
係	長 地方警視 (保安課長) 織田 智	同	(同)	倉地 桂太郎
係	員 地方技師 (保安課) 新野 一良	同	(同)	松本 淺重
	(同) 白井 壽一	同	(同)	間瀬 鋼平
	(工場課) 竹村 誠也	同	(同)	德増 重太郎
	(同) 後藤 萬次郎	同	(同)	樋口 定一
	警察技師 (同) 山口 金治	同	(同)	濱野 保次
	警察部 (同) 永山 宗五郎	同	(同)	村島 鐵男
	(同) 安中 忠雄	同	(同)	勝田 源次郎
	(同) 坂口 太郎衛門	同	(同)	古川 友次郎
	警察技手 (工場課) 峠 三郎	同	(同)	高橋 清吾
	消防士 (同) 小南 庄吉	同	(同)	吉川 壽次郎
	屬 (同) 生木 治一	同	(同)	三宅 守貞
	技手 (同) 後藤 敏道	同	(同)	加藤 正之
	(同) 岡村 孫一郎	同	(同)	安井 殿彦
	警察部補 (同) 螺澤 利三郎			

衛生係

係 長 地方技師 (衛生課長) 村島 鐵男  
係 員 地方技師 (衛生課) 勝田 源次郎

刑事係

係 長 警部 (刑事課長) 間瀬 鋼平  
係 員 警部補 (刑事課) 德増 重太郎  
警部補 (同) 樋口 定一  
警部補 (同) 山口 泰逸  
警部補 (同) 樋口 定一

通信係

係 長 警部 (高等課長) 川合 正實

同	(同) 結城 清	係	員	警部	(同)	稻葉 源藏
防疫醫	(同) 岩塚 審			警部補	(同)	武内 直治
同	(同) 水野 信彦			同	(同)	小酒井 博
同	(同) 菱倉 龜藏			屬兼警部	(調停課)	深津 周作
同	(同) 小川 浩					
同	(同) 坂下 貢					
警部	(同) 伊藤 雅夫	係	長	警部	(刑事課長)	間瀬 鋼平
同	(建築課) 犬飼 三太郎	係	員	警部	(刑事課)	德増 重太郎
警部補	(衛生課) 小島 岩三郎			警部補	(同)	山口 泰逸
衛生主事補	(同) 後藤 斧吉			同	(同)	樋口 定一
衛生技手	(同) 石原 弘					
同	(同) 伊藤 亮一					
防疫監吏	(同) 櫻井 錠三郎					
檢疫委員	(同) 木内 林作					
防疫獸醫	(同) 小島 善夫					
警部補	(同) 久米 藤市					

## 第二編 總務部

### 第一章 宮廷係

#### 第一節 上表

十一月六日 聖上陛下名古屋離宮へ御着幸の後、小幡本縣知事並に野田本縣會議長は直に伺候して上表巻頭に掲ぐを奉呈せり。上表は内法長さ約一尺二寸二分、巾約二寸五分、深約三寸、文箱型にして櫻形銀座金古代紫色房付丸形の絹紐を付したる桐柱木地の儘なる箱に納めたるものなり。因に長官の上表は宮廷係に於て、議長の上表は庶務係に於て夫々準備せられたるものなり。

愛知縣知事正四位勳三等臣小幡豐治

誠惟誠喜謹ミテ言ス伏シテ惟ミルニ

天皇陛下至神至聖

稜威八紘ニ及ヒ景化四表ニ格リ國運維レ盛ニシテ邦基維レ固ク

乾德上下ニ布キ休光遐邇ニ被ル欽ミテ以ミルニ

天皇陛下至仁至孝

往聖ノ洪緒ヲ紹キ

先皇ノ偉烈ヲ承ケ元ヲ體シテ制ヲ作シ明ヲカニ舊章ヲ中ヘテ懿範ヲ示シタマフ茲ニ

即位ノ大禮ヲ行ヒ

大嘗ノ嘉典ヲ舉ケサセタマフニ當リ禾其ノ瑞ヲ著シ穗其ノ秀ヲ挺ンテ顯其ノ豊ヲ垂レ穀其ノ馨ヲ發

チ天人偕ニ樂シミ福應洵ニ浹ク祥氣六合ニ瀾リ歡呼兩間ニ滿ツ今ヤ

風車ノ西幸ニ莅ミ

蹕ヲ是ノ地ニ駐メサセタマフ

神儀穆穆トシテ靈耀煌煌タリ

輦輅肅肅トシテ慶雲雲霧タリ縣下ノ蒼生既ニ

昭代ノ鴻熙ニ浴シ更ニ斯ノ重榮ニ會ヒ衆庶齊シク謳歌シテ康衢ニ頌シ愈心ヲ一ニシテ匪躬ノ節ヲ盡

サムコトヲ誓フ臣豊治此ノ

昌期ニ際シ辱ク

盛事ヲ拜シテ

寶祚ノ至隆天壤ト與ニ窮リナク國體ノ光華日月ト俱ニ輝クヲ仰キ感激ノ忱恒情ニ倍萬シ忻躍忭舞ニ

任フルナシ恭シク表ヲ上リテ賀ヲ稱ケ畏ミテ

聖壽ノ無疆ヲ祈リ奉ル臣豊治誠惟誠喜謹ミテ言ス

昭和三年十一月六日

愛知縣知事正四位勳三等臣 小幡 豐治

愛知縣會議長正八位勳六等臣野田正昇

謹ミテ言ス恭シク以ミルニ

天皇陛下典章ニ率由シテ嘉辰ヲ穆トシ  
 登極ノ大禮ヲ舉ケサセタマフニ當リ辱ク  
 鸞輿ヲ名古屋ノ地ニ駐メサセラルル臣正誠恐懼度ミテ惟ミルニ  
 天皇陛下留聖文武ノ天資ヲ以テ化育ヲ四海ニ施シタマヒ  
 皇綱日ニ張り國運月ニ旺ナリ今斯ノ  
 昌事ニ際シ禎祥宇内ニ滿チ群生太和ヲ享ケ億兆齊シク謳歌シテ  
 寶祚ノ至隆ヲ祝シ遐邇僭ニ歡呼シテ  
 聖壽ノ萬歳ヲ賀ス

我皇ノ鴻德神人ノ望ニ胡ハセタマフコト此ノ如ク不易ノ

帝業益崇ク無窮ノ邦礎愈固シ普天ノ下率土ノ濱誰レカ欣躍并舞セシラムヤ我縣民畏クモ

龍駕ノ煌耀ヲ拜シ燦然タル國光更ニ六合ニ光被スルヲ仰キ感悅喜慶シテ倍報效ノ丹心ヲ磨カムコト

ヲ期ス爰ニ

昭世ノ盛時ニ逢ヒ縣會ヲ代表シテ 伏シテ賀ヲ奉シ以テ

聞ス臣正誠懼懍懍謹ミテ言ス

昭和三年十一月六日

愛知縣會議長正八位勳六等 臣野田正昇

第二節 大嘗祭庭積机代物

第一款 獻穀

第一項 獻穀候補地と穂の國

大嘗祭獻穀につき愛知縣より供納すべき米並に粟の獻穀者は昭和三年四月十八日の通達書により、米獻穀者は寶飯郡國府町大字國府二千二百二十六番戸渡邊七郎、同粟獻穀者は同郡豊川町大字豊川字知通五番地小笠原徳太郎に指定せられたり、次で獻穀田畠の決定を見たるを以て、地元寶飯郡町村長會にては恐懼措く處を知らず直ちに之れを奉贊して豫算を計上し獻穀事務を掌る事となり、各種の式典、播種耕作、施肥、除草、驅虫、灌漑、刈取、拔穂等極めて順調に經過し無事收穫を了し、十月二十九日京都皇宮大禮使出張所に無事獻納するを得たり、左に其顛末を録する事とせん。

謹み案ずるに宮中に於て毎年十月十七日新嘗祭の御儀取行はせらるる例なるが、御即位禮の年に限り新嘗祭に代るに大嘗祭を行はせられ、御庭積机代物として地方より米粟の獻上するものを御嘉納あらせられ、尊き神座に供へらるべきものなりとす、即ち大嘗祭當夜庭積机代物帳殿に列べられ、神殿に供進さるるものにして、往古は此御事なく明治四年に行はせられたる、明治天皇大嘗祭の時より初められ、悠紀主基兩齋田の新穀の外に全国各地の特産物を奉らしめらるゝ事となりしものにして、悠紀地方の各府縣より奉れるものは悠紀殿の儀の際神前に供へられ、主基地方の各府縣より奉れるものは米一升、粟五合の外、其地方海山のものを供ふる定めにして、即ち全國の特産物を召さるゝは國產獎勵の深き思召しによるものと拜察せらるゝが、今回も登極令の定むる處に従ひ前例に倣はせられ、米粟の獻上を命ぜられしものにして、曩に農林省農務局長より左の如き通牒ありたり。

農局方二五二四號

昭和二年十二月廿七日

農林省農務局長 厘

愛知縣知事 殿

第二節 總務部 第一章 宮廷係

新嘗祭献穀ニ關スル件

明昭和三年ニ於テハ御大禮ニ伴ヒ大嘗祭ヲ行ハセラル、見込ニシテ例年ノ新嘗祭献穀ノ代リニ大嘗祭御庭積机代物トシテ米粟ノ献上ヲ命セラル、答ニツキ右御含置相成度此段及内報候也

追テ御庭積机代物ニ關シテハ改メテ詳細通知可致候

尙本件は昭和三年二月二十五日の官報大禮使彙報を以て左の如く告示せられたるを以て参考の爲め此所に録せり。

大嘗祭献穀 大嘗祭ニ付新穀献納ノ儀ヲ願出タルトキハ朝鮮臺灣樺太關東州南洋群島並府縣毎ニ精米一升及精粟五合限リ悠紀主基兩殿ノ儀ニ於ケル庭積ノ机代物トシテ献納聽許セラルベキニツキ所轄廳ハ凡テ新嘗祭献納ノ例ニ準シ本年十月二十一日マデニ京都皇宮内大禮使出張所ニ差出スベシ

同日付宮内省式部長官よりも左の如く通牒ありたり、

式部第三〇八號

昭和三年二月二十五日

式部長官公署 伊藤 博 邦

愛知縣知事 小幡 豊 治 殿

新嘗祭供御トシテ例年献納ノ新穀本年ハ新嘗祭不被爲行候ニ付不及献納候

追テ大嘗祭献穀ノ儀ハ本日官報大禮使彙報ヲ以テ公示相成候

即ち登極令付式中の悠紀供御の儀には次に本殿南庭の帳殿に庭積の机代物を安く掌典掌補を率ゐ之を奉仕すとあり悠紀主基兩殿供御の儀式中に此机代物を安くの儀は前述の如く 明治天皇御大典舉行の時に始めて行はせられたる御儀にして登極令によりやがて永制の大例とせられたるものなり、倍て

新穀献納の儀につき主務官廳よりの通牒に接し本縣に於ては直ちに關係當事者鳩首協議し献穀者を資飯郡中より選定することに決定せり右選定の理由は偶同郡が例年献納の新嘗祭供御新穀供納の順位郡に當れるに由るものなるも資飯郡が往古彼の穂の國の一部にして同郡内の後世木野原と云はるゝ地方は所謂穂の原の訛なる可く一望稻穂の瑞々しく見渡す限り黄金の波濤ひ三河一の宮の稱ある砥鹿神社鎮座せる本官山北に聳へ持統天皇行幸にて著はれし宮路山遙かに西北を繞りて景勝の地たり然して今回献穀田に當れる國府町は大化新政以來國府の所在地にして往古の文化知る可し献穀島に當れる地又豊川の名によりて名高く長流悠々千古渝らず沿岸の美田を潤せり史に云へる所に依れば河上富祐之長者住故號豊川栗して然らば豊川の名又嘉祥の徵象たる可きか古くは文德天皇貞觀元年近くは大正四年大正天皇御即位禮行はせらるゝに際し畏くも悠紀齋田として點定せられ三河の地古來幾多皇室の寵恩を蒙れり然かも近年農事著しく改良せられ輓近其の發達極めて視る可きものあり優良の米を産するに至れりかくの如く其歴史的背景よりするも近代的施設より見るも昭和戊辰の大禮に際し献穀田島が資飯郡内に選定せられたるは極めて意義深きものたるを失はず

第二項 献穀者決定及設備

第一目 新穀供進の通牒

仍て本縣は資飯郡農會長に對し左の通り通牒を爲し献穀者選定方を依頼せり。

農第一五八三號

第二篇 總務部 第一章 宮廷係



大嘗祭献穀ニ關スル件照會

本行ハセラレベキ大嘗祭ノ節悠紀主基兩殿ノ儀ニ於ケル庭積机代物トシテ新穀献納ノ儀御聽許可相成ニ付左記事項御了知ノ上貴郡内農業者中ヨリ適當ノ者ヲ選定ノ上三月十五日迄ニ御報告相成度及御照會候也

記

一 耕作者ノ選定

大嘗祭ニ付各地方ヨリ新穀ノ供御ノ御聽許在ラセラル、ハ農事御獎勵ノ御思召ナルヲ以テ精農者又ハ篤農者中ヨリ選定スルコト

二 耕作並調製

肥料ハ人糞尿其他不淨ナルモノヲ避ケ栽培上可成清淨ヲ保ツコトニ注意シ調製ハ普通ノ精白ヲ爲シ布磨キ又ハ撰別等ヲ爲サマルコト

耕用上ニ關シテハ設計書ヲ作成シ豫メ縣ノ承認ヲ受クルコト

三 献穀ノ分量及容器

献穀ハ精米一升精粟五合トシ容器ハ白布袋ニ入レ槍又ハ桐ノ二重箱ニ納ムルコト而シテ其ノ中箱ハ槍又ハ桐ノ柁目ニシテ印籠蓋トシ内法深サ三寸縦横共六寸トスルコト

四 供物

献穀ハ精米精粟トモ本年十月二十五日迄ニ當應ニ差出スコト

五 經費及儀式

献穀ハ清淨ヲ期シ鄭重ノ取扱ヲ爲サザルヘカラスト雖無用ノ形式ニ流レ或ハ饗宴ヲ盛ニシ服裝ヲ華美ニスル等ノコトアリテ之レカ爲メニ經費ヲ徒費スルカ如キコトナキ様注意スルコト

右につき寶飯郡農會に在りては奉耕者につき慎重審議し其の人物思想陶歴健康家族等詳細に互つて調査を遂げ左の二名を選抜し三月二十三日郡農會より内申する處あり尙特に献穀田及其の選定に付ては至急係員を派遣し可然決定方申出でたり。

寶飯郡國府町大字國府二千二百二十六番戶

米 献 穀 者 渡 邊 七 郎

明治三十一年一月十四日生

略歴 明治四十五年三月國府尋常高等小學校ヲ卒業直チニ同地青年會ニ入り團組長支會長ノ職ニアリ大正七年歩兵第十八聯隊ニ入替上等兵ニ進級善行證書及下士適任證書ヲ下附セラレ大正九年十一月歸隊除隊大正四年乃至九年戰役ニ從軍セリ公務トシテハ大正九年十二月在郷軍人分會理事ニ大正十三年三月在郷軍人分會班長ニ推薦セラレ引續キ現今ニ至ル其ノ他國府町家屋稅調査委員及各種公職ニ就キ地方自治ノ爲メニ盡瘁セリ農事ニアリテハ大正六年縣下各郡農事視察後自給肥料ノ必要ト耕種法ノ忽ニスヘカラザルヲ知リ一層農事ニ精勵セリ

寶飯郡豊川町大字豊川字知通五番地

米 献 穀 者 小 笠 原 德 太 郎

明治三年八月四日生

昭和 大禮愛知縣記念録

四〇

略歴 明治十六年十二月二十一日寶飯郡公立小學校豐川學校卒業後父祖ノ業ヲ繼ギ専ラ農作ニ從ヒ其後養蠶業ヲ加ヘ四十餘年間専ラ農耕育蠶ノ事ニ從事シ大正十二年四月一日ヨリ昭和二年三月三十一日迄衆ニ推サレテ豐川町農會總代ニ就職昭和二年三月一日郷社進雄神社子總代ニ選任セラレ敬神ノ念厚ク稀ニ見ルノ篤農家ナリ

依て本縣に於ては四月四日地方農林技師井上豊尚岩槻信次を特派せり。先づ午前兩技師は寶飯郡町村農會長白井九郎寶飯郡農會副會長杉浦兵吉愛知縣農會技師白井善次同牧野正水國府町農會技師田中久三郎諸氏の案内にて左記國府町字下坊入の田約一反歩の候補地踏査を爲し、午后豐川町長星野常次郎豐川町助役神谷善雄國府町助役近藤福藏豐川町農會技師田中健之助豐川區長芳賀吉氏の案内にて左記豐川町大字良通の畑一反歩の實地踏査を爲し其結果寶飯郡農會の推薦せる二名の獻穀者は内申の通り兩者共思想堅實にして多年農事に精勵し、敬神の念厚く家内和合し近隣の模範たる精農家にして、加之家族一同健康体なるを以て、獻穀者として極めて適當のものなることを認めたり。

尙獻穀田は寶飯郡國府町字下坊入二六ノ一同畠は寶飯郡豐川町大字良通四〇にして右兩者共近接土地の状況、地方灌漑水、病害虫害等の關係につき調査したる結果、獻穀田畠として缺點なき旨復命ありたるを以て本縣知事は左の如き通達書を夫々本人に交付し、且つ寶飯郡農會長に對し獻穀耕作設計書提出方を慫慂し、且つ通達書に對する請書を取纏め提出方を依頼せり。

通達書

寶飯郡國府町大字國府二千二百二十六番戶

渡邊 七 郎

大嘗祭御庭積代物供御新穀獻納ノ儀其ノ所有地ニ於テ收穫シタル精米一升ヲ本年十月二十五日迄ニ縣廳ニ提出セ

ラルヘシ

昭和三年四月十八日

通達書

愛知縣知事 小 幡 豊 治

寶飯郡豐川町大字豐川字知通五番地

小 笠 原 徳 太 郎

大嘗祭御庭積代物供御新穀獻納ノ儀其ノ所有地ニ於テ收穫シタル精米五合ヲ本年十月二十五日迄ニ縣廳ニ提出セ

ラルヘシ

昭和三年四月十八日

愛知縣知事 小 幡 豊 治

茲に於て前記通達書を拜受せる渡邊七郎小笠原徳太郎の兩獻穀者は恐懼措く處を知らず、誠心誠意奉耕の事に衝り清淨無垢の精米精粟を獻ずるの意を表し、謹んで左記請書を郡農會長迄提出せるを以て同會長は直ちに本縣知事宛之れを送達せり。

請書

別紙通達書ノ通り御請可仕候依テ請書知斯ニ御座候也

寶飯郡國府町大字國府二千二百二十六番戶

渡 邊 七 郎

昭和三年四月二十五日

愛知縣知事 小 幡 豊 治 殿

(別紙通達書寫者略)

請書

寶飯郡豐川町大字豐川字知通五番地

四一

農第一五八三號ヲ以テ御通達相成候大嘗祭御庭積札代物供御新設精業五合献納ノ儀御請任リ期日迄ニ提出可致候依テ請書如件

昭和三年五月十日

愛知縣知事 小幡 豊治 殿

献穀田を有する國府町は地元として絶大の光榮に感喜し、町民は献穀者を扶けて齋竹を樹て注連繩を張り周圍に竹柵を設け尙北隣の清淨の地を撰定して祭場を劃し祭壇を設けて式場とせり、又豊川町に於ても所定の畠に國府町と略同一の設備を完成し、南隣に祭場を設け白木の標柱に大嘗祭庭積札代物献穀用畠の標柱を中央に建設し、公衆の見易き場所に參觀人心得の標札をも建設したり。

### 第二目 奉耕者の撰定

献穀田畠の決定せらるゝや其の地方民は皇室の寵恩斯く迄邊陲の地に及べるに感激し、謹んで耕耘の事に従はん事を懇願する者續出するの狀態なるに鑑み、町當局は慎重審議を遂げ、教育素行・農業上の技能・健康・家庭の狀況等の項目により、青年團・處女會員中より左の者を嚴選し、献穀者を扶けて誠心誠意奉耕の任に當らしむる事とせり。

#### 一、献穀田奉耕者

國府町大字森一八市太郎五男	岩瀬泰治 (明治四十四年二月十二日生)
同 町大字爲當字川原田五一彌助長男	石黒都良 (明治四十二年六月十九日生)
同 町大字久保字社地一後市弟	島山春次 (明治四十一年八月五日生)
同 町大字白鳥字下郷中九〇善松長男	山口義雄 (明治四十一年十二月十三日生)
同 町大字白鳥字郷下三一	近藤悦次 (明治四十一年十二月十日生)
同 町大字白鳥字下垂五ノ二桂藏長男	渡邊 實 (明治四十二年一月三日生)
同 町大字小田淵字仲松一六幸三郎長男	鈴木次三郎 (明治四十一年一月一日生)
同 町大字國府字流霞一倍次長女	牧山 吉 (明治四十三年三月四日生)
同 町大字國府字鍛冶ヶ谷二二彌七三女	鈴木花子 (明治四十四年九月廿二日生)
同 町大字國府字藪下二七ノ五善吉二女	岡田みち子 (明治四十四年十一月卅日生)
同 町大字國府二二七元次長女	榎本鈴江 (明治四十四年四月廿二日生)
同 町大字森字蓮間三七徳次長女	岩瀬こう (明治四十四年七月十四日生)
同 町大字爲當二二仁太郎孫	竹本節子 (明治四十四年十一月三日生)
同 町大字爲當字椎木一三〇妻吉二女	高柳はな (明治四十四年五月八日生)
同 町大字久保字下屋敷四一壽一三女	富田うめ (大正二年一月廿七日生)
同 町大字白鳥上郷中一五九九市二女	榎本とみ (大正二年四月十五日生)
同 町大字白鳥一四三權四郎孫	佐野しま (明治四十三年九月三十日生)
同 町大字白鳥一一二平七二女	林 よしえ (明治四十四年八月十四日生)
同 町大字小田淵七五佐吉孫	小島一子 (明治四十二年二月十九日生)

二、獻穀 畠奉 耕者

- 豊川町大字豊川字道四十九番地爲次郎三男 林 清 (明治三十九年八月廿一日生)
- 同 町大字北金屋字道北六十番地徳太郎長男 中尾 種市 (明治四十一年十一月廿八日生)
- 同 町大字馬場字郷中五十六番地ノ一妻吉長男 山本 昇 (明治四十四年三月五日生)
- 同 町大字三藏子字前畑四十一番地高次弟 宮道 富男 (明治四十三年三月九日生)
- 同 町大字土筒字前屋敷六十七番地園吉長男 富田 權一 (明治三十九年五月七日生)
- 同 町大字二葉字中西浦二十八番地富藏二男 近藤 喜作 (明治四十三年三月二十二日生)
- 同 町大字豊川字乃道四十三番地林七養女 梅田 きわ (明治四十二年三月三日生)
- 同 町大字古宿字中通九十八番地鶴吉四女 松井 とめ (明治四十一年八月廿五日生)
- 同 町大字豊川字利通五番地ノ一時次郎長女 小川 さだ子 (明治四十四年九月三十日生)
- 同 町大字古宿字中通百四番地長太郎長女 松井 まさゑ (明治四十一年十二月十四日生)
- 同 町大字北金屋字道北二十番地光信妹 中尾 ひで (明治四十二年六月十六日生)
- 同 町大字長草字荒井七番地一尾三女 小林 さい (明治四十四年九月廿五日生)
- 同 町大字大崎字野中百四十六番地玉吉長女 山口 よしみ (明治四十三年十二月十三日生)
- 同 町大字水野三十七番戸奥平五女 林 一枝 (明治四十三年七月二十四日生)
- 同 町大字三谷原字宮東十五番地定平二女 小田 つたゑ (明治四十四年二月廿五日生)
- 同 町大字當古字一色九番地政次女 中山 さも (明治四十三年十月廿五日生)
- 同 町大字牧野字茶貝津番地ノ一三太郎六女 山田 みつ (明治四十四年十月五日生)

- 同 町大字麻生田字寺前十九番地隆二妹 林 サト (明治四十三年十月十四日生)
- 同 町大字向河原九番戸徳平孫 内藤 さだ (明治四十三年四月七日生)
- 同 町大字谷川字洞三十三番地永作四女 安藤 小枝 (明治四十四年二月廿五日生)

第三目 處務と諸規程

獻穀田畠奉仕中に於ける奉耕者心得警備に關する注意事項參觀人心得は、寶飯郡町村長會長白井九一郎初め地方首腦者鳩首協議し、各地の前例に準據し左の諸規程を制定し遺漏なきを期せり。全郡町村長會は特に今回の事に就き誠心誠意之れを奉賛して豫算を計上し獻穀事務を掌り、白井會長萬般の事務を統轄し谷口町村長會書記庶務會計の任に當り、地元町村は獻穀田畠の行事を指揮監督し、本縣農林技手高須太郎、同白井善次國府町農會技手田中久三郎、豊川町農會技手田中健之助國府實業補習學校教諭井村龜之雄、進豊川公民學校教諭鈴木極吉等専ら栽培指導の任に當る等所謂郷黨一致官民合一の步調を以て、獻穀者を扶け有終の美果を收むるを得たり。殊に奉耕者服装は故實有職を參酌し、質實を旨とし華美に流れずよく郷土の風韻を存したるものを制定する事となり、左の如く男子は白丁に準し女子は早乙女に類せるものを夫々調製纏はしめたり。

男奉耕者服装

女奉耕者服装

烏帽子白張にして下着は白衣白木綿の腕抜き黒紐付き脚絆白足袋紙緒草履を用ふ。

水色襦袢、真紅門閉、真紅の帯並に袴、水色の紐付手甲並に脚絆、白足袋、紙緒草履、裾折の菅笠を用ふ。

一、奉耕者心得

- 一 神ニ奉仕スル心ヲ持テ作業ニ従事シ、苟モ不謹慎ノ行爲アルベカラズ
- 二 作業ハ指導者ノ指揮ニ従ヒ、専斷ノ行爲アルベカラズ
- 三 次ノ事項ヲ遵守スベシ
  - イ 作業ニ従事スルトキハ必ず手ヲ清淨ニスルコト
  - ロ 畝穀田、高地内ニ於テ喫煙、略痰、放尿等ヲナサザルコト
  - ハ 畝穀田、高地内ハ履物ヲ用ヒザルコト
  - ニ 作業中ハ雑談セザルコト
  - ホ 作業中ハ手睡ヲナサザルコト
- 四 耕作従事者ノ身体ハ勿論被服ハ清潔ニスベシ
- 五 事アリテ通告ノ日時ニ出勤シ、難キ時ハ事務所ニ届出ツベシ

二、警備ニ關スル注意事項

- 一 畝穀田、高耕作、竹柵其他ノ設備ヲ毀損スルモノナキ様注意スルコト
- 二 畝穀田、高附近ニ於テ略痰、唾吐、放尿スルモノナキ様注意スルコト
- 三 畝穀田、高ニ鳥獸等ノ作物ニ危害ヲ加ヘントスルモノヲ防除スルコト

- 一 傳染病者、精神病者、泥酔者其他舉動不審ノ者等ヲ畝穀田、高ニ接近セシメザルコト
- 二 參觀人ニシテ竹柵ニ憑リ足ヲ懸ケ又ハ耕作地ニ土ヲ蹴リ入ルル等ノ事ナキ様注意スルコト
- 三 畝穀田、高附近ニ塵芥、糞尿其他ノ汚物ヲ放棄スルモノナキ様注意スルコト
- 四 拜觀人等ニシテ畜類ヲ携ヘタルモノアルトキハ畝穀田、高ニ接近前他ニ預ケシムルコト
- 五 用水路ニ不潔ノ行爲ナキ様注意スルコト
- 六 火災ニ注意スルコト
- 七 參觀人注意書ヲ揭示スルコト

三、參觀人心得

- 一 耕併物及竹柵ナドニ手ヲ觸ルベカラズ
  - 二 附近ニ於テ不潔ノ行爲アルベカラズ
  - 三 忌服中ト病氣ノモノハ遠慮サルヘシ
  - 四 拜觀人ハ總テ係員ノ指揮ニ従フヘシ
- 尙畝穀地の衛生につきては萬事清淨を旨とし、前記諸規程にも強調したる如く、苟も不淨汚穢を避け不敬に亘らざる様注意し常に修祓を怠らず又畝穀田に灌漑す可き用水路關係地附近に對しては特に衛生に注意し、服喪忌中のものは何人と雖之れに近付くを遠慮せしめ殊に此地方一般法令に定められたる傳染病は勿論、苟も惡疫に就ては防疫消毒に努めたる結果其の發生を見る事無く、衛生保健状態極めて佳良にして幸ひに何等の事故を發生せず恙なく畝穀の大任を果せるは、一に天祐云ふ可しと雖又其の施設

計畫宜しきを得たるによるものとす。

### 第四目 耕種梗概と耕耘と日誌

寶飯郡農會に於ては献穀者と協議し、献穀田決定と共に精細なる調査を遂げ、耕種梗概及作業の豫定を  
作製し、本縣の承認を得て左記の如く定め専らこれに依ることをせり。

#### 一、献穀田の耕種梗概

- 一、位置 寶飯郡國府町大字國府字下坊入二十五番ノ一
- 一、面積 四畝歩
- 一、品種 萬歲
- 一、種子 愛知縣農事試驗場に於て育成せる純粹系統のものにして比重一・一四の鹽水にて選別し充分洗滌し弱き光線にて乾燥したるものを用ふ。
- 一、浸種 清淨なる水にて五晝夜浸漬す容器は木桶とし時々水を取換へよく攪拌す
- 一、播種量及苗代坪數 苗代は木田一畝歩に付き播代の割とし一坪に付浸種後の種一合五勺播下し竹箬を以て均一にす苗代十二坪
- 一、播種期 四月廿八日播種せり
- 一、苗代肥料 綿實粕過磷酸石灰葉灰の三種を用ひ一坪當り次の如し

綿實粕 五合  
過磷酸石灰 三升  
葉灰 一元 肥

- 一、苗代の整地及施肥 苗代は巾四尺の短冊形とし相互の間隔を二尺とす、整地は播種四日前より行ひ豫め打起したる土地を細碎平均し區劃を定め播種の前日に至り落水して土を練り手鋸にて打ち均し小間浚にて床面を淺く掻き綿實粕過磷酸石灰を平等に施し再び手鋸にて肥料の異動せざる様均一にして床面の稍固くなるを待ちて一寸位の深さに灌水し水の新陳代謝を行ひ清澄ならしめ翌日下種せり
- 一、蛙除設備 蛙の侵入を防ぐ爲め苗代の周圍に高さ二尺位の簀を繞らす
- 一、苗代の灌排水 播種後三日間は深水とし種子の發芽するに至りて毎日午前十時頃より排水し田面を温め發芽を促進せしめ午後四時頃より晝間温めたる水を導き稍深く灌水す但し雨天強風寒冷の日は終日浸水を保たしむ斯くすること十五日許りにして苗の伸長するに至りて常に淺く灌水し置き時々落水し水の新陳代謝を行ふ
- 一、除草 苗の一寸位伸長したる時稗拔を行ひ爾後苗の生育中に兩三回雜草を除去す
- 一、害虫驅除 害虫發生の状況に注意し螟虫採卵前後五回に互り施行せり
- 一、本田の整理 用地を打起し藁灰を施し挿秧の前日灌水し代播を行ひ綿實粕過磷酸石灰を平等に施し再び代播を行ひ挿秧に供す
- 一、苗取及選別 苗は三本宛可憐に拔取り根部に付着せし泥土を能く洗ひ落し後不良苗を除去し適當の大きさに把束す

- 一 挿秧期 六月七日
- 一 挿秧株數及苗本數 一坪に付き五十一株とし畦巾一尺株間七寸ミし一株八本植とす
- 一 本田の肥料 左の肥料を施用す(但し一反歩當り)
  - 一 練粕六貫過燐酸石灰八貫綿實粕一〇貫硫酸アンモニア一貫二百藥灰三〇貫
- 一 中耕除草 四回とし左の時期に行ふ
  - 第一回中耕除草 六月十八日
  - 第二回除草 六月廿八日
  - 第三回除草 七月八日
  - 第四回除草 七月廿二日
- 一 本田害虫驅除 害虫發生の状況に注意し隨時充分の驅除豫防をなしたり
- 一 灌排水 挿秧後數日間は稍深水とし苗の活着するに至りて成るべく淺水とし四番除草以後一旦落水して田面を固め八月下旬即ち出穂期後は稍深水とし九月初旬乳熟期に至りては全く排水す但し非常に乾燥する場合は少量の灌水をなせり
- 一 收穫 九月廿五日成熟を待ちて刈取を行ふ其の方法は各田區共周圍の列を除き最優良なる部分を刈取り一把二十一株宛を束ね數日間稻架に掛け乾燥せり
- 一 播落及稈の乾燥 稻架にて乾燥せる稻は町等に播落し篩たる後藁上にて稈干を行ひ稈干は晴天二日間とし日中二三回手返しをなす陽光熾烈なる場合は午前十一時より午後二時頃迄藁を覆ひて過度の乾燥を防きたり

- 一 稈摺調製 稈の乾燥を終れば一日間放置し置き次に稈摺を行ふ稈摺の臼は在來のものを用ひ其の一番摺のみを取りて用に充つ
- 一 搗精 搗精は一臼一斗とし八時間繼續搗精し途中數回糠を除去したり
- 一 除糠選別 搗精したるものは篩にて良く糠を去り黒盆上にて精細に選別したり

献穀田一般日誌(地元記述)

- 三月廿五日 白井町長白井技手田中技手献穀田豫定地視察の爲め出張す
- 四月四日 献穀田決定の爲岩槻農林技師井上農林技師寶飯郡農會副會長杉浦兵吉氏農林技手白井善次氏農林技手牧野正水氏寶飯郡町村會長並國府町長白井九一氏國府町農會技手田中久三氏献穀者渡邊七郎氏等實地踏査を行へり
- 四月十五日 献穀田地の測量をなす
- 四月十七日 清殺式準備の爲め山本神官關係者一同同所に出張準備をなす
- 四月十八日 清殺式舉行
- 四月廿一日 献穀田打起施柵建設奉耕男七名及献穀關係者同所に出張す
- 三月廿五日 白井町長白井技手田中技手献穀田豫定地視察の爲め出張す
- 四月廿二日 同
- 四月廿三日 同
- 四月廿七日 播種準備の爲め關係者神官二名献穀田に出張す
- 四月廿八日 播種式を舉行爾後灌漑排水には毎日二回巡視をなす
- 四月廿九日 害鳥豫防網の設置をなす蛙除の設置をなす
- 五月八日 岩槻技師來郡農會事務所に於て御田植歌及踊の練習をなす
- 五月九日 同上 螟虫採卵後三日毎に採卵す
- 五月十六日 午後一時より御田植歌及踊の練習
- 五月十九日 苗代第一回除草
- 五月三十日 螟虫採卵本日誘蛾燈設置爾後誘殺成績調査

六月一日 獻穀田畦畔整理及藪灰施肥  
 六月四日 田植式準備の爲め獻穀者奉耕者全員出動す  
 六月五日 同 獻穀田探卵  
 六月六日 同 苗取掘別及施肥整地をなす  
 六月七日 御田植式舉行す  
 六月八日 植付後の整理  
 六月九日 同  
 六月十七日 中耕式準備、神官二名關係者出張す  
 六月十八日 第一回除草中耕、雁爪起全員出動  
 本田螟虫探卵、此の日誘蛾燈を藪場に移す  
 六月廿七日 本田畦畔及藪場の除草、螟虫探卵  
 六月廿八日 第二回除草、早乙女出動  
 害虫驅除として硫酸ニコチンを撒布す  
 七月五日 葉鞘變色茎切取(二千六百本)  
 七月八日 第三回除草及藪場の除草、早乙女出動す  
 害虫驅除の爲め硫酸ニコチンを撒布す  
 七月十七日 岩槻技師來郡害虫驅除及灌排水の注意あり  
 七月廿二日 第四回除草奉耕男全員葉鞘變色茎切取(九百五十二本)  
 八月十日 出穂初め  
 八月十五日 出穂最盛期  
 八月十九日 天候險惡にして暴風雨の激あり依て畦越しに灌水し被害の豫防をなす誘蛾燈  
 八月廿四日 出穂揃  
 八月廿五日 午後より豊年音頭踊の練習指導者岩槻技師  
 八月廿六日 同、害虫被害茎切取(五十六本)  
 八月廿七日 除草(掃波き)  
 八月廿九日 害虫豫防網設置  
 八月卅一日 落水  
 九月十一日 害虫被害茎切取(二百八十本)  
 九月十三日 誘蛾燈撤去  
 九月十四日 豊年音頭練習  
 九月十五日 同  
 九月十八日 井上農林技師來郡  
 九月十九日 午後一時より小學校に於て豊年音頭の

練習

九月廿日 絞種式準備の爲め全員出動  
 九月廿一日 同  
 九月廿二日 同  
 九月廿三日 同 害虫豫防網の除去  
 九月廿四日 同  
 九月廿五日 絞種式舉行  
 九月廿六日 稻刈稻架害虫豫防網設置  
 十月二日 脱穀、全員  
 十月六日 蓮干(郡農會庭園に於て)  
 十月九日 蓮干(同)  
 十月十一日 種摺調整  
 十月十四日 精米機据付  
 十月十五日 精搗式神官二人  
 十月十六日 袋磨及一粒選別  
 十月十七日 同  
 十月十八日 同 獻穀上納準備  
 十月十九日 縣廳へ上納の爲め一同午前八時十五分國府驛より特別列車に依り上納の途に上る午前十時正廳に於て知事閣下の上納す  
 十月二十日 竹掃除去耕地の整理  
 十一月五日 賢所神饌川洗米供納準備  
 十一月六日 同 供納  
 十一月廿五日 同 準備  
 十一月廿六日 同 供納  
 以上

二、獻穀畠の耕種梗概

- 一、位置 寶飯郡豊川町大字豊川字良通四十番地
- 一、面積 三畝歩
- 一、品種 八千代
- 一、種子 愛知縣農事試驗場に於て採種せる種子にして比重一〇〇五の苦鹽汁を以て選別し充分洗滌



し蔭乾を行ひたるものを供用す

一播種量 反當四合五勺

一播種期 五月十六日

一耕整地 轍を以て淺く耕起し土地を碎き更に二番耕起をなしよく掻き均し均平にす

一畦巾 二尺二寸播巾三寸

一播種法 整地したる圃地に畦巾二尺三寸に播溝を設け轍にて軽く壓し町畔に下種し藁灰を施し細土を薄く覆ひ其の上を轍にて鎮壓し其の上に切藁を散布す

一肥料 反當藁灰十五貫元肥硫酸アンモニア一貫五百匁追肥木灰五貫匁追肥干鰯十貫匁追肥

一間引及除草

第一回 六月十一日間引

第二回 六月二十五日間引

第三回 七月五日間引

第四回 七月十七日間引

一中耕及施肥 一番中耕は六月十一日轍を以て中耕しつゝ播條の側に土を寄す同時に硫酸アンモニヤを清水に溶解して施用す

二番中耕は六月廿五日にして前回中耕の場合とは反對の方面に淺く行ふ同時に干鰯及木灰を施用す

三番中耕土壤鎮壓され龜裂を見たるを以て轍を以て打起す

一 根寄 七月十七日根寄を行ふ

一 病虫害驅除豫防 六月中旬より螟虫被害莖の切取を行ふ出穂後は雀の害を防ぐ爲七月二十六日糸網を架設す

一 出穂及成熟 出穂期七月廿五日成熟期八月廿三日

一 收穫 八月廿六日穂を切り收穫す

一 莖干揉落 收穫せる穂を莖干をなし午后三時より手にて揉み落し篩にて選別す

一 乾燥 翌日莖干乾燥をなす

一 調製 乾燥したるものを唐箕にて選別し稈及塵埃を除去す

一 搗精 搗精前日更に莖干をなしたる粟を一白二斗とし數回粟殻を唐箕にて選別し六時間にて搗上ぐ

一 調製及選別 精白したるものは更に唐箕選を行ひ更に盆の上にて優良なる子實のみ選出せり

献穀畠一般日誌(地元記述)

三月廿三日 献穀者小笠原徳太郎氏の履歴書提出せり

三月十一日 献穀畠献穀者の選定協議會を役場樓上

四月四日 献穀畠決定の爲め午后より岩槻技師井

に開催す星野町長白井技手田中技手豊川北金屋吉宿

上技師杉浦郡農會副會長牧野技手白井技手近藤國府

區長小川田中野中尾松井農會總代出席

町助役國府町農會田中技手神谷豊川町助役豊川町農

三月十五日 芳賀豊川區長献穀者小笠原徳太郎氏同

會田中技手芳賀豊川區長小笠原献穀者一同大字豊川

道にて登場し大任引受をなす

字瓦通四十番地の献穀畠の實地踏査を行えり

昭和六年度愛知縣記念誌

五月十五日 午後三時より奉耕者男祭場並に道路の  
清掃撤砂注連繩齋竹等の設備及肥料覆蓋の準備をな  
す

五月十六日 播種式舉行

五月十七日 農事試験場練習生視察岩槻技手生育状  
況調査

五月十八日 中耕式舉行間引補肥

五月十九日 第二回中耕補肥及螟虫喰入莖拔取  
中耕及手入

五月二十日 粟摘取及籾の練習岩槻技師指導

五月二十一日 螟虫被害莖拔取り

五月二十二日 同

五月二十三日 同

五月二十四日 同

五月二十五日 同

五月二十六日 同

五月二十七日 同

五月二十八日 同

五月二十九日 同

五月三十日 同

五月三十一日 同

六月一日 同

六月二日 同

六月三日 同

六月四日 同

六月五日 同

六月六日 同

六月七日 同

六月八日 同

六月九日 同

六月十日 同

六月十一日 同

六月十二日 同

六月十三日 同

六月十四日 同

六月十五日 同

六月十六日 同

六月十七日 同

六月十八日 同

六月十九日 同

六月二十日 同

六月二十一日 同

六月二十二日 同

六月二十三日 同

六月二十四日 同

六月二十五日 同

六月二十六日 同

六月二十七日 同

六月二十八日 同

六月二十九日 同

六月三十日 同

七月一日 同

七月二日 同

七月三日 同

七月四日 同

七月五日 同

七月六日 同

七月七日 同

七月八日 同

七月九日 同

七月十日 同

七月十一日 同

七月十二日 同

七月十三日 同

七月十四日 同

七月十五日 同

七月十六日 同

七月十七日 同

七月十八日 同

七月十九日 同

七月二十日 同

七月二十一日 同

七月二十二日 同

七月二十三日 同

七月二十四日 同

七月二十五日 同

七月二十六日 同

七月二十七日 同

七月二十八日 同

七月二十九日 同

七月三十日 同

八月一日 同

八月二日 同

八月三日 同

八月四日 同

八月五日 同

八月六日 同

八月七日 同

八月八日 同

八月九日 同

八月十日 同

八月十一日 同

八月十二日 同

八月十三日 同

八月十四日 同

八月十五日 同

八月十六日 同

八月十七日 同

八月十八日 同

八月十九日 同

八月二十日 同

八月二十一日 同

八月二十二日 同

八月二十三日 同

八月二十四日 同

八月二十五日 同

八月二十六日 同

八月二十七日 同

八月二十八日 同

八月二十九日 同

八月三十日 同

九月一日 同

九月二日 同

九月三日 同

九月四日 同

九月五日 同

九月六日 同

九月七日 同

九月八日 同

九月九日 同

九月十日 同

九月十一日 同

九月十二日 同

九月十三日 同

九月十四日 同

九月十五日 同

九月十六日 同

九月十七日 同

九月十八日 同

九月十九日 同

九月二十日 同

九月二十一日 同

九月二十二日 同

九月二十三日 同

九月二十四日 同

九月二十五日 同

九月二十六日 同

九月二十七日 同

九月二十八日 同

九月二十九日 同

九月三十日 同

十月一日 同

十月二日 同

十月三日 同

十月四日 同

十月五日 同

十月六日 同

十月七日 同

十月八日 同

十月九日 同

十月十日 同

十月十一日 同

十月十二日 同

十月十三日 同

十月十四日 同

十月十五日 同

十月十六日 同

十月十七日 同

十月十八日 同

十月十九日 同

十月二十日 同

十月二十一日 同

十月二十二日 同

十月二十三日 同

十月二十四日 同

十月二十五日 同

十月二十六日 同

十月二十七日 同

十月二十八日 同

十月二十九日 同

十月三十日 同

十一月一日 同

十一月二日 同

十一月三日 同

十一月四日 同

十一月五日 同

十一月六日 同

十一月七日 同

十一月八日 同

十一月九日 同

十一月十日 同

十一月十一日 同

十一月十二日 同

十一月十三日 同

十一月十四日 同

十一月十五日 同

十一月十六日 同

十一月十七日 同

十一月十八日 同

十一月十九日 同

十一月二十日 同

十一月二十一日 同

十一月二十二日 同

十一月二十三日 同

十一月二十四日 同

十一月二十五日 同

十一月二十六日 同

十一月二十七日 同

十一月二十八日 同

十一月二十九日 同

十一月三十日 同

十二月一日 同

十二月二日 同

十二月三日 同

十二月四日 同

十二月五日 同

十二月六日 同

十二月七日 同

十二月八日 同

十二月九日 同

十二月十日 同

十二月十一日 同

十二月十二日 同

十二月十三日 同

十二月十四日 同

十二月十五日 同

十二月十六日 同

十二月十七日 同

十二月十八日 同

十二月十九日 同

十二月二十日 同

十二月二十一日 同

十二月二十二日 同

十二月二十三日 同

十二月二十四日 同

十二月二十五日 同

十二月二十六日 同

十二月二十七日 同

十二月二十八日 同

十二月二十九日 同

十二月三十日 同

五月十五日 午後三時より奉耕者男祭場並に道路の  
清掃撤砂注連繩齋竹等の設備及肥料覆蓋の準備をな  
す

五月十六日 播種式舉行

五月十七日 農事試験場練習生視察岩槻技手生育状  
況調査

五月十八日 中耕式舉行間引補肥

五月十九日 第二回中耕補肥及螟虫喰入莖拔取  
中耕及手入

五月二十日 粟摘取及籾の練習岩槻技師指導

五月二十一日 螟虫被害莖拔取り

五月二十二日 同

五月二十三日 同

五月二十四日 同

五月二十五日 同

五月二十六日 同

五月二十七日 同

五月二十八日 同

五月二十九日 同

五月三十日 同

六月一日 同

六月二日 同

六月三日 同

六月四日 同

六月五日 同

六月六日 同

六月七日 同

六月八日 同

六月九日 同

六月十日 同

六月十一日 同

六月十二日 同

六月十三日 同

六月十四日 同

六月十五日 同

六月十六日 同

六月十七日 同

六月十八日 同

六月十九日 同

六月二十日 同

六月二十一日 同

六月二十二日 同

六月二十三日 同

六月二十四日 同

六月二十五日 同

六月二十六日 同

六月二十七日 同

六月二十八日 同

六月二十九日 同

六月三十日 同

七月一日 同

七月二日 同

七月三日 同

七月四日 同

七月五日 同

七月六日 同

七月七日 同

七月八日 同

七月九日 同

七月十日 同

七月十一日 同

七月十二日 同

七月十三日 同

七月十四日 同

七月十五日 同

七月十六日 同

七月十七日 同

七月十八日 同

七月十九日 同

七月二十日 同

七月二十一日 同

七月二十二日 同

七月二十三日 同

七月二十四日 同

七月二十五日 同

七月二十六日 同

七月二十七日 同

七月二十八日 同

七月二十九日 同

七月三十日 同

八月一日 同

八月二日 同

八月三日 同

八月四日 同

八月五日 同

八月六日 同

八月七日 同

八月八日 同

八月九日 同

八月十日 同

八月十一日 同

八月十二日 同

八月十三日 同

八月十四日 同

八月十五日 同

八月十六日 同

八月十七日 同

八月十八日 同

八月十九日 同

八月二十日 同

八月二十一日 同

八月二十二日 同

八月二十三日 同

八月二十四日 同

八月二十五日 同

八月二十六日 同

八月二十七日 同

八月二十八日 同

八月二十九日 同

八月三十日 同

九月一日 同

九月二日 同

九月三日 同

九月四日 同

九月五日 同

九月六日 同

九月七日 同

九月八日 同

九月九日 同

九月十日 同

九月十一日 同

九月十二日 同

九月十三日 同

九月十四日 同

九月十五日 同

九月十六日 同

九月十七日 同

九月十八日 同

九月十九日 同

九月二十日 同

九月二十一日 同

九月二十二日 同

九月二十三日 同

九月二十四日 同

九月二十五日 同

九月二十六日 同

九月二十七日 同

九月二十八日 同

九月二十九日 同

九月三十日 同

十月一日 同

十月二日 同

十月三日 同

十月四日 同

十月五日 同

十月六日 同

十月七日 同

十月八日 同

十月九日 同

十月十日 同

十月十一日 同

十月十二日 同

十月十三日 同

十月十四日 同

十月十五日 同

十月十六日 同

十月十七日 同

十月十八日 同

十月十九日 同

十月二十日 同

十月二十一日 同

十月二十二日 同

十月二十三日 同

十月二十四日 同

十月二十五日 同

十月二十六日 同

十月二十七日 同

十月二十八日 同

十月二十九日 同

十月三十日 同

十一月一日 同

十一月二日 同

十一月三日 同

十一月四日 同

十一月五日 同

十一月六日 同

十一月七日 同

十一月八日 同

十一月九日 同

十一月十日 同

十一月十一日 同

十一月十二日 同

十一月十三日 同

十一月十四日 同

十一月十五日 同

十一月十六日 同

十一月十七日 同

十一月十八日 同

十一月十九日 同

十一月二十日 同

十一月二十一日 同

十一月二十二日 同

十一月二十三日 同

十一月二十四日 同

十一月二十五日 同

十一月二十六日 同

十一月二十七日 同

十一月二十八日 同

十一月二十九日 同

十一月三十日 同

十二月一日 同

十二月二日 同

十二月三日 同

十二月四日 同

十二月五日 同

十二月六日 同

十二月七日 同

十二月八日 同

十二月九日 同

十二月十日 同

十二月十一日 同

十二月十二日 同

十二月十三日 同

十二月十四日 同

十二月十五日 同

十二月十六日 同

十二月十七日 同

十二月十八日 同

十二月十九日 同

十二月二十日 同

十二月二十一日 同

十二月二十二日 同

十二月二十三日 同

十二月二十四日 同

十二月二十五日 同

十二月二十六日 同

十二月二十七日 同

十二月二十八日 同

十二月二十九日 同

十二月三十日 同

七月卅日 不瓦壘切取

八月五日 暴風警戒

八月七日 強風後の手入

八月十二日 奉耕男撤砂運搬及粟の手入

八月十五日 粟高手入及播種式練習岩槻技師來所

八月廿三日 奉耕者一同播種式準備の爲め午前六時  
集合欄の取除撤場の除草(アース)と建設

八月廿四日 男奉耕者午前六時集合祭具運搬(テント)  
設置齋竹注連砂の撤布

八月廿五日 播種式舉行

八月廿六日 全員摘穂を終了し選干をなし式場整理  
をなす(午後三時より手にて揉み落す)

九月廿七日 男奉耕者粟の選干及調製をなす

九月廿九日 粟の選干をなす

十月一日 摘穂式の爲め麻生田農事改良實行組合  
の精米所に於て終日作業

十月十六日 献穀者宅に於て選穀をなす

十月十七日 同

十月十八日 同、正午に於て終了し尙一應再調をな  
し上納準備をなす

十月十九日 上納

十月卅一日 當日午前七時全員出動周囲の欄を除去  
し順次打起をなし尙睡上げをなし原形に復す

以上

第五目 用具

一、献穀田用具

名	稱	數量	名	稱	數量	名	稱	數量	名	稱	數量	名	稱	數量
平	鉢	五	一	八	播	種	器	六	一	手	洗	桶	五	一
備	中	三	鎌	瓜	一	二	竹	一	二	手	洗	桶	一	一



小林屬堀尾縣農會長上野農事試驗場長井上岩瀨白石農部各農林技師青山北河兩縣會議員中尾縣農會副會長鈴木御油警察署長白井寶飯郡町村長會長杉浦郡農會副會長各町村長各町村農會技術員郡内有力者東三町村長會長郡市農會長地元公職者豊川奉耕者一同凡三百名參列列外拜觀者無慮數千名を算し地方稀に見るの盛儀なりき尙式中に於ける御田植踊は早乙女一同揃ひの衣裝に襦折の菅笠を被り手拍子面白く踊り出て手際よく別項記載の御田植歌を唱ひつゝ御田植を爲せり。

御田植式の次第(大祭)

齋場に採め神籬を設け祓所を準備す

先時刻諸員所定の位置に着く是より先手水の儀あり)

次修祓(大御行事)(順序神籬神饌稻苗農具祭官)

次降神行事(警蹕)

次神饌を供す(稻苗を共に供す)

次祭主祝詞を奏す

次陪膳稻を献穀者に渡し早乙女田植踊をなしつゝ齋田に進む

次奉耕者御田耕唄を唄ひつゝ御田植を行ふ

次祭主以下齋場に復す早乙女田植踊をなしつゝ齋場に復す

次祭主玉串奉奠(祭員列拜)

次献穀者玉串奉奠(奉耕者列拜)

次知事玉串奉奠

次縣農會長農事試驗場長町村長會長郡農會長縣會議員來賓惣代玉串奉奠  
 次地元町長玉串奉奠  
 次神饌を撤す  
 次昇神行事(警蹕)  
 次一同退下

齋田御田植祭祝詞

往昔國守等三河國乃政事執行此處知事山崎深位是乃國府乃可美處乃清後齋田乃齋乃庭園神職等安忌志里作設介多留此乃神籬神乃御座安忌比定來招坐世奉留掛久母恐後大年神御年神若年神阿須波神波比岐神乃大前寶飯郡神職會副會長生田小平次恐恐自安久高天原神留座皇親神漏岐神漏矣乃命乎以豊原乃瑞穂乃國乎天壤乃共無窮乎平介久所知食志天津日嗣乃高御座大座坐志山庭乃瑞穂乎天津御饌乃長御饌乃遠御饌萬千秋乃長五百秋安介久所聞食世事依奉志隨今年乃十一月大嘗祭行世給給御饌此愛知縣御宇豆乃瑞穂乃獻奉留久諸人等亦清後真心以事執行比大田主渡邊七郎乎始來此事關係人々更更耕作人此國府町乃青年乃身休強健品行方正後手七人同後處女十二人乎擇選朝夕忌無仕奉過過卯月乃十八日清祓乃式仕奉里此國府町以來荒田打返泥撒後平均苗田作是引水入同月廿八日播種乃式奉仕里無久緩事無久心乎注力乎竭志育都今後天晴可美早苗發生立初故今日乃吉日御田植仕奉里奉爲大御祭仕奉大前八百作瑞穂白介洗米八疊折折美酒平始海山里野生山出種々乃甘物乎机代登乎々置高成成賦久手美置廣所聞食皇神等乃高尊後大御靈幸給比水泡垂垂乎平膝泥播寄向股乃履無久雨風時順此惡風荒水給給受稻邊乃無久群鳥乃災有受此乃齋田乃秋乃足穂乃茂穂乎登田平久佐可成幸給比比拔穂乃御式重久美志久仕奉給給八束穂乃足穂乃願伏祈々恐恐美穂白

(六) 中 耕 式

六月十八日午前八時齋場に於て中耕式を舉行す。白井寶飯郡町村長會長、近藤國府町助役、其他公職者多數參列す。修祓降神、供饌、祝詞、祭員農具を獻殺者奉耕者に渡し、齋田に進み中耕終りて玉串奉典、撤饌、昇神にて式を終れり。

(三) 拔 穂 式

九月廿五日午前九時より大祓式を國府縣立高等女學校々庭に於て舉行し、之れより齋場に於て拔穂式を舉行す。當日知事代理辻山農務課長、織戸橋本兩縣屬堀尾縣農會長、井上金戸岩槻各農林技師、杉田縣農會技師、上野農事試驗場長、青山北河兩縣會議員、中尾畜産組合長、片寄蠶業試驗場、豊川支場長、鈴木御油警察署長、白井寶飯郡町村長會長、各町村長、郡内有力者、地元公職者、豊川獻殺者奉耕者一同、東三市町村長會長及郡市農會長、岐阜縣及靜岡縣獻殺者及關係者等、參百余名列席せり。當日欄外に翹集せる一般拜觀者數千人に上り、非常なる雜沓を來せり。

齋田拔穂式次第

(一) 大 破

時刻諸員位置に着く。左側地方長官、地元町長以下來賓、右側祭官、獻殺者以下奉耕者(中弦の席作り)。次、切麻司切麻を頭(知事、地元町長、農主、獻殺者に渡し、其の他は渡さず、三方二壺に切麻を置く)。

- 次 農主破を仰ぐ
- 次 破主破詞を宣ふ(宣の所にて一同小楮)
- 次 諸員切麻を執りて破ふ(切麻を受けざる諸員は切麻司一壺に破ふ、一員左面一員右面を破ふ)
- 次 大麻司大麻を行ふ
- 次 切麻司切麻を撤す
- 次 破物を裂く(大麻司之を行ふ)
- 次 豊稔踊をなす
- 次 退下

(二)

- 時刻諸員所定の位置に着く
- 次 典儀式を始むる由を告ぐ
- 次 修祓破詞、大麻行事、鹽湯行事(1)齋田(2)神籬(3)神饌(4)拔穂の具
- 次 副農主降神を奉仕す
- 次 神饌を供す
- 次 農主祝詞を奏す
- 次 拔穂の儀を行ふ(環め齋田中央に薦を敷き高案を置く)
- 先 町長、獻殺者に目して拔穂のこゝを命ず
- 次 祭員、拔穂の具を獻殺者に渡し、獻殺者は更に之れを奉耕者に渡す
- 次 祭員三方を獻殺者に渡す

昭和六年度愛知縣記念誌

- 次 献穀者は奉耕者を率ゐて齋田に入り三方を高案の上に安く奉耕者豊年踊をなす
- 次 奉耕者齋田に入りて一齊に拔穂をなし之れを献穀者に渡し献穀者は之れを三方の上に安く
- 次 献穀者拔穂を捧持したる奉耕者を率ゐて齋場に入り先づ町長に示し後之を案上に安く齋田を出づる時奉耕者豊年踊をなす
- 次 町長前導知事案前は到り拔穂を點檢す
- 次 町長點檢の訖はれる由を齋主に告ぐ
- 次 齋主副齋主に目して案上の被穂を神前の傍に安しむ
- 次 點檢所の案及薦を撤し玉串案を安く
- 次 知事玉串を奉りて拜禮
- 次 齋主玉串を奉りて拜禮(齋祭員列拜)
- 次 町長以下順次玉串を奉りて拜禮
- 次 副齋主拔穂を幸願に納む(蓋取、拔穂奉持者之れに従ふ)
- 次 神饌を撤す
- 次 副齋主昇神を奉仕す(警鐘)
- 次 典禮の訖はれる由を告ぐ
- 次 退下

拔穂式 祝詞

此乃可憐處乎殿乃岩境聖域比清來迄五百技乃榊樹生志忌注連引供廻御志神乃御座聖齋定米忌招奉玉搦坐奉御掛長長御座  
 神高御魂神庭高日神御食神大宮寶神事代主神阿須波神波比岐神八柱乃大神等乃大前寶飯郡神職會長生田小平次恐  
 恐與白在久今年十一月吾皇天皇命乃御一代一度行世給大嘗祭此乃愛知縣御宇豆乃瑞穂手献奉諸人等赤心

心以知日爾美爾倍勞仕奉里乃荒田手打返爾忌種時下志早苗採玉苗植渡志田草取爾起爾忘々暇無久已實  
 稚兒乎字美掬育爾事乃如久心乎注力手場志爾爾大神等米具久思爾志食志忌暴風洪水爾達給爾受飛鳥乃爾昆蟲乃災無久  
 黃金如爾足穂乃穂手八束穂乃茂穂爾成幸爾給比志故爾今日乃生日乃足日爾拔穂乃神事仕奉良久登大前爾御食御酒手始米海山  
 里野爾生出穂志穂々乃味物手机代爾爾爾奉里乙女等爾須賀也加爾豐年乃唄手唄比那々手振母妙爾仕奉事乃狀乎神慮和也  
 加爾開食諸比給比新米潔白氣爾爾事無久犯爾事無久悠紀乃御殿乃御祭爾捧合志米給爾爾恐恐美爾白爾

(ホ) 精 搗 式

十月十五日午前十時寶飯郡農會事務所に於て舉行當日寶飯郡町村長會長其他公職者多數參列せり式  
 の次第は修祓降神供饌祝詞來を忌白に入れ搗精を奉仕玉串奉典撤饌昇神の順序なり。

第二目 献穀畠諸式典

(イ) 清 祓 式

清祓式は四月十八日午后二時より齋場に於て舉行知事代理辻山農務課長を初め縣農會長代理杉田技  
 師岩槻農林技師白井寶飯郡町村長會長杉浦郡農會副會長青山縣會議員各町村農會長町村農會技師員其  
 の他郡内有力者豊川町公職者並に國府町献穀田奉耕者一同參列せり式の次第は修祓降神供饌祝詞齋畠  
 を祓ふ玉串奉典撤饌昇神の順序にして嚴肅に行はれたり。

(ロ) 播 種 式

播種式は五月十六日午前十時より舉行知事代理辻山農務課長、織戸縣屬上野農事試験場長、片寄蠶業試験場、豊川支場長、岩槻農林技師、青山北河縣會議員、鈴木御油警察署長、其の他多數參列、最嚴肅に舉行せられたり。此日此儀を拜せん、遠近よりの參觀者夥しく、非常の賑ひを呈せり。今式の次第を記述せんに、鹽湯大座行事型の如く、降神、供饌、祝詞、獻穀者、奉耕者、神官より種子を受け齋高に播種し終りて、玉串奉奠、撤饌、昇神等順次行はれ式を終れり。

(六) 中 耕 式

中耕式は六月十一日午前八時、森島祭主により舉行、星野豊川町長、芳賀豊川區長、生田神官、日井技手等參列、嚴かに舉式式の次第は、獻穀田のそれと略同一なれば、此處に録するの煩を避けたり。

(三) 摘 穂 式

摘穂式は八月廿五日午前九時半より、豊川進雄神社境内に於て大祓の行事をなし、其れより齋場に於て別項の如き摘穂式を舉行せり。此日小幡知事支障の爲め、落合内務部長は、織戸縣屬を從へて臨場、上野農事試験場長、片寄蠶業試験場、豊川支場長、縣農會長代理、杉田技師、岩槻農林技師、青山北河各縣會議員、東三各都市農會長並に、寶飯郡町村長、會長、郡内各町村長、其の他各種產業團體長、地元公職者、國府獻穀田關係者等參列、全十一時半式を終る。此日天氣清澄、午前六時を期し、第一回の合圖として、數發の煙火を打揚げ、祝典氣分横溢す。町内一般は祝意を表して、國旗を掲揚し、近郷近在より陸續として、拜觀者集ひ來り、開式前より齋場並に進雄神社附近は立錫の餘地なく、異常の賑ひを呈せり。殊に粟摘師を摘穂行事に加へられし事として、奉

耕男女等熱心に奉仕す。其一舉手一投足にも熱誠籠り、參觀者一同をして襟を正さしめたり。

齋 高 摘 穂 式 次 第 昭和三年八月廿五日

大祓 (豊川進雄神社境内に於て)

- 時刻諸員位置に着く
- 次 切麻司切麻を頷つ
- 次 齋主祓を仰す
- 次 祓主祓詞を宣る
- 次 諸員切麻を脱て祓ふ
- 次 大麻司大麻を行ふ
- 次 切麻司切麻を撤す
- 次 祓物を裂く
- 次 祭具祓物を脱て川に向ふ
- 次 粟摘師をなす
- 次 退下

摘 穂 式

- 時刻諸員所定の位置に着く
- 次 典禮式が始むる由を告ぐ





搗米式は十月一日午前十時豊川町大字麻生田神社境内の式場に於て舉行麻生田農事改良實行組合の精穀場に於て搗精行事を爲し、谷口寶飯郡町村長會長代理星野豊川町長神谷豊川町助役白井田中兩技手並に麻生田區公職者多數參列せり。尙麻生田區は本日の搗精式に就て大に協賛し、投餅及び施酒を行ひ終日大に賑へり。式典の模様は一同着床鹽湯大麻行事に初まり、降神祝詞獻穀者神官より粟を受け麻生田農事改良實行組合精穀場に進み、搗精の儀を行へり。

第三目 民 謠

我國上古より農蠶の道すぐれ殊に農事は皇室に於かれても最も重ぜられ今回の御大典による大嘗祭は申す迄もなく宮中に行はせらる。新年祭の如き何れも耕耘の事に深き由緒の存する遇然にあらざるなり殊に本縣の如き住古は多數の伊勢神宮の御領地を有せし事神鳳抄玉葉鏡矢記等の示すが如し一楊御厨の内なる岩塚町七社の社の杵こさ祭横井町高野宮の田組祭の如き傳統的特種の歌詞を持てり、浮華なる外來文化漸く純朴なる農村に浸潤するに鑑み曩昔には東京青年會館に於て盆踊稻搗歌等郷土藝術を公開したるか如き誠に時代に適應せる措置にして獻穀田高の諸式典に古典を考察し郷土の景趣を織込みたる歌謠を加へられたるも諸種の理由あらんも又斯る理由も逸す可からざるものなるべし。  
獻穀御田植式にて奉仕せる御田植踊及拔穂式にて舉行せる豊年音頭及び獻穀品摘穂式にて執行せる粟摘唄は歌詞作曲振付共本縣岩槻農林技師の作になり郷土的色彩濃厚なる民謠にして左の如きものなり。

献穀田御田植唄

岩槻三江謹作

(ハ)調四拍子

Musical notation for the song. It consists of two staves of numbers (0-7) with lyrics written below. The first staff has a tempo marking '(ハ)調四拍子' and a key signature '太'. The second staff also has a key signature '太'. The lyrics are: 一、今年よいと！我皇さまの御代のはじめの祝ひ年 悠紀のお庭に捧げましよ 二、誠こめたる此の田の米を 三、水は濁らぬ音羽の流れ 土地は豊かな國府の里 四、霞む大空朝日に映えて 露の玉苗うるはしや 五、並ぶ早乙女揃ふた小笠 唄も手ぶりも氣も揃ふ 六、皇がよはひの萬歳稻を 植ゑて稔りを祈りましよ 七、北に本宮西には宮路 御田をまもりの二柱

### 献穀島粟摘唄

(ハ)調二拍手 (ゆつたりと)

岩槻三江謹作

太 太 太 太

02 34 | 6 7 6 | 7 6 3 | 5 7 1 7 | 6 6 4 | 3 0 | 03 31 | 34 6 7

1. コトシ ヨイ トーシ ワガキ ミ サーマ ノ ミヨノ ハーギー  
 2. まこと こめ たーる みはたの あーは を ヨキの おーにー  
 3. サンシ ヲト ヲー カーハ ユタカナ サー ト ヲハタニ コーガ  
 4. やさし をと めーが つみほの ーた やーつー  
 5. アハハ メデ ターイ ヤチヨノ アーハ ヲモ てーんー  
 6. きよき ここ ーろーで そだてた あーは ヲミ ーハ  
 7. トヨノ カハ ーセーノ ナガレハ ツーキ アハノ ミーハ

太 太 太 太

7 7 6 | 7 1 7 6 0 | 6 7 1 6 | 4 6 7 | 3 4 6 4 | 3 0 | 2 3 3 6 4 4 | 3 0

メー ノー ヨー イー ハー ヒドシ イハイド シ  
 はー にー ヲー さー さー げま し げま し し  
 ネー ノー ヲー ミー ノー ルサ ト ルサ ト  
 かー のー ヲー ほー でー まね く ほー でー まね く  
 ヲー トー ヲー イー ノー りマ シ ヲー ノー りマ シ  
 しー もー ヲー おー よー ろこ び ー おー よー ろこ び  
 ター ノー ヲー ナー モー ツキ ス ツキ ス

- 一、今年よい年我皇さまの御代のはじめの祝ひ年
- 二、誠こめたるみ島の粟を 悠紀のお庭に捧げましょ
- 三、三州豊川ゆたかな里よ 島にこがねのみのる里
- 四、やさし乙女が摘穂の唄を 粟は八束の穂で招く
- 五、粟はめでたい八千代の粟よ 御代も八千代と祈りましょ
- 六、清き心で育てた粟を 神も天子もおよろこび
- 七、豊の川瀬の流れは盡きぬ 粟のみ島の名も盡きぬ

### 献穀田豊年音頭

(ハ)調四分ノ四拍子 楽しげに 岩槻三江作

太 (音頭) 太 太 太 (穂子)

03 4 6 7 . 6 4 6 | 7 7 6 7 - | 0 1 1 7 . 6 4 6 | 7 6 4 3 | 0 7 7 1 7 6 4 6

コトシヤホーウー ネーーン ホニホーガサイータ ホウーネーンジャ

(二)二三四(三)二三四 (四)二三四(五)二三四 (一)二三四

太 太 太 太 (音頭) 太

7 7 7 6 7 - | 0 i 3 i 7 6 | 7 6 7 6 4 - | 0 4 6 7 3 . 1 7 3 | 1 7 7 6 7 -

マンサクジャ ヒトホセン ツーブ ヲセシ コーグ

(二)二三四 (三)二三四 (四)二三四 (五)二三四 (一)二三四

太 (穂子) 太 太 太 太 太 太

0 4 4 6 7 . 6 4 6 | 7 7 1 7 6 4 4 | 0 i i 3 7 . 6 4 6 | 0 7 7 7 7 | 0 - 0 -

ミー ヲー ハー パンザーイ オグーハ イヤサカ

(二)二三四 (三)二三四 (四)二三四 (五)二三四 (一)二三四

- 一、今年しや豊年 穂に穂が咲いた
  - 二、大和島根は 瑞穂の國よ
  - 三、國府は田ごころ よい米ごころ
  - 四、汗と誠を 一粒づきの米に宿した 穂の重さ
  - 五、神のめぐみで 穂のお米がみる 稔るお米が 國の基
- (一)二三四 (二)二三四 (三)二三四 (四)二三四 (五)二三四
- 手拍子ヲ三ツ 兩手ヲ右へ出シ 左手ヲカ 右手ヲカ 續テ刈ル姿 右手ヲ上ゲ 左手ヲ上ゲ  
 右へ向ク 三足右へ ザシ右足 ザシ左足 勢ニテ三株 左足ヲ出シ 右足ヲ出シ  
 四ニテ左向トナ ヲ出ス ヲ出シ 刈ル 跳躍 跳躍  
 リ手拍子

### 第四項 上 納

寶飯郡國府町渡邊七郎並豊川町小笠原徳太郎により收穫せられたる献穀米粟は、十月十九日本縣に納入せられ、更に本縣より十月二十日京都宮内省出張所に上納したり、之より先献納品上納に關する手續に付、縣は主務省の通牒に基き内務部長の名に依り、左の通寶飯郡農會長宛移牒せり。

農第一五八三號

昭和三年十月九日

愛知縣内務部長

寶飯郡農會長殿

献穀上納ニ關スル件

大警祭供御献穀ノ事務ニ關シテハ慎重ニ御取扱相成候コトト被存候處左記事項御注意相成度  
追而献穀ノ分量及容器等ニ付テハ本年三月三日付農第一五八三號通牒御參照ノ上萬遺算ナキヲ期セラレ度爲念申  
添候

記

一 献穀ニハ献穀者自筆ノ米粟ノ區別數量及住所氏名粟ヲ添付スルコト而シテ住所氏名ハ戸籍簿ト相違ナキヤ字畫ノ誤記等ナキ様注意スルコト

(書式)

縣 郡 町村大字

番地

#### 一 精米壹升

氏名

(精粟五合)

備考 奉書横ニツ折トシ之レヲ三ツ折トナシ其ノ中央ニ記載スルコト

右の通牒に接せる寶飯郡農會は直ちに夫々献穀者に通達し、所定の手續を執らしめたり、尙同農會にては献穀容器調製方を寶飯郡國府町大字國府依田四三二郎に命し、用材を充分に精選せしめたる桐を以て調製せしめたり、而して容器内部に入る可き布袋は白麻布を以て清淨を主とし、製作せしめたり、容器は桐二重箱印籠蓋とし、雪白の奉書に包み麻緒にて結び、白羽二重にて更に包み、米粟容器を一纏めにして杉箱に納め、白木綿にて覆ひ唐櫃に納むる事となせり。

十月十九日國府町大字國府渡邊七郎より納入す可き献穀精米は、唐櫃に納め注連を張り寶飯郡農會奉安所より粒々辛苦耕耘の事に従ひ今日の日を迎へたる奉耕者之れを昇ぎ、國府町農會技衛員田中久六郎、献穀者渡邊七郎及警察官之れを護り、奉耕者郡町村長會長各町村長の順にて愛知電氣鐵道國府驛に至り、同八時十五分國府驛發多數人士の見送りを受け名古屋に向へり、同日豊川町に於ても奉耕者一同午前六時献穀者小笠原徳太郎方に集合し、直ちに奉耕服姿となり、献穀粟を納めたる唐櫃を奉持して、午前七時町役場に一時安置し、豊川進雄神社に參拜し、中尾十郎渡邊小學校長先頭に立ち、献穀者小笠原徳太郎之れに續き、男子奉耕者献穀粟を納めたる唐櫃を奉昇し、護衛警官付添ひ、女子奉耕者田中技手町長其他之に従ひ行列を整へ、朝露に濡れし縣道を肅々と豊川驛に練り向へり、斯くて七時四十分愛電發にて、見送りの町會議員、各區長、農會總代、各種團休長其他多數の盛なる萬歳聲裡に發車、國府驛にて豫定の臨時列車に乗換へ、献穀米の一行と同乗一路名古屋屋に向へり、同日午前八時四十分堀田驛に下車、直ちに九臺の自動車に分乘

し愛知縣農會樓上にて小憩の上、本縣正廳に於ける獻穀上納式場に向へり。

獻穀上納式は十月十九日午前十時豫定の如く清掃せられたる本縣正廳に於て行はれたり。兩獻穀者、白井寶飯郡町村長會長、關係町村奉耕者等一同靜かに着席、正面には南面して小幡本縣知事着席し、左側には落合内務部長關係各課長、技師等列席す。席定まるや一同敬禮、米獻穀者渡邊七郎精米を恭しく知事に捧呈し、知事は具さに点檢の上受納、更に粟獻穀者小笠原徳太郎精粟を謹んで知事に提出し、知事は同じく之れを点檢の上受納し、定められたる案上に安置せり。次で知事は參列者に對し、嚴かに左の如き告辭を爲せり。

獻穀上納式知事訓辭要旨

本日茲に大嘗祭供御の獻穀を上納になりましたが見事な出來榮で洵に欣幸とする所であります。縣に於ては直ちに京都皇宮御所大禮使出張所に上納の手續を致します。大嘗祭は天皇御位に即かせられたる後始めて親しく新穀を以て天祖及天神地祇を請饗せられ、且つ主上御自らも聞し食す所の大祀でありまして、御即位の禮と同じく御一代に唯一度行はせらるる所の大典であります。此の大嘗祭の庭積機代物として、獻穀を御嘉納になつて神前に供せらるゝことは明治四十年明治天皇の大嘗祭の御時に始められた御新例でありまして、皇室の農事御獎勵の御趣旨に出たるものであります。

今上天皇陛下は、明治天皇以來の御慣例に依らせられ、今年の大嘗祭には朝鮮臺灣樺太道府縣毎に精米一升精粟五合の獻納を御採納あらせらるゝことは、其の本を忘れ給はず、民命を重じ給ひ、彌々農事を勵ましめ給ふ大御心に外ならぬ次第であります。本年此榮譽ある獻穀につき寶飯郡が其の任に當ら

れ、本日茲に目出度上納せられたことは洵に御同慶に堪えない所であり、希くは今日名譽を荷はれたる獻穀者御兩君を始め奉耕者諸士は、爾今一層農事に精勵し、民風作興の上に努力せられ、永く此の名譽を失墜せられざらんことを希望する次第であります。

尙此の獻穀に就ましては、地元兩町當局各位並に郡農會及郡内各町村長各位の一方ならざる御心勞に對し、衷心より感謝する次第であります。

之れに對し、白井郡町村長會長獻穀者を代表して答辭を述べ、一同敬禮、午前十一時式を終れり。次で別室に於て茶菓を饗せられ、玄關前にて記念撮影の上、午後二時より大典記念名古屋博覽會野外劇場に於て、御田植踊粟摘踊豊年音頭を實演公開し、觀衆の大喝采を受け、次で熱田神宮に詣り、無事重任を果したる御禮の祈禱を爲し歸途につけり。

本縣にては即夜橋本・加藤兩屬獻穀を携へて上洛し、廿日京都皇宮内臨時宮内省出張所に納入の手續を了せり。

假記

- 一 精米 壹升
- 一 精粟 五合

但大嘗祭庭積機代物  
右獻納相成領收候也

昭和三年十月二十日

臨時宮内省出張所

愛知縣知事 小幡 豊治 殿

斯くて本縣より改めて寶飯郡農會長に對し左の如き通牒を發せり。  
農第一五八三號

昭和三年十月二十三日

愛知縣内務部長

寶飯郡農會長 殿

大嘗祭 獻穀ノ件

十月十九日上納相成候大嘗祭獻穀八月二十日京都皇宮御所大禮使出張所ニ獻納候條、獻穀者ヲ始メ關係方面へ御示達相成度

### 第二款 御買上庭積机代物

#### 第一項 原產地ニ其由緒

昭和三年二月二十四日付を以て大禮使調度部長より大禮舉行の節大嘗祭の儀用庭積机代物御買上に付左記の通り通達に接し、續て三月一日付松村農林省農林局長よりも之に關し通牒ありたり。

大禮使調度部發第二〇號

昭和三年二月二十四日

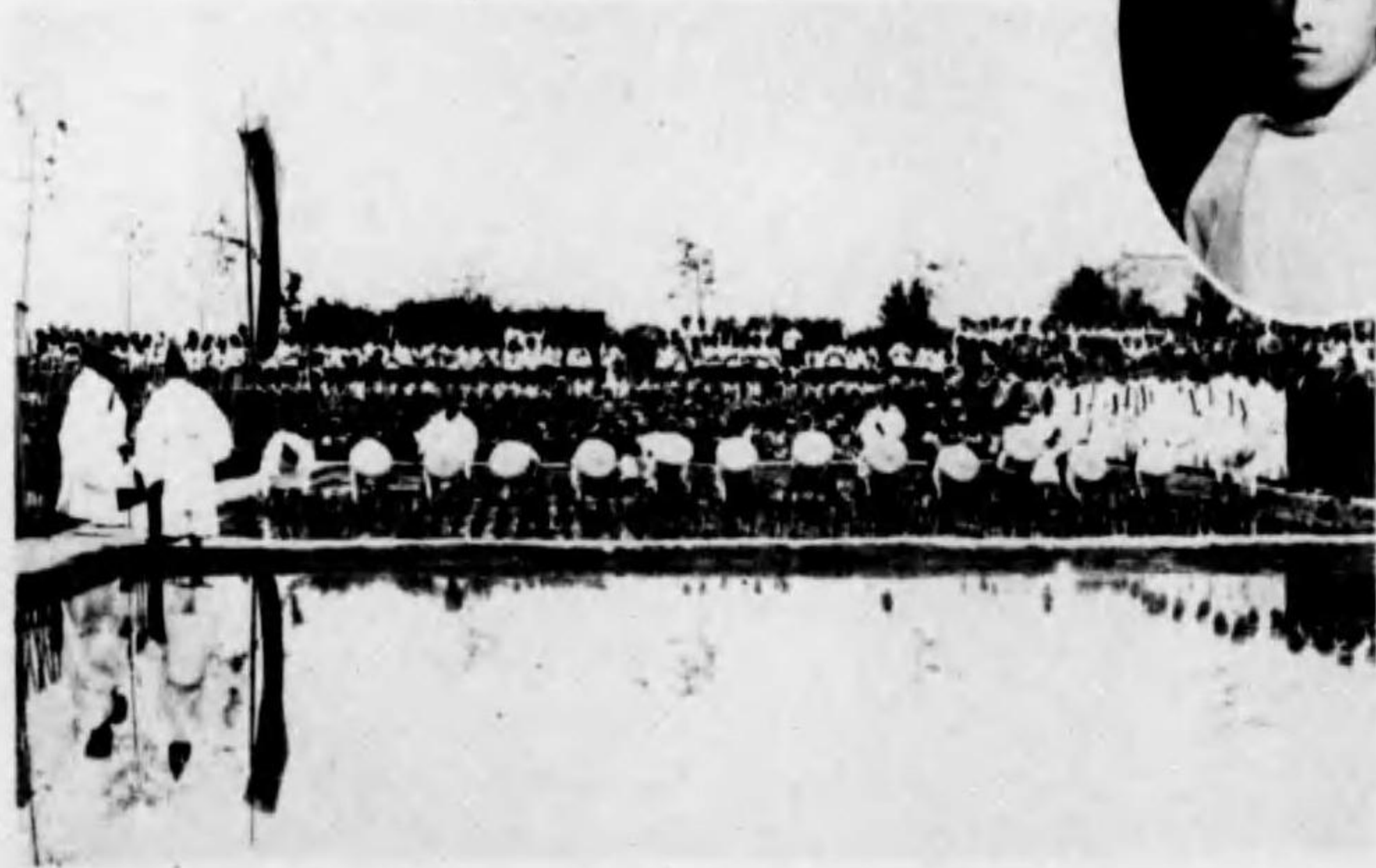
大禮使調度部長

愛知縣知事 殿

拜啓今秋大禮舉行ノ節大嘗祭ノ儀用庭積机代物別紙ノ通り貴縣ニ注文致度ニ付適當ノ供給人御選定



獻穀者(米)寶飯郡國府町 渡邊七郎



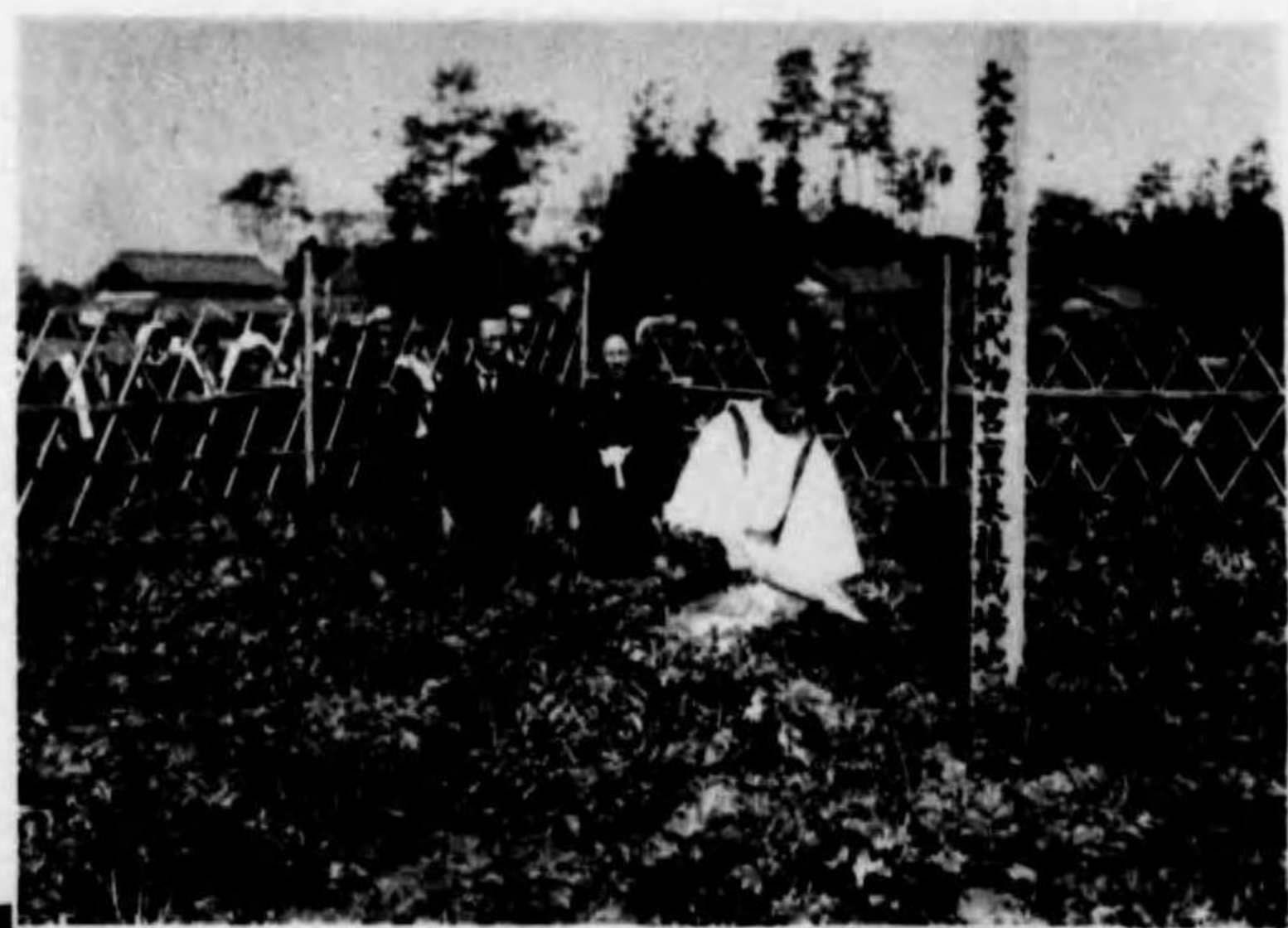
(日七月六) 式植田御田穀獻



獻穀者(粟)寶飯郡豊川町 小笠原徳太郎



(日五十二月八) 踊摘粟頭社社神雄進町川豊



西春日井郡春日村  
庭積机代物業蔬菜栽培地



庭積机代物小麥供納式  
(於正廳十月三十日)



庭積机代物干海參供納式  
(於正廳十月三十日)



(日五月一十) 堂事議會縣於 式納供蔬菜根運物代机積庭



ノ上納入方御命シ被下度  
追テ變質腐敗シ易キ物ハ十一月七日迄ニ其他ハ十月末日迄ニ京都大宮御所内大禮使調度部へ納入ノ  
事ニ御取計ヒ相成度

記

- 一 小麦 壹升
- 一 蓮根 五本
- 一 菜菔 五本
- 一 干海參 百五拾匁 以上

農第二二五四號

昭和三年三月一日

農林省農務局長 松村真一郎

愛知縣知事殿

大嘗祭庭積机代物供納ニ關スル件

大嘗祭庭積机代物トシテ貴管下産左記品目大禮使ヨリ買上ゲ相成ベクニ付別記事項御了知ノ上十月三十一日但シ腐敗等ノ虞ノ爲期日ヲ指定セルモノニ付テハ其ノ日迄ニ京都皇宮内大禮使調度部出張所ニ納入相成度尙例年新嘗祭ニ献穀相成居候精米精粟ハ二月二十五日官報大禮使彙報ヲ以テ公示相成候通本年ニ於テハ大嘗祭庭積机代物トシテ献納致スコト、相成候ニ付十月三十一日迄ニ京都皇宮内大禮使調度部出張所ニ納入方御取計相成度依命此段及通牒候也  
追テ買上ゲハ大禮使調度部ニ於テ取計ハルベキニ付代金請求書等ハ同部ニ御提出相成度申添候

品目	數量	備考
小麥	一升	
蓮根	五本	
菜菔	五本	葉ヲ除去シテ供納ノコト
干海參	百五十匁	

別記

- 一、納入者ノ住所氏名及納入品目ハ決定次第速ニ農林省ニ報告スルコト
  - 二、納入スベキ物品ハ各品目ニ付一種類トスルコト
  - 三、納入スベキ物品ハ特ニ清淨ヲ旨トシ尙腐敗ノ虞アルモノハ採取時期上ニ充分注意スルコト
  - 四、容器及荷造等ハ適宜ニテ差支ナキモ堅牢ヲ旨トシ惡臭ヲ有スル材料ヲ用ヒザルコト
  - 五、穀類等脱漏ノ虞アルモノハ麻袋ニ入レタル上容器ニ納ムルコト
  - 六、輸送ハ普通荷物ノ特別扱ニテ差支ナキコト
  - 七、納入ノ場合ハ本人及貴廳官吏ノ附添差支ナキコト
- 依テ總務部經理係内務部會計課に於テ専ら之が掌理に當リ先づ適當なる供納者ノ選擇を行ヘリ左に其の情況の概略を記述せん、菜菔は本縣蔬菜中重要なる地位を占め殊に宮重大根は其の名世に喧し尾張志春日井郡名産の項に「蘿蔔落合村枝郷宮重につくるを名産とし、年々將軍家に獻せらる。よつて當國の大根は他國に勝れるうちにも宮重の産を第一とす。中略頁原篤信が大和本草に蘿蔔云々尾州に種る尤もよし

他邦にも種子を傳へて種れきも尾州の産に不及云々見え物類品隣に尾張宮重菜菔伊勢日野松のごときはともに名産なり是を東都に植うる初年は稍異なることなし年を経れば形色ともに變す云々ともしるして他國にて「甚賞美す」とあり西春日井郡春日村は宮重大根の原産地にして先帝大禮の初にも大嘗祭机代物として供納の光榮に浴したる地なるを以て今回も同地方を適當なる候補地と定めたり蓮根は海部郡西春日井郡地方を中心として産額巨額に達し古來尾張蓮根の名を以て聞へたり海部郡地方産のものは大正二年昭和二年の兩度の陸軍特別大演習に當り名古屋御駐紮の際御料品として或は天覽品として數次の光榮に浴したる歴史を有するを以て海部郡地内の栽培最も盛なる津島町及其附近を適當なる候補地となせり小麥は尾張三河の平垣部共に栽培盛にして年産額二十三萬石に上り殊に碧海郡地方は栽培法發達し優良品種の普及と相俟て年々隆盛に向ひ發展の蹟著しきものあり依て安城町及其附近を候補地とせり干海參は幡豆郡佐久嶋村地方を適當と認め候補地と定めたり尾張徳川家藏内藤閑水撰張州雜志に「日間賀島海參の項に左の如き記事あり煎海參年久しく此地に而製す享保十九年中より別て多製之而大阪に出し長崎に送る製方は海鼠の腸砂よく去洗て鹽にして後釜に入れて煎之鼠の鳴く聲の如く云ふ時取上げて日に干す也云々松岡玄達云海參即沙蟻の乾く者俱名衣里骨字用土肉云々灸法授風仙花子二三粒即熱余詳于食鏡五雜俎曰其性溫補足敵入參故曰海參」尙安永庚子松平秀雲八十四歳の時の撰文明和庚子齋木孔の書ける海參説等をも掲げあり同地方一帯海參の産地たる事古來著名なり現在に於ても全地方は優良なる海參の産地なる事世間悉知の事實なり

斯くして候補地を定めたる上は供納者ノ選定に關し更に新業に關係密接なる産業團體の意見を徴するの必要あるを認め其の地農會長等に對し夫々照會を發し種々考究の結果左記の者を供納候補者に舉



けたり。

一 菜 菔 西春日井郡春日村 春日村農會長 鈴木彦右衛門

一 運 根 海部郡津島町大字津島 大橋瀧三郎

一 小 麥 碧海郡安城町大字安城 安城共同農場代表者 築山惣次郎

一 干 海 參 幡豆郡佐久嶋村 佐久嶋漁業組合會長 杉本龜太郎

尙警察部の手に依り、供納候補者の身許並本人及家族の保健状態供納候補地の衛生状況等詳細調査を依頼したる所、何れも身許確實にして其他の條項も亦良好の旨回答を得たり。依て前述各候補者を供納者に決定、直に左の如く農務局長に其氏名及供納品名を報告し、尙關係町村長宛依頼狀を發せり。

會發第一九八號

昭和三年五月十九日

愛知縣知事 小幡豐治

農林省農務局長殿

大警察ノ儀用庭積机代物供納ニ關スル件

三月一日付農第二二五四號ヲ以テ御通牒相成候標記ノ件左記ノ通供納者決定致候條此段及報告候也

左 記 (省略)

會發第一九八號

昭和三年五月十九日

愛知縣知事 小幡豐治

關係町村長宛

大警察ノ儀用庭積机代物ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ左記ノ者ヲ供納者ニ決定相成候ニツイテハ遺漏ナキ標充分御配慮相成度

左 記 (省略)

五月二十三日夫々本人の登應を求め午前十時内務部長より左記通達書を手交せられたり。

通 達 書

住 所 氏 名

今秋大禮御舉行ノ節大警察ノ儀用庭積ノ机代物トシテ(品名及數量) 月 日迄ニ縣廳ニ差出スヘシ

但容器其ノ他ニ付テハ當廳ノ指揮ヲ受クヘシ

愛知縣知事 小幡豐治

昭和三年五月二十三日

供納期日

品 名	縣廳差出期日
小 麥	十月二十日
干 海 參	十月二十日
蓮 根	十一月二日
菜 菔	十一月二日

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

縣應差出期日は其後に至り都合により左の如く變更したり。

小 麥	十月三十日	蓮 根	十一月五日
干 海 參	十月三十日	菜 菔	十一月五日

### 第二項 上 納

通達を受けたる各供納者は之を無上の光榮とし、何れも誠意栽培製造等に從事し、其の間町村農會技術員の指導本係員農務課水産課技術者巡回指導等に依り優良品の生産に努めたり、小麥は六月十八日供納者奉耕者安城町公職者本係員等列席の上、奉耕地碧海郡安城町大字安城字長田の祭場に於て拔穗式舉行其後苜蓿調製等専ら清淨を旨として取扱ひ、供納用として約二升の收穫を得、新しき箱に容れ縣應差出期日迄供納者宅に保管せり、干海參は全島近海にて捕獲せる海鼠の腸を去り、稀薄鹽を沸騰せしめたる中に入れ、充分煮熟したる後日乾焙焼を併施して製したるものにして、鐵力製の箱に容れ納入期日迄供納者宅に保管せり、菜菔は八月廿五日日本係長西春日井郡公職者農事團體關係者小學校兒童等列席の上、全郡春日村大字落合字名堀二〇番地畑二畝歩地を劃せる奉耕地に嚴肅なる播種式を行ひ、其の後栽培に力を注ぎし結果發育良好にして豫期の成績を納めたり、蓮根も亦成育極めて佳良にして、共に無事指定の期日に納入することを得たり。

第一回供納式は十月三十日正午縣廳に於て、落合總務部長、丸島經理係長、其他係員參列の上舉行せり、其の日小麥供納者代理安城町助役は奉耕者と共に登壇、良く乾燥したるものを雪白の麻袋に入れ更に清淨なる杉の箱に容れて納入せり、干海參は桐箱に入れたるを唐櫃に收め、之を數名の白丁に奉昇せしめ供納者引率納入したり、縣に於ては之等を更に新調したる桐箱に各別に納め、白布にて覆ひ、翌三十一日丸島經理係長鈴木林兩屬奉持して、正午京都大宮御所内大管宮齋庫に大禮使調度部員の手を経て無事納入せり、蓮根菜菔は十一月五日正午縣會議事堂に於て供納式を行ひ、落合總務部長以下列席せり。

蓮根は此日早且栽培地に於て縣係員の指揮に依り在郷軍人の應援にて、栽培田より堀取り泥を去り清水にてよく洗滌し、縣にて特に製したる竹籠に容れ白布にてよく覆ひ、津島神社神官に依りて修葺式舉行、後供納者津島町長津島町農會長付添ひ、自動車にて縣廳に搬入せり、菜菔も亦此の日早朝より栽培地に於て縣係員指揮の下に栽培畑より最もよく成育したるもの十數本を拔取り更に其の内より數本を選別して清水にて洗滌し、縣にて特に製したる竹籠に容れ白布にて覆ひ、全地小學校庭に祭壇を設け、村公職者小學校兒童青年團員等出席修葺式を行ひ、供納者奉耕者付添ひ、自動車にて縣廳に搬入せり、斯くて納入せられたる蓮根菜菔は翌六日村山農林主事補小倉農林技手服部佐藤兩書記之を奉持し、前項記載の如く無事京都大宮御所に納めたり。

大禮使に於ては机代物供納者に對し、受領書を交付せられたれば、之を供納者に傳達せり、縣に於ては机代物供納者が、献身的努力を以て、優良品の生産に努め、多額の失費をも厭はず、誠意事に當りたる其の盡力に對し、感謝の意を表するため、銀盃一個に知事の挨拶狀を添へて贈り、其の勞を犒へり。

### 第三節 繪 服

### 第一款 緋服上納の歴史的考察

緒言に述べたる如く大正四年の即位禮に際し、古典を重ぜさせ給ひ三河國に緋服調進を命じ給へり。之れ昭かに我が國神代以來發達せる蠶業に對する深き獎勵の御思召と拜察せらる。登極令附式(大嘗宮の儀)に「次に緋服並鹿服案上に載すを各殿の神座に安く掌典長奉仕とあり。此の緋服は「にきたへ」と訓し、和妙又は和栲ともしるし絹の古名なり。即位禮大嘗祭に神衣として鹿服或は鹿妙ともしるす」とともに、悠紀主基兩殿の神座に奠がせらるゝものにして、各竹の細目籠ひけこに納め四隅に龍眼木の葉をさし八脚の案に載せ神座の北邊左右緋服は西鹿服は東に安かせらるゝものと承る。然して緋服は古來三河國より調進するを例としたるは炳乎として國史に昭かなり。三河國が古來優良なる蠶糸國なる事は、延喜内藏式全民部式全主計式等に散見せり。尙今昔物語には犬頭糸の傳説あり優良なる蠶糸國なりし事知るべし。

更に三河國より伊勢神宮に神服を納入せるも著名の事實にして、羽田野榮木著三河國蠶糸考にも、神祇令全集解・大神宮延曆儀式帳・延喜大神宮式・内宮儀式帳・神宮雜例集・神鳳抄等を引用して説く所詳細なり。義解文に、「以參河赤引神調糸織作御衣」とある赤引糸のこと、古くは既に持統天皇紀に、閏五月丁未伊勢大神奏天皇曰、免伊勢國今年調役、然輪其二神郡赤引糸參拾伍斤、於來年當折其代」とあるは此の糸の名の物に見へたる始にて、字は赤引も明曳とも作りたれど、共に阿加良毘伎と訓む可しと云ふ。和名抄參河國八名郡服部(波止利)郷あるは神服織の居邑なる可し。栗田寛著新撰姓氏錄考證に、「當國人の物語に額田郡(案するに寶飯郡?)西郡に三好氏なる人ありて、古より神衣祭の前ごとくに麻糸を調進ること今に絶ず其他

に赤曳明神と云神あり」と云へり。尙緋服調進の由緒ありと認めらる可き神社に寶飯郡一宮村大字足山田服織神社、全部一宮村大字東上簗織神社あり。犬頭の糸に因めると思考さるものに、寶飯郡八幡村大字千両犬頭神社、碧海郡六ツ美村大字宮地精目犬頭社あり。然して三河國が常に大嘗會に和妙を供進せる事、左記の資料により明かなり。

#### 三河國は常に大嘗會に和妙を供進せる事

北山抄、九月上旬神服、使給、驛鈴、遣三河、又由加物、使卜部、遣三國、阿波國、荒妙衣料布等付、此使、御代如鈔、三河國より奉る神服を和妙と曰ふ。阿波の國より奉るを荒妙と曰ふ。  
延喜大嘗祭式、凡織神服者、九月上旬神祇官差神服社、給驛鈴一口、遣三河國、呼集神戶、卜定織神服、長二人織女六人工手二人、上訖率、長以下十人、將當國神服部所、輪調絲十鈞、飯向京、齋場、先祭、織屋、然後始織。

神祇官中行事、三河國和妙、神服、使神服氏一人、神部一人、かくて皇朝廷へも絹絲繩を貢き奉り、殊に御一代一度なる踐祚大嘗祭には、こも當國なる神戶の内より織神服長二人、織女六人工手二人を、皇京の齋場所に召されて、其調の絲を以て和妙を織り奉り、其外毎年に種々の物をなん貢ぎ奉りける。三河蠶絲考之は、貞觀儀式、神祇大嘗儀の條に、

九月上旬神祇官差神服社、神主一人、爲神服使、申官賜驛鈴一口、遣三河國、喚集神戶、卜定織神服、長二人、織女六人工手二人、上訖率、長以下十人、將當國神服部所、輪調絲十鈞、到來各五人、同乎十月上旬神服、使率、服長織女工手等、算十人、持神部所、輪調絲十鈞、到來各五人。

同、次各、神服使並國司齋場預率、服長織女等、領神服院、日々即兩國相共造神服院、一、神服院、神服殿、字日々並構以黒木葺、以管以葉柴、葺之、  
同、大政官符三河國司、

應進上服部女三人服長一人神調絲五鈎、使某位神服某甲

右爲供奉大會其所差件人充使所喚如件國宜承知使資調絲例例進上上

天明大會記、三河國より奉る神服をはにきたへ云ふす、し也兵範記、仁安三年七月六日乙未條、  
藏人信廣中上犬頭絲解文二通下官取之先内覽次持參院奏聞次皇太后宮御方件絲自參河國衛一向調四  
百勾近年以後三條女御御領碧海庄立券之中被籠此所出仍庄分進六十勾國領分進三百四十勾仍解文二  
通有地年中御服用途大畧申入宮御方畢

之れによれば往古王朝の盛時には特に勅使を派して三河國より和妙を奉らしめられし事亦明かにし  
て其他史に徴す可きもの多々あり、這般の消息を傳ふるものあるも繁に互るを以て此處に録せず、往古  
の三河國蠶業隆盛の事蹟並に和妙供進の次第は以上の記述を以て畧想像するに難からざる可し、

### 第二欸 繪服調進ノ拜命

#### 第一項 調進命令示達式

三河國が古來優良なる生絲の産地にして、大嘗祭に和妙を供進せる事、大正四年の御大禮に際し、和妙供  
進の恩命を蒙り無上の光榮を感じる事、既記の如し、二百五十萬縣民齊しく昭和大禮に際し、先例に準し本

縣に對し重ねて和妙供進の御下命を蒙らん事を祈念せり、即ち小幡本縣知事は民意赤誠の存する所を察  
し、大禮使調度部長大禮使參與官杉琢磨氏に對し左の如き依頼狀を發せり、

拜啓、益御清穆之段奉賀候、陳者大嘗祭ノ節悠紀殿主基殿ノ神座ニ安カルヘキ繪服ノ調進ハ古來三河國  
ニ限ラレ、曩ニ大正四年ノ大嘗祭ニモ本縣ニ於テ調進ノ光榮ニ浴シ候ニ付、本秋行ハセラルベキ大嘗祭  
ノ繪服調進方モ何卒本縣ニ御下命相成候様可然、御高配相煩ハシ、度右原料繭ハ蠶種ヨリ嚴選シ、春蠶期  
ニ於テ特別飼育セルモノヲ採用被致様ニモ拜承仕候、旁至急右様御決定被下様御取斗相願度、此段特ニ  
及御依頼候、敬具

昭和三年二月二十二日

愛知縣知事 小幡 豊 治

大禮使調度部長

大禮使參與官 杉 琢磨 殿

然る所、昭和三年三月十九日大禮使調度部長より左の依頼ありたり、

大禮使  
調度部 發第ニ六號ノ一

昭和三年三月十九日

大禮使 調度部長

愛知縣知事 殿

依 頼

一、繪 服 (白生絹) 四 匹

右ハ今秋大禮御舉行ノ節大嘗祭ノ儀用品ニ付、大正天皇御即位ノ先例ニ據リ、調進方御取計相成度、  
以 上

茲に於て知事は曩に 大正天皇即位禮の際之が原料繭の提供を命したる北設樂郡稻橋村武節村組合  
獻絲會に係員を派し、慎重調査を爲さしめたるに、同村に於ては直ちに臨時急施村會を招集し、種々熟議の  
結果、

(一) 當地方は海拔二千尺以上の高臺にして、四圍山岳重疊し寒氣酷烈を極め、春蠶の掃立の如きも五月十  
日以後に屬し、而も二輪經過後に於て大霜害の爲桑園全滅し蠶兒を放棄せし事例屢々あり、昨昭和二  
年の如きも霜害甚しく、爲に春蠶は著しく不作に陥りたるを以て、本年も萬一斯の如き天災あるに於  
ては恐懼の至りに付御辭退申度、大正天皇御即位の際は春蠶繭收穫後の御下命にて斯の如き心配無  
かりき)

(二) 當地方は山村にして、一養蠶家にして春蠶百貫以上を收購するもの極めて少数にして、且蠶室及其の  
設備等完全なるもの無く、而も時期遅きか爲に新築するの暇無く、從て繭服原料繭を得へき蠶兒を飼  
育する適當なる蠶室を得難し。

右理由により同會に於て原料繭の上納を辭退したるを以て、今回は命令の通達稍早きか故に先例は六  
月十八日特に寒冷なる地方を避け、且つ清淨に設備せる蠶室に於て特別飼育せる繭を以て調製するを適  
當と認め、且つ原料繭を提供するものと調製者とは之れを同一人と定むるを便利妥當とし、慎重調査を逐  
げ前記諸條件を具備するものを物色せる結果、岡崎市上六名町株式会社三龍社を最も適當と認め、遂に同  
社に繭服調製方を命ずる事に決定せられ、四月九日日本縣正廳に於て調進命令示達式を行ふ事となり、岡崎  
市長に對し左の如く命令を傳達する事となせり。

第一九六號

昭和三年四月七日

内務部長

岡崎市市長宛

贈服調製命令示達ニ關スル件

今秋行ハセラルヘキ大嘗祭ノ節悠紀殿主基殿ノ神座ニ安カルヘキ贈服ノ調製方貴部内株式会社三龍社ニ對シ命令可  
相成ニ付來ル九日午前九時三十分迄ニ左記ノ者御同道出頭相成度

追テ三龍社取締役社長ニハ社長印携帶セシメラレタク申添候

記

岡崎市上六名町字宮前一番地

株式会社 三龍社取締役社長

昭和三年四月七日岡崎市にては、本秋行はせらる可き御即位式に於ける大嘗祭贈服調進の儀を三龍社  
に命ぜられ、その示達式を九日本縣正廳に於て行はる可きの通知に接し、直に之を三龍社に傳ふ、三龍社に  
於ては恐懼措く所を知らず、乃ち社長田口百三は岡崎市長本多敏樹愛知縣蠶業取締所岡崎支所長鈴木光  
次郎の兩人と同道し、同社事務取締役田口東一外社員一名を隨へ九日定刻縣廳に出頭せり。

贈服調製示達式は小幡愛知縣知事以下内務警察學務土木の各部長、奏蠶系課長及び關係職員内務部各課  
長、大谷知事官房主事並に本多岡崎市長等參列のもとに、午前十時半縣正廳に於て嚴かに行はれたり。一同  
着席するや、奏蠶課長は開式の辭を述べ、次で、通達書を朗讀し、之を知事に呈す。知事は之れを拜命者田口  
社長に交付し、一場の訓示を興ふ。田口社長は謹みてこの光榮ある御下命を拜受し、誠心誠意を以て大任に  
奉仕すへき旨を誓ひ、請書に署名捺印の上知事に提出し、こゝに式を終れり。

通達書左の如し。

岡崎市上六名町字宮前一番地

株式会社 三 龍 社

今秋行ハセラルヘキ大嘗祭ノ節悠紀殿ノ神座ニ安カルヘキ贈服ヲ調製上納スヘシ

但シ左ノ通心得ヘシ

昭和三年四月九日

愛知縣知事 小 幡 豊 治

記

一 贈服ハ白生絹四匹トス

一 贈服ハ其ノ會社ニ於テ特別飼育セル繭ヲ以テ調製スベシ

一 飼育調製供納並其ノ他重要ナル事項ニ關シテハ總テ縣ノ指揮ヲ受クヘシ

尙席上小幡知事の訓示左の如し。

本日茲に大嘗祭の儀に於て悠紀主基兩殿の神座に安かるへき贈服の調製命令示達式を行ふに至りましたことは洵に光榮の極であります抑々我が愛知縣は古來最も優良生絲の生産地として知られ従て往時綱紀張り儀典整へる王朝の盛代に在つては特に 勅使を三河の國に派して和妙を上らしめ、神服を織り給ふを例とせられましたことは古い記録に明かな所であります。中世以後は兵亂相踵ぎ畏れ多くも皇室式微し長く此の事が中絶致して居りましたが、大正天皇御登極に當り諸事古式に則り茲に贈服上納のこゝも復活せられました之か調製方を本縣に御下命になつたことは既に御承知の通りであります。

今年秋冬の間に於て行はせらるゝ大嘗祭に當り古例に依り本縣か贈服調製の御下命に接しましたので縣は此の光榮ある調製者の選定に審議を重ねました結果三龍社に命ずることに決したのであります。

大正四年調進の際は原料繭の提供と繰絲機械を分割致しましたが、畏くも神座に安かるる贈服のこととありますから、蠶種より飼育收購乾燥繰絲機械に至る各過程を同一箇所にて系統的に履み行ふことか最も有意義にて、且製品も優秀のものか得られると信じたので、今回は一切を三龍社に命じた次第であります。三龍社は夙に蠶絲の業に従ひ、養蠶蠶種製絲各般の改善發達に、銳意努力し其の國家的貢獻は實に大なるものかあり、曩に大正四年贈服調進の光榮に浴し、茲に再び此の榮譽を擔はれたことは過去の歴史と現在の事業より觀て當然のこととあらうと思ひます。此の榮譽の大なる程從て其の責任も重大でありますから、社長は申すに及はず一職工に至るまで誠心誠意齊戒沐浴して克く此の大任を果されむことを切に望む次第であります。

尙ほ茲に特に一言致したいことは誠意謹嚴と質素の二點であります。千載一遇萬古不磨の御盛典に際し誠心謹嚴以て事に當るのは國民の當然執るべき道であることは申上げるまでもないことであります。但し、今回の御大禮並に大嘗祭も極めて御質素に行はせらるるに拜承致して居ります。畏くも朝見式の勅語にも「夫れ浮華を斥け質實を尙ひ」と仰せられてあります。贈服調進に於きましてはよく此の意を體し質素を旨とすることがやがて 聖旨に添ひ奉る所以であること信じますので、此の點特に御注意申し上げたいのであります。一方縣及市の關係者に於ても以上申述べました趣旨の下に、調進者を指導扶掖し、官民一致克く報恩の誠を輸し、此の大任を完うせられむことを切望する次第であります。

田口三龍社長は一行と共に縣廳退出後即時歸社の上社員の幹部を召集し、本多岡崎市長鈴木蘆業取締所岡崎支所長列席のもとに、縮服調進拜命の次第を傳達し、尙本多岡崎市長より一場の祝辭と訓戒を與へられたり。本縣に於ては示達式を終ると全時に、農林大臣並に大禮使調度部長宛に縮服調製者決定の件を左の如く報告せり。

蠶第二一〇號

昭和三年四月十七日

愛知縣知事 小幡 豐 治

農 林 大 臣 宛

大警察縮服調製者決定ノ件

今秋行ハセラルベキ大警察ノ節愍祀殿主基殿ノ神座ニ安カルベキ縮服調製方客月十九日付大禮使調度部長ヨリ本縣ニ御下命ニ付先例ニ基キ慎重調査ヲ遂ゲタル結果岡崎市上六名町株式會社三龍社ヲ適當ト認メ本月九日關係者ヲ縣廳ニ招致ノ上示達致シ候條右報告候也

蠶第二一九號

昭和三年四月十七日

愛知縣知事 小幡 豐 治

大禮使 調度部長 宛

大警察縮服調製者決定ノ件

大警察ノ儀御用品タル縮服調製方本年三月十九日付御下命ニ付先例ニ基キ慎重調査ヲ遂ゲタル結果左記ノ者最適當ト認メ本月九日關係者ヲ縣廳ニ招致ノ上示達致シ候條右報告候也

記

岡崎市上六名町字宮前一番地

株式會社 三 龍 社

又之れと全時に本縣に於ては、縮服上納に至るまで主務課に於て技術上の指導其他萬般の事務監督をなさしむべく、左記の如く係員を設けて秋毫の遺漏なきを期せり。

庶務會計儀式	屬田中 一 己	同	農林技手 井上 喜市
同	主事補 中根 一 孝	同	全 八木 一郎
桑 園	地方農林技師 芝 荒 雄	製糸 製織 地方農林技師 石 野 章 三	
同 畜	全 高橋 西雄	記録(兼任庶務會計儀式) 主事補 小 野 茂 夫	

因みに縮服調製を命せられたる三龍社は縣下有數の製糸會社にして、明治三十年六月資本金六萬圓の合資會社として設立せられ、當時釜數百六十二釜、生糸產額二百余捆に過ぎざりしに、漸次業績舉り、大正十二年組織を變更し株式會社とせり。現在資本金二百萬圓全額拂込濟各地に分工場を有し、敷地四萬六千坪建坪一萬五千坪を擁し、運轉釜數千六百釜、生絲製造高年額七千五百捆六萬七千五百貫に及びり。

### 第二二項 調進ノ準備

株式會社三龍社は、兼に大正四年 大正天皇御即位の大典に當り縮服調進の光榮に浴せるが、茲に再び此の限りなき榮譽の命令に接し、一同多大の感激を以て直に諸般の準備に着手し、四月十四日常務取締役田口東一を派して伊勢神宮に大命拜受の次第を奉告せしめ、又四月二十五日村社三島神社に奉告祭を執行せり。

而して會社は此の大任を完うせむには、社員舉つて誠心誠意奉仕に當るは勿論、普く各方面の援助を仰ぐことこの緊要なるを感じ、拜命當日社長田口百三は岡崎市役所岡崎警察署岡崎商工會議所等を歴訪し、御

下命拜受の挨拶を爲し奉仕中の後援を依頼するところありたり。尙今回は養蠶の始めより繕服謹織に至る各過程の總てを系統的に執り行ふべきものにして、光榮の大なると共に其の責任も亦一層の重きを加へたるを以て、之が準備に關しては慎重審議苟も遺漏なからむことを期し、社員に對しては調進拜命以來數回訓戒したるも、更に四月二十八日改めて社員並従業者の全員を集め拜命の次第を詳細報告し、此の際一人の過失も其の影響するところ極めて重大なるを以て、直接奉仕の任に當ると否とに拘らず各自相互に戒慎し協力一致以て此の大任を果さむことを訓戒せり。

調進所の施設に付ては總て縣の指揮に従ひ、織殿は前回の建物機械一式を修繕し潔齋の上之を使用し御料蠶室には織殿に近接せる當社蠶業講習所試験蠶室の一棟を以て之に充つる事と爲し、直に之が改造の工事に着手せり。然して改造して今回の御用に當てらるべき織殿は前述の如く大正天皇御大禮當時のものにして、當時三龍社にては其使命の重大なるに鑑み伊勢神宮御用絹製織に經驗ある葉栗郡木曾川町字割田河合爲七方に人を派して調査せしめ更に古式を調査し社長は勿論社員棟梁工人の末に至るまで齋戒沐浴事に當り完成せるものにて破風造とし坪數三十二坪動力室三坪七合五勺事務所及附屬建物四十七坪六合七勺合計八十三坪四合二勺なりき。當時織機は大和機製作に特種の技能を有せし碧海郡矢作町矢田傳次郎附屬織具は福井市長谷川與三郎方に於て齋戒沐浴之れを謹製せるものにして何れも質實簡素森嚴のものなり。

右繕服織殿平面圖縮尺二百分ノ一全御料蠶室平面圖縮尺同様及同所に於て使用せる養蠶製糸製織機械目錄は左表の如し。

繕服調進機械目錄

一、同育用具				
一、催青器	一箇		一、電熱煮蠶器	一臺
一、蠶箔	八百四十七枚		一、三籠式繅絲器	六臺
一、刺桑板	一箇		外附屬一式	
一、給桑壺	二十四箇		一、三籠式揚返機	三臺
外附屬一式			外附屬一式	
一、蒸氣乾燥機			一、機械織機	二臺
外附屬一式			但幅三尺六寸五分長二間高六尺一寸八分	
一、製絲機械			外附屬一式	
			一、整經機	一臺
			一、綜合機	一組
			一、管卷機	一組

次で奉仕事務を統轄分掌する爲、大嘗祭繕服調進所の制度を設け所長には社長自ら之に任し、以下の所員には會社重役並に社員中より之を任命することとせし、奉仕者は品行方正身体強健の上に忌服關係等綿密なる調査を行ひ嚴選の上其の該當事實なきことを證明せられたる者のみを選抜し、中にも直接奉仕者たる御料蠶部係員並織殿奉仕者等に付ては本縣衛生課吉川技師の派遣を乞ひ嚴重なる健康診断を爲さしめ適當なる者のみを選任したり。

又織殿に奉仕すへき選繭練絲揚返等の女工及織女に付ては、前例に倣ひ會社女工中特に三河國出生の乙女にして品行方正身体強健且技術優秀なるものに就き、一々社員を其の原籍地に派し親しく市町村役



場及各家庭につき、兩親並家風の如何はもとより忌服關係等詳細なる調査を行ひ本縣衛生課吉川技師に健康診斷を爲さしめ、爰に心身俱に清淨無垢の少女二十四名を選抜し、中二名宛を選齎及び揚返工女に、四名を繰繰工女に、六名を織女に夫々任命を了し、五月一日左の通り調進所規程及奉仕者氏名の報告を行ひたり。

### 大嘗祭繕服調進所規程

#### 第一章 總 則

第一條 本所ハ大嘗祭繕服調進所ト稱ス

第二條 本所ハ今秋行ハセラルヘキ御大典ニツキ株式会社三龍社ニ於テ拜セル大嘗祭繕服調製ノ御下命ニ對シ之カ調進ニ關シ一切ノ奉仕事務ヲ取扱フモノトス

第三條 本所ハ事務所ヲ岡崎市上六名町字宮前壹番地株式会社ニ置ク

#### 第二章 奉 仕 者

第四條 本所ニ所長一名副所長二名及顧問評議員若干名ヲ置ク  
所長ハ奉仕事務ヲ統理シ副所長ハ所長ト共ニ奉仕事務ヲ主掌ス

第五條 所長ハ株式会社三龍社取締役社長之ニ當ル

第六條 顧問ハ岡崎市ニ在住シ直接又ハ間接繕服調進事務ニ關係アル有力者中ヨリ之ヲ推薦シ評議員ハ株式会社三龍社相談役及役員中ヨリ所長之ヲ囑託ス

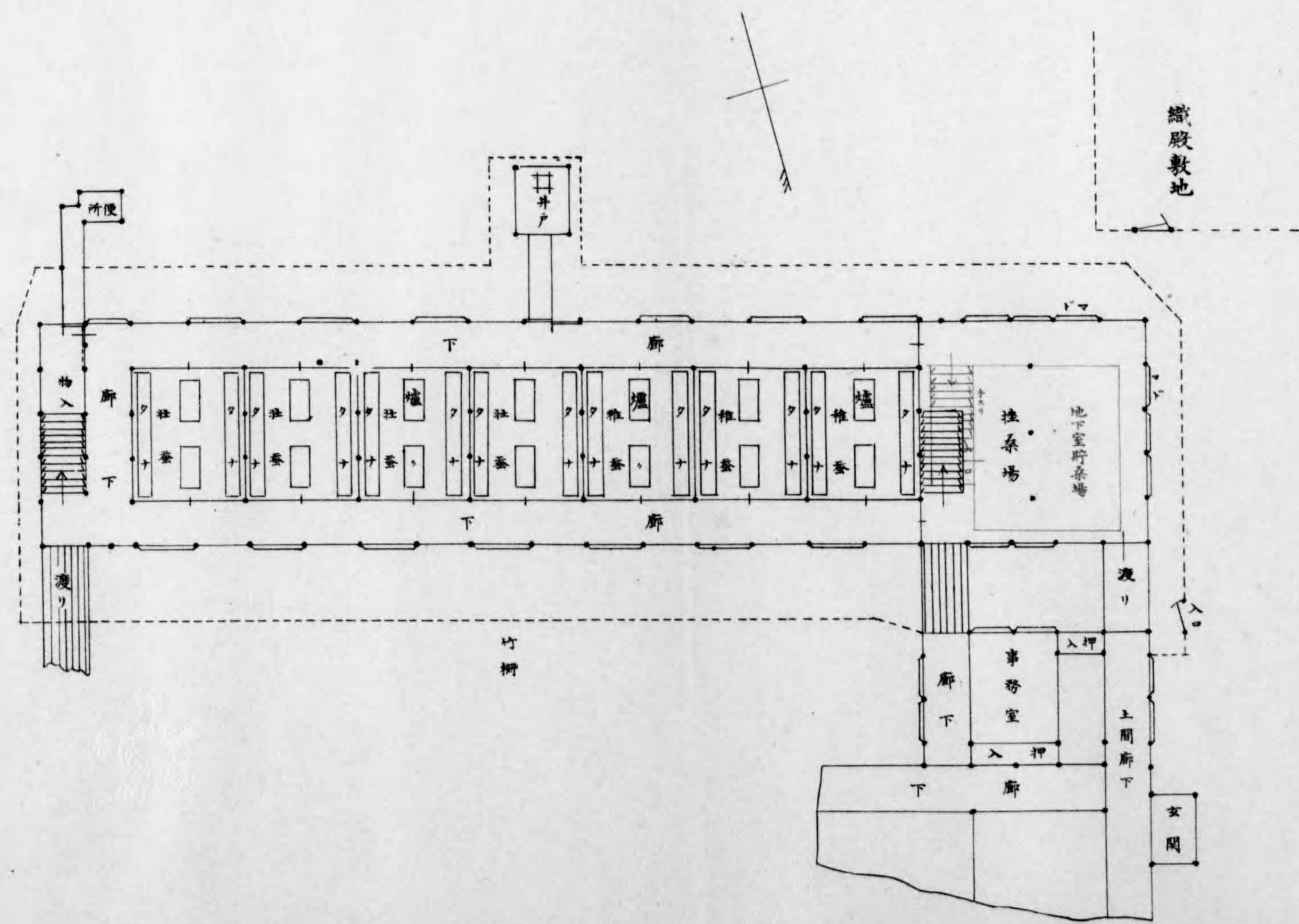
第七條 副所長以上所員ハ株式会社三龍社取締役及従業員ニシテ忌服令該當事項ナク且品行方正身

第六條 顧問ハ岡崎市ニ在住シ直接又ハ間接總務ニ關係アル有力者中ヨリ之ヲ推薦シ評議  
 員ハ株式會社三龍社相談役及役員中ヨリ所長之ヲ囑託ス  
 第七條 副所長以上所員ハ株式會社三龍社取締役及従業員ニシテ忌服令該當事項ナク且品行方正身

繒服御料蚕室平面圖

縮尺二百分一

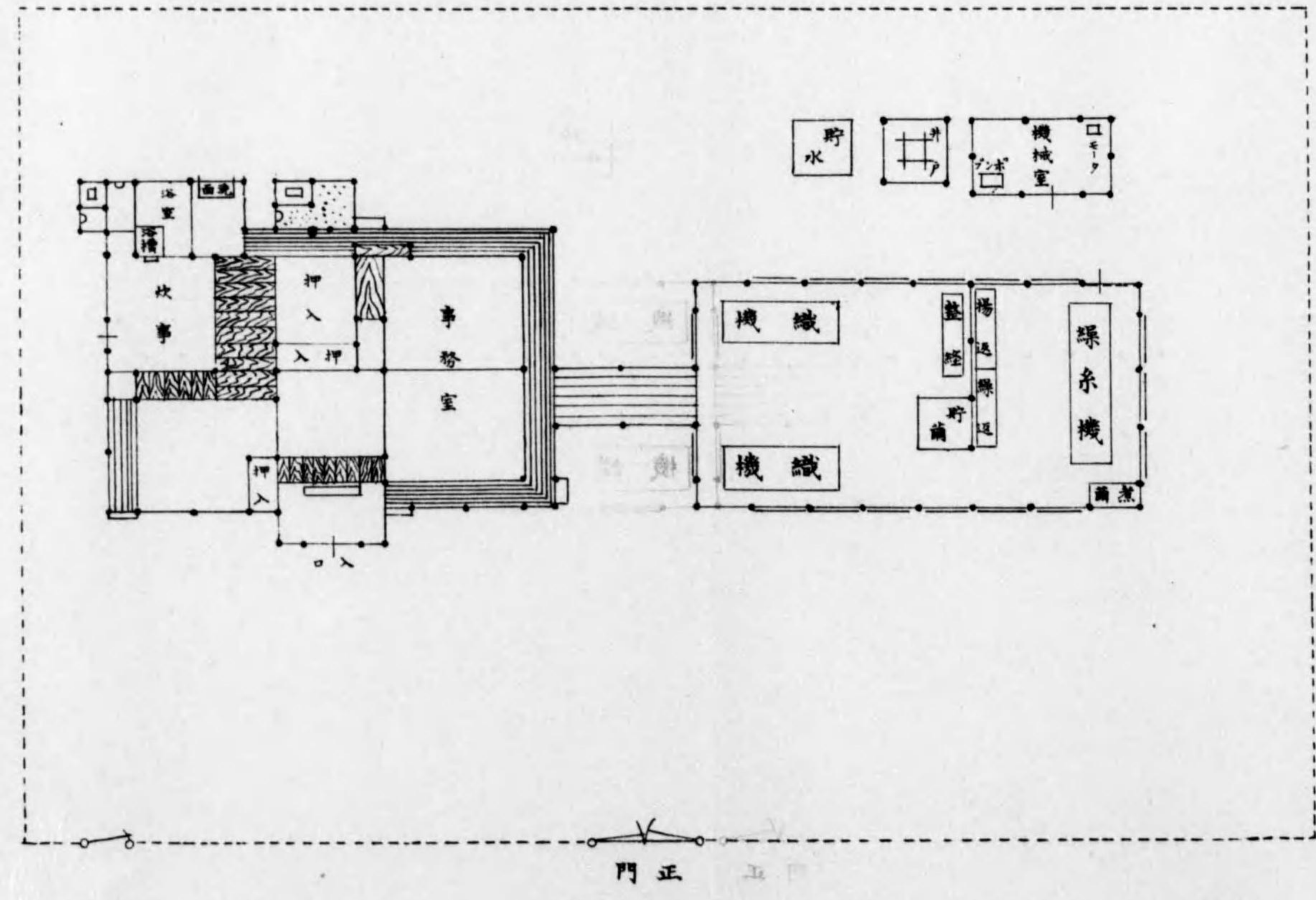
備考 社蚕期、盛り及上族ニハ全部、室ヲ使用セリ



製服織殿平面圖  
縮尺二百分之二

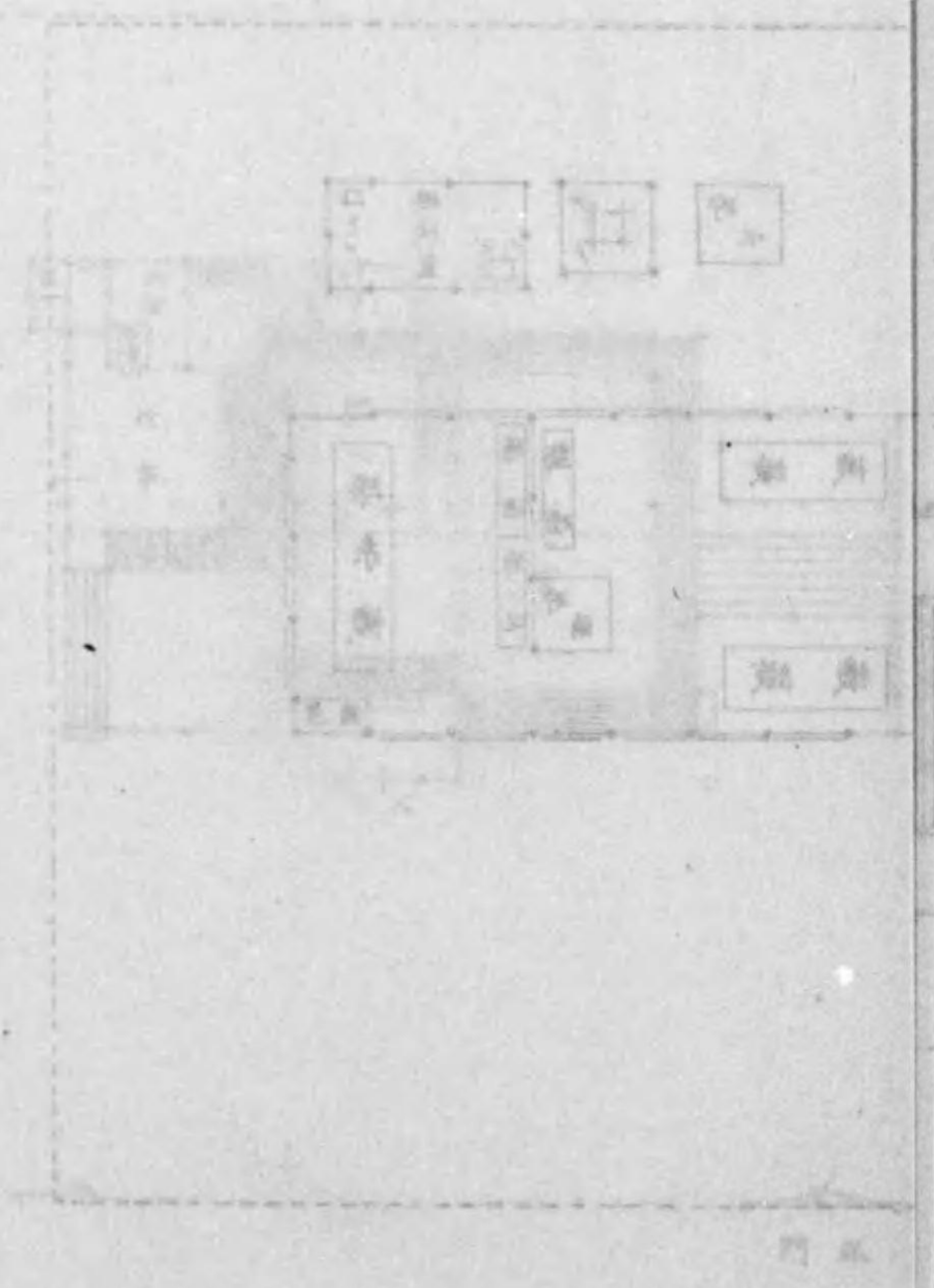
# 製服織殿平面圖

縮尺二百分之二



普那熱熱平面圖

第八百六十五號



体強健ナルモノノ中ヨリ所長之ヲ囑託ス

第三章 事務分掌

第八條 奉仕事務ノ遂行上左ノ部及係ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

一、總務部

庶務係

式典係

會計係

警務係

衛生係

用度係

營繕係

桑園係

飼育係

乾燥係

御料調進品保管係

一、御料調進部

一、織殿部

綠絲係

檢査係

機械係

原動係

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

第九條 部ニ部長一名係ニ主任一名係員若干名ヲ置ク  
第十條 各部係ハ左ノ事務ヲ分掌ス

一、總務部

庶務係

- 一、官公署關係ニ屬スル事務
- 一、文書ノ發受保存及重要書類ノ保管
- 一、記録
- 一、新聞雜誌應接並寄稿
- 一、一般來客ノ應接
- 一、其ノ他他部ニ屬セザル事務
- 式典係
- 一、式典ニ關スル一切ノ事務
- 會計係
- 一、計算ニ關スル一切ノ事務
- 警務係
- 一、桑園蠶室織殿及附近ノ警衛取締
- 衛生係
- 一、奉仕者並ニ株式會社三龍社一般從業者ノ保健衛生ニ關スル事務
- 用度係

一、需用品ノ購入及保管出納

營繕係

一、營繕及建設ニ關スル事務

一、御料廬部

桑園係

一、御料桑園ノ栽培管理

飼育係

一、御料廬蠶兒ノ飼育及收繭

乾燥係

一、御料廬ノ乾燥及選繭

一、織殿部

御料廬調進品保管係

一、乾燥選繭セラレタル御料廬及調製セラレタル繭服ノ保管

繰絲係

一、御料生絲ノ繰絲並再繰

検査係

一、御料生絲ノ品位検査

機械係

一 繕服ノ織立

原動係

一 御料生絲ノ繰絲並再繰用原動機ノ管理

第四章 服 務

第十一條 奉仕者ハ常ニ敬虔ヲ旨トシ誠意職務ニ従事スルハ勿論苟モ不敬ニ互ルカ如キ言動ナキ様細心ノ注意ヲ拂フヘシ

第十二條 奉仕者ニシテ服務期間中忌服令ニ該當スル事故發生シタルトキハ直ニ届出テ自ラ其ノ職ヲ退クヘシ

第五章 附 則

第十三條 本規定ハ昭和三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

繕服調進所奉仕者氏名

顧問 岡崎市長 本多敏樹岡崎警察署長 橋本健之助蠶業取締所岡崎支所長 鈴木光次郎岡崎商工會議所會頭 深田

三太夫帝國在籍軍人會岡崎市聯合分會長 土屋 齊

評議員 瀧定助田中新七千賀千太郎河合程平杉浦銀藏鈴木亮介

所 長 田口百三

副所長 田口東一田口宗平

總務部長 中野重義

庶務係 大槻傳次郎増井國雄林一郎石川令朗

式典係 田口孝重前田定二郎清水仙右衛門柴田武一郎

會計係 山田睦一松井保作

警務係 長瀬彌五八中川彦三郎小倉捨次桐谷安太郎稻川浩小林幸藏小栗末次郎三浦力藏後藤德藏稻垣志一郎近藤昌平

衛生係 河部菊次郎西尾正三戸田小三郎杉浦晃一林史郎神谷富次郎小栗豐作深谷信榮大竹又勝大澤藤吉

技師 山本義治

川度係 福増兼治郎小林勝吉戸田歳一池田富次郎

營繕係 天野新市郎小澤正孝長谷川忠三郎近藤魁治

御料圃部長 岡本耕作

桑園係 齋川岩助白井章一大須賀要平柴田孝昌

飼育係 高津綱一佐藤重太郎山本政雄本多繁右衛門長坂正男岡田良美松尾憲一三村俊雄山元知義水野太一安藤平齊

藤昂仁高橋邦七西川光雄鈴木宗吉伊藤勝市川衛西野入博安田安一德田善一入谷秀夫林清杉浦正雄長谷川正也東條寛一酒井練一寺川一男倉橋時治

乾燥係 大山源吉齊藤力三郎花井都三郎川合稔洞山義一

繰殿部長 岩井伊三郎

御料圃調進品保管係 林善太郎木田榮吉

繰絲係 三浦和一田代銀領

検査係 安藤爲三郎杉山又吉

第二篇 總務部 第一章 宮廷係

機械係 佐々木佐太郎、藤井康二

原動係 田中邦治

運搬工女 鈴木アキ、竹中まゆみ

繅絲工女 神谷シゲ、神谷マツノ、鈴木フジ、磯村ナミ、土井かなみ、高木三、江子、水野マツ、太田くれ、鈴木すゑ、丸尾喜美子、

保田ヨネ、梅村すゑ、横山なつへ、鈴木なつ子

揚返工女 木田ロク、杉浦ツダ

織 女 岡田フサエ、神谷すえ子、杉田まよ、本間三枝、福岡スミエ、中根ラク

尙奉仕中火災其の他一般警備事務に關しては、調進所規定中警務係を設け専らその責に任せしむるところありたるが、五月一日より岡崎警察署より晝夜警官一名の派遣を受け、又帝國在郷軍人會岡崎市聯合分會に於ては、別記大嘗祭總服調進所警備規程を設け、午後六時より翌日午前六時に至る間毎夜司令以下五名の衛兵を織殿に派し、織殿寢室竝に桑園の警戒に當り、岡崎市消防組は警備所を蠶種部構内に置き、器具置場を之に附屬せしめ、消防器具を備へ、織殿水槽及蠶種部貯水池を第一用水とし、更に東方約一丁の流水に貯水池を設けて豫備用水となし、以て構内の警備を嚴にし、岡崎市義勇火防團は隣接せる上六名町地内道路交叉點に警備所を設け、織殿近郊の警備に努めたり。

大嘗祭總服調進所警備規程 (帝國在郷軍人會岡崎市聯合分會)

第一條 本規定ハ昭和三年十一月御舉行ノ大嘗祭總服調進所タル織殿寢室並ニ其ノ桑園ノ警備ニ關スル事項ヲ規定スルモノトス

第二條 本警備ハ帝國在郷軍人會岡崎市聯合分會員中ヨリ毎日衛兵及ビ必要ニ際シ赴援隊ヲ出シ之ニ任スルモノトス

第三條 衛兵及赴援隊ハ一週間宛各分會及海軍班ニ於テ擔任シ其ノ編成左ノ如シ但シ三龍社班ニ限リ毎日一名宛ヲ服務セシムルモノトス

衛兵 司令(上等兵以上)一哨兵(内三龍社班員一名ヲ含ム)

赴援隊 長分會長又ハ分會副長(以下士以下一)

第四條 服務期間及時刻左ノ如シ

昭和三年五月一日ノ蠶兒發生ヨリ昭和三年十月中旬總服御用絹布上納時迄ノ間概ネ毎日午後六時ヨリ翌日午前六時迄トス其ノ服務差出區分ニ關シテハ別表ノ如シ

第五條 分會長ハ其ノ服務スル前週水曜日迄ニ服務人名ヲ聯合分會長ニ報告スヘシ若シ臨時事故ニ依リ變更ヲ要スル場合ハ其ノ都度機ヲ失セス加除訂正ヲ行フモノトス

第六條 衛兵ノ服裝ハ徒手ノ軍裝トシ木銃ヲ携行スルモノトス

第七條 衛兵ハ通常二名ヲ當番トシ午後九時ヨリ午前五時迄ノ間非番者ハ控所ニ於テ假眠スルコトヲ得

第八條 衛兵當番ハ通常二時間毎ニ交代シ司令ニ依リ巡察ニ服務スルモノトス

第九條 衛兵ハ司令ノ許可ナク控所ヲ離ルルコトヲ許サス

第十條 各分會長ハ自己分會員ノ服務ノ情態ヲ明カニスル爲自己若ハ在住ノ將校分會ノ役員等ヲ時々巡視セシメ警備ニ關スル獎勵注意ヲ促シ其ノ必要ナル所見ハ聯合分會長ニ通告スルモノトス

第十一條 司令ノ職務及上番衛兵ノ特別守則左ノ如シ

司令ノ職務

- 一、司令ハ毎日午後五時三十分迄ニ衛兵控所(三龍社織殿前盤室内)ニ到着シ三龍社係員ニ其ノ旨通告シ所要ノ指示ヲ受ケ服務スヘシ
- 二、司令ハ織殿及之ニ附屬スル蠶室桑園ノ警備保護ニ關シ身ヲ以テ其ノ責ニ任シ特ニ火災盜難非違ト認ムル者等ニ對シ警戒スヘシ
- 三、司令ハ自己若ハ衛兵ヲシテ屢々織殿及蠶室ノ外圍等ヲ巡察スヘシ又桑園ハ通常前半夜一回後半夜一回巡視セシメ非違者等ヲ警戒スヘシ
- 四、司令ハ勤務員來着セハ服裝検査ヲ爲シ服務中ノ勤務割ヲ定メ服務上ニ關スル所要ノ指示ヲ與ヘタル後服務セシムヘシ
- 五、司令ハ火急ノ場合ニ際シテハ係員ト協力シ適宜ノ處置ヲ爲シ萬遺憾ナキヲ期スルハ勿論三龍社聯合分會長所屬分會長市役所警察所等必要ト認ムル箇所ニ連ニ電話共ノ他ノ方法ヲ以テ急報シ要スレハ赴援隊ノ來援ヲ請求スルコトヲ得
- 六、司令ハ衛兵中疾病其ノ他ノ事故ニ依リ服務シ難キ者ヲ生シタルトキハ速ニ之カ交代者ヲ所屬分會長ニ請求スヘシ特ニ傳染病ノ疑ヒアル者發生ノ場合ハ機ヲ失セス三龍社警員ニ謀リ其ノ消毒等ニ萬遺憾ナキヲ期スヘシ
- 七、司令ハ勤務日誌ニ所要日誌記載例ニ準シノ記入ヲ爲シ服務ノ實情ヲ明確ニシ衛兵ノ勤怠ヲ監督シ併セテ後日ノ參考ニ資スルヲ要ス

八、司令ハ服務終了セハ服務中ノ狀況ヲ三龍社係員ニ通告シタル後衛兵ヲ解散セシムヘシ

當番衛兵特別守則

- 一、衛兵ハ司令ノ命ニ從ヒ織殿蠶室ノ警備保護ニ任シ火災盜難非違ト認ムル者等ニ對シ警戒ス
- 二、衛兵ハ時々織殿及蠶室ノ外圍ヲ巡察スルノ外控所ニ於テ服務スルモノトス
- 三、衛兵ハ織殿蠶室並其ノ近傍ニハ係員以外ノ者ノ近接ヲ許サス
- 四、衛兵ハ火災ヲ發見セハ火事ト呼ビ盜難其ノ他非常事變ニ際シテハ氣ヲ付ケテ呼ビ司令ニ急報シ機宜ノ處置ヲ爲シ萬遺憾ナキヲ期スヘシ
- 五、下番衛兵ハ上番衛兵ニ服務中ノ所事項ヲ確實ニ申繼タル後ニアラサレハ休息スルヲ許サス

衛兵及赴援隊服務割表

服 務 部 隊		計	
分 會 及 海 軍 班	三 龍 社	計	
司 令	衛 兵	衛 兵	衛 兵
一	三	一	五
赴 援 隊	衛 兵	計	
一	一	二	一
赴 援 隊	衛 兵	計	
一	一	二	一

五月自一日三島分會自六日連尺分會自十三日廣幡分會自二十日梅園分會自二十七日投分會  
 五月自五日三島分會自十二日連尺分會自十九日廣幡分會自廿六日梅園分會自六月二日投分會  
 六月自三日三島分會自十六日連尺分會自二十三日廣幡分會自三十日梅園分會





昭和大禮愛知縣記念録

量ニ報告致置候首題ノ御警備ニ關シ去ル五月一日ヨリ別紙規程ニ基キ聯合分會長以下會員一同赤誠ヲ以テ御警備ノ任ニ當リ申居候處本月二十五日ヲ以テ無事京都大警官神齋庫ニ上納相成候ニ付自然該勤務完了致候條報告候也  
追テ此間御警備ニ服シタル勤務者巡察ヲ含ムテ延人員ハ九百八十人ニシテ内譚次ノ如ニ御座候

- 1. 衛兵將校二八 下士五四 兵卒八〇三
- 2. 巡察將校七〇 下士二五

茲に於て本縣に在りては警備の任に當れる各團休員の長期間の犠牲的勞苦他の龜鑑とするに足るものなるを認め右美學に對し深甚なる謝意を表する爲めに左の如き感謝狀を作成し岡崎市長に托して交付方を依頼せり(感謝狀發送の件本節最後に記述す可きも便宜上茲に記す)

感謝狀

帝國在郷軍人會岡崎市聯合分會

本年四月總服調製命令三龍社ニ示達セララル、ヤ貴分會ハ岡崎市消防組同義勇火防團ト聯絡ヲ執リ會員一致協力晝夜之カ警備ニ任セラレ會社當局ノ熱誠ナル奉仕ト相俟ツテ目出度供納スルヲ得タルハ之レ全ク貴會員赤誠ニ職由スルモノニシテ茲ニ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス

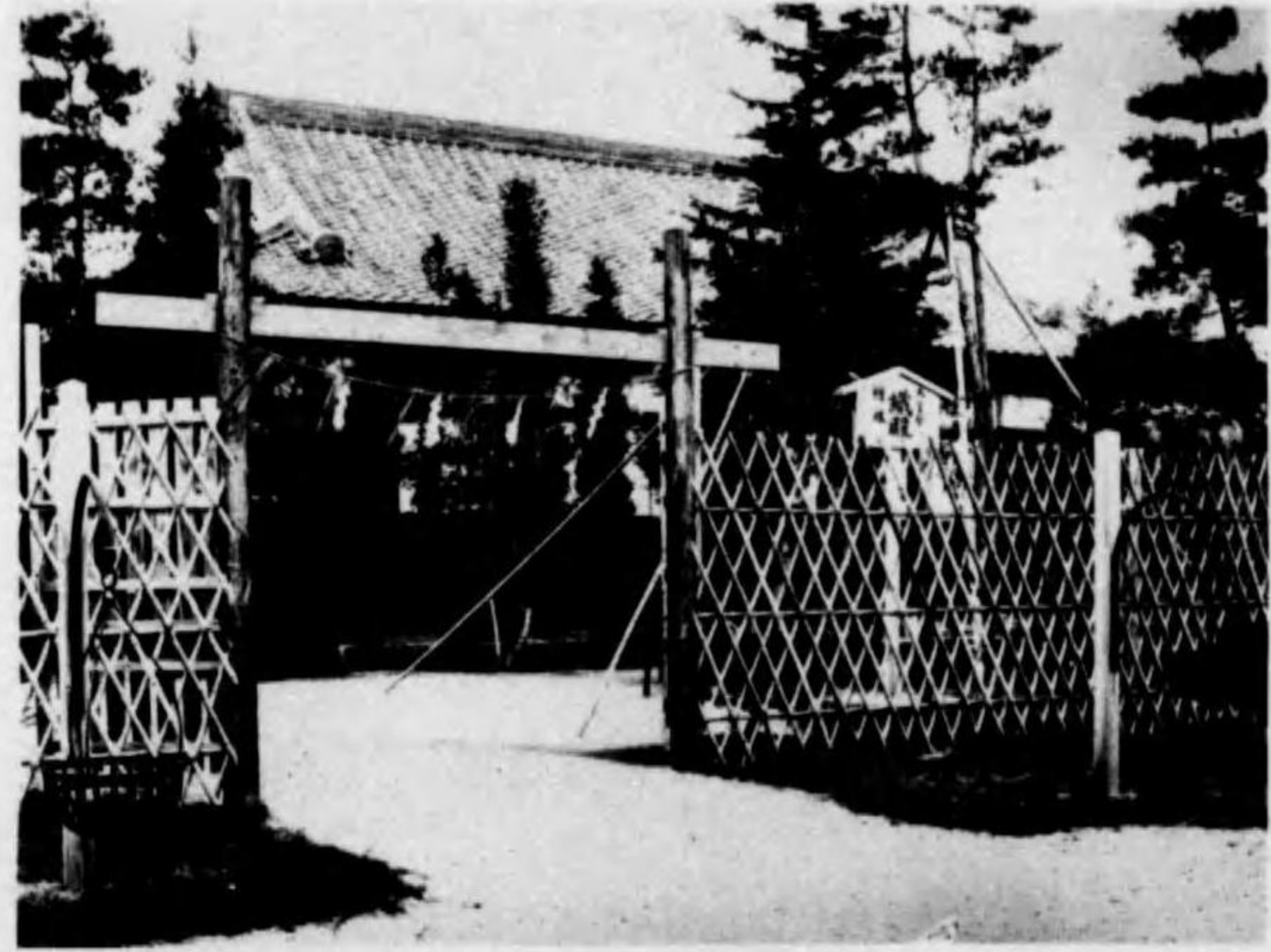
昭和三年十一月十九日

愛知縣知事 正四位勳三等 小幡 豊 治

感謝狀

岡崎市消防組

本年四月總服調製命令三龍社ニ示達セララル、ヤ貴組ハ帝國在郷軍人會岡崎市聯合分會岡崎市義勇火防團ト聯絡ヲ執リ組員一致協力晝夜之カ警備ニ任セラレ會社當局ノ熱誠ナル奉仕ト相俟ツテ目出度供



株式會社三龍社内大嘗祭總服織殿

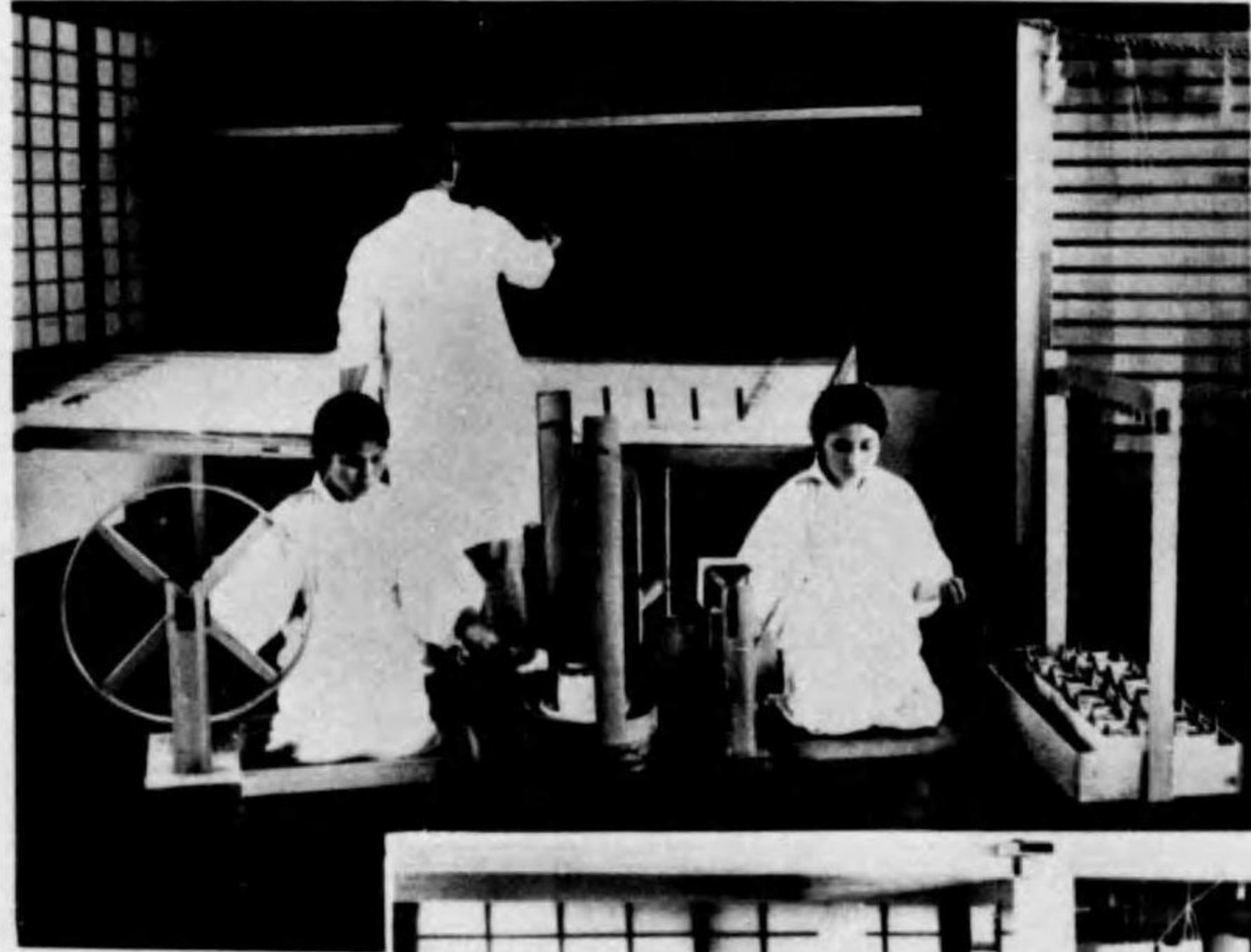
總服御料桑園

(岡崎市上六名町字行水)

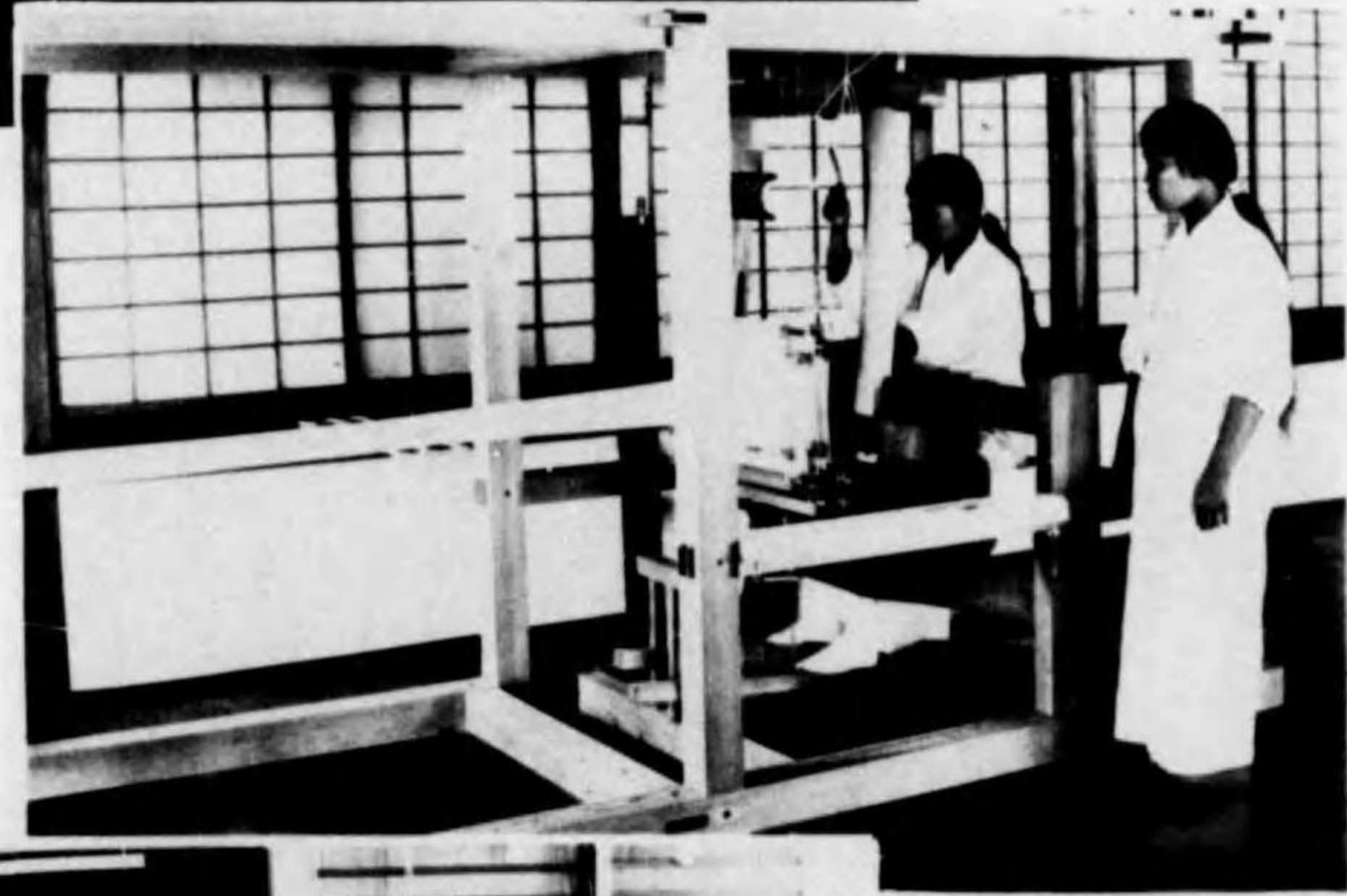


小幡知事御料蠶飼育狀況視察

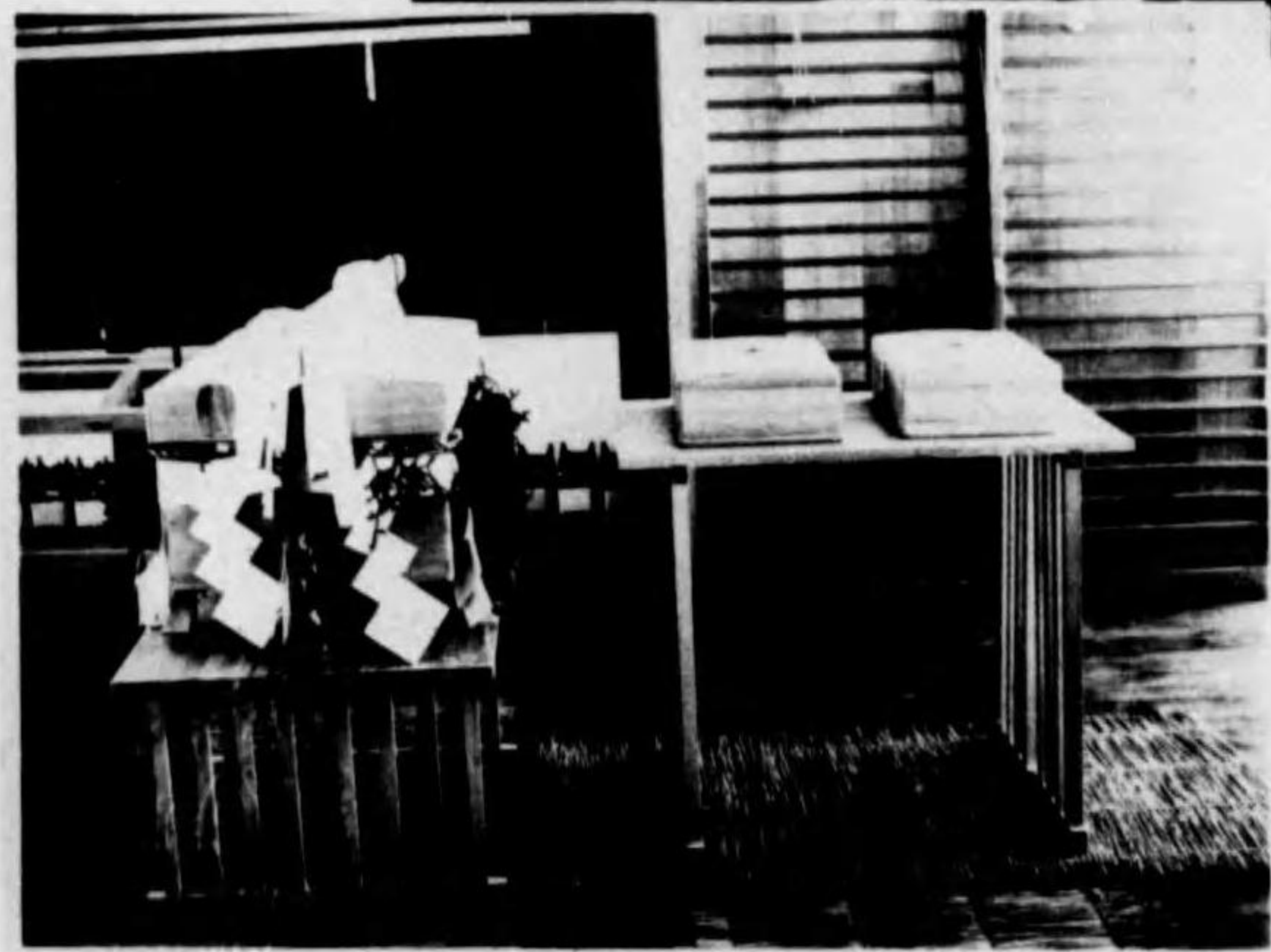
(於三龍社)



御料糸整經作業



繅服機織



案上繅服と供納用唐櫃  
(十月二十三日)



納スルヲ得タルハ之レ全ク貴組員ノ赤誠ニ職由スルモノニシテ茲ニ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス

昭和三年十一月十九日

愛知縣知事 正四位勳三等 小幡 豊治

感謝 謝 状

岡崎市 義勇 防火 團

本年四月綿服調製命令三龍社ニ示達セラル、ヤ貴團ハ帝國在郷軍人會岡崎市聯合分會岡崎市消防組ト聯絡ヲ執リ團員一致協力晝夜之カ警備ニ任セラレ會社當局ノ熱誠ナル奉仕ト相俟ツテ目出度供納スルヲ得タルハ之レ全ク貴團員ノ赤誠ニ職由スルモノニシテ茲ニ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス

昭和三年十一月十九日

愛知縣知事 正四位勳三等 小幡 豊治

### 第三款 御料蠶の飼育

#### 第一項 御料桑園の設定

綿服調進の御下命を拜するや、株式会社三龍社は直に岡崎市上六名町字行水所在五段壹畝七步壹合貳勺の桑園を以て御料桑園に選定し、又同町字茶の木原所在壹段五畝壹歩の桑園を御料豫備桑園に選定したり。

御料桑園は大正六年以來會社蠶種部試験桑園として今日に及べるものにして、桑樹は主として大葉早生改良鼠返和助十文字等の優良種を栽植し、地勢は東に水田を控へ西及南は水路に面して自ら一區劃を